

政策評価調書（個別票１）

【政策ごとの予算額等】

政策名		基本法制の維持及び整備 (社会経済情勢に対応した基本法制の整備)				
評価方式		総合	政策目標の達成度合い		番号	1
		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度概算要求額
予算 の 状 況	当 初 予 算 （ 千 円 ）	139, 076	114, 532	116, 823	130, 411	126, 575
	補 正 予 算 （ 千 円 ）	0	0	0		
	繰 越 し 等 （ 千 円 ）	45	0	0		
	計（千円）	139, 121	114, 532	116, 823		
執行額（千円）		99, 805	95, 772	91, 313		
政策評価結果の概算要求 への反映状況		評価結果を踏まえ、基本法制の整備事業を積極的に推進することとし、これに必要な経費を引き続き概算要求に計上した。				

政策評価調書（個別票2）

【政策に含まれる事項の整理】

政策名	基本法制の維持及び整備 (社会経済情勢に対応した基本法制の整備)					番号	1	(千円)		
	予 算 科 目						予算額		政策評価結果の反映に よる見直し額（削減 額）合計	
	整理番号	会計	組織／勘定	項	事項		26年度 当初予算額	27年度 概算要求額		
対応表に おいて● となっているもの	●	1	一般	法務本省	基本法制整備費	基本法制の整備に必要な経費		130,411	126,575	
	●	2								
	●	3								
	●	4								
	小計						130,411 の内数	126,575 の内数		
対応表に おいて◆ となっているもの	◆	1								
	◆	2								
	◆	3								
	◆	4								
	小計						の内数	の内数		
対応表に おいて○ となっているもの	○	1						< >	< >	
	○	2						< >	< >	
	○	3						< >	< >	
	○	4						< >	< >	
	小計						の内数	の内数		
対応表に おいて◇ となっているもの	◇	1						< >	< >	
	◇	2						< >	< >	
	◇	3						< >	< >	
	◇	4						< >	< >	
							の内数	の内数		
合計						130,411 の内数	126,575 の内数			

平成25年度政策評価書要旨

評価実施時期：平成27年 8 月
 (平成26年 8 月は中間報告)

担当部局名：大臣官房秘書課政策評価企画室，
 民事局総務課，刑事局総務課

施 策 名	社会経済情勢に対応した基本法制の整備		政策体系上の位置付け
	(評価書 5 頁)		I－1－(1)
施 策 の 概 要 (事業の概要)	情報化・国際化等の取引社会の変化に対応した民事基本法制の整備及び社会経済情勢により変化する犯罪状況に的確に対応することができる刑事基本法制の整備により，国民が豊かな創造性とエネルギーを発揮する社会の実現と，我が国の経済の活力の維持・向上に資するとともに，「事後チェック・救済型社会」の基盤を形成し，社会の安定に資するものとする。		
予 算 額	平成25年度予算額：116,823千円	評 価 方 式	総合評価方式
施 策 評 価 の 結 果 の 概 要	【民事関係】 ○国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律 本法は，いわゆるハーグ条約の国内実施法であり，第183回国会に提出し，平成25年 6 月12日に成立し，同月19日に公布された（施行は平成26年 4 月 1 日）。 ○民法の一部を改正する法律 本法は，民法900条 4 号ただし書の前半部分（嫡出でない子の相続分を嫡出子の相続分の 2 分の 1 とする部分）を削除するものであり，第185回国会に提出し，平成25年12月 5 日に成立し，同月11日に公布・施行された。 ○大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法 本法は，大規模な災害により借地上の建物が滅失した場合における借地人の保護等を図るための借地借家に関する特別な制度を設けるなどしたものであり，平成25年 6 月19日に成立し，同年 9 月25日に施行された。 ○被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法の一部を改正する法律 本法は，大規模な災害により区分所有建物が滅失又は重大な被害を受けた場合における措置として，多数決による建物の取壊しや敷地の売却を可能とする制度等を設けたものであり，平成25年 6 月19日に成立し，同月26日に施行された。 なお，会社法の一部を改正する法律案及び会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案は，平成25年度末時点において，成立・公布に至っていなかったが，平成26年 6 月20日に成立し，同月27日に公布された。 【刑事関係】 平成25年度に成立し又は公布された法律はない。 (評価結果の今後の政策への反映の方向性等) 【民事関係】 民事関係の法制について，所要の整備をしたことにより，国民の権利実現のために利用しやすい仕組みの形成や手続の迅速化・効率化を実現した。しかし，例えば，民法の債権関係の規定について，同法制定以来の社会経済情勢の変化に応じたものとし，国民一般に分かりやすい内容とする等の観点から，国民の生活や経済活動に関わりの深い契約に関する規定を中心に見直しを図るなど，今後も対応を必要とする課題がある。これらに速やかに対応しなければ，様々な面で円滑な経済活動に支障を来し，国民生活に影響を及ぼすことになるため，これまでの取組も踏まえ，平成26年度以降においても，引き続き，民事基本法制の整備を進めていくこととしている。 【刑事関係】 「情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律」の施行は既に完了しており，今後も，社会経済情勢を反映した犯罪状況に的確に対応することができる刑事基本法制の整備に努めていくこととしたい。また，企業の刑事責任の在り方については，両罰規定の漸進的整備を行うこととは別に，抜本的な見直しの必要性を見極めるべく，今後も引き続き検討を行うこととする。		
施策に 関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
	-----	-----	-----
	-----	-----	-----
	-----	-----	-----

政策評価調書（個別票 1）

【政策ごとの予算額等】

政策名		総合法律支援の充実				
評価方式			政策目標の達成度合い		番号	2
		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度概算要求額
予算 の 状 況	当 初 予 算 （ 千 円 ）	31,350,629	31,850,691	28,525,002	31,939,886	32,537,172
	補 正 予 算 （ 千 円 ）	0	△ 34,159	0		
	繰 越 し 等 （ 千 円 ）	573,961	0	0		
	計（千円）	31,924,590	31,816,532	28,525,002		
執行額（千円）		31,878,209	31,554,321	28,038,575		
政策評価結果の概算要求 への反映状況		該当なし				

政策評価調書（個別票2）

【政策に含まれる事項の整理】

政策名	総合法律支援の充実						番号	2		(千円)		
	予 算 科 目						予算額		政策評価結果の反映による見直し額（削減額）合計			
	整理番号	会計	組織／勘定	項	事項		26年度 当初予算額	27年度 概算要求額				
対応表において●となっているもの	●	1										
	●	2										
	●	3										
	●	4										
	小計						の内数	の内数				
対応表において◆となっているもの	◆	1	一般	法務本省	司法制度改革推進費	総合法律支援の充実強化に必要な経費	16,432,792	16,433,843				
	◆	2	一般	法務本省	日本司法支援センター運営費	日本司法支援センター運営費交付金に必要な経費	14,607,275	15,433,675				
	◆	3	東日本大震災復興特別	復興庁	東日本大震災復興日本司法支援センター運営費	東日本大震災復興日本司法支援センター運営費交付金に必要な経費	899,819	669,654				
	◆	4										
	小計						31,939,886 の内数	32,537,172 の内数				
対応表において○となっているもの	○	1					<	>				
	○	2					<	>				
	○	3					<	>				
	○	4					<	>				
	小計						の内数	の内数				
対応表において◇となっているもの	◇	1					<	>				
	◇	2					<	>				
	◇	3					<	>				
	◇	4					<	>				
							の内数	の内数				
合計							31,939,886 の内数	32,537,172 の内数				

政策評価調書（個別票１）

【政策ごとの予算額等】

政策名		法曹養成制度の充実				
評価方式		実績	政策目標の達成度合い	目標達成	番号	3
		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度概算要求額
予算 の 状 況	当 初 予 算 （ 千 円 ）	-	-	-	22,963	47,822
	補 正 予 算 （ 千 円 ）	-	-	-		
	繰 越 し 等 （ 千 円 ）	-	-	-		
	計（千円）	0	0	0		
執行額（千円）		-	-	-		
政策評価結果の概算要求 への反映状況		法曹有資格者の活動領域の在り方に関する検討については、法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会（平成25年9月24日法務大臣決定により設置）並びに国・地方自治体・福祉等の分野における法曹有資格者の活動領域の拡大に関する分科会、企業における法曹有資格者の活動領域の拡大に関する分科会及び法曹有資格者の海外展開に関する分科会（それぞれ平成25年10月11日法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会決定により設置）を開催し、更なる活動領域の拡大を図るための試行及び検討を行った。平成26年度に予算措置を行った法曹有資格者の海外展開を促進する方策を検討するための調査研究についても、海外展開に関する試行方策の一つと位置づけている。 有識者懇談会及び各分科会については、平成27年7月15日の設置期限までの間、試行及び検討を継続する予定であり、調査研究についても、対象国を拡大するとともに、対象範囲をより日本企業等のニーズに即したものとした上で、継続する。				

政策評価調書（個別票2）

【政策に含まれる事項の整理】

政策名	法曹養成制度の充実						番号	3	(千円)		
	予 算 科 目						予算額		政策評価結果の反映による見直し額（削減額）合計		
	整理番号	会計	組織／勘定	項	事項		26年度 当初予算額	27年度 概算要求額			
対応表において●となっているもの	●	1	一般	法務本省	法務本省共通費	法務本省一般行政に必要な経費	22,963	47,822			
	●	2									
	●	3									
	●	4									
	小計						22,963 の内数	47,822 の内数			
対応表において◆となっているもの	◆	1									
	◆	2									
	◆	3									
	◆	4									
	小計						の内数	の内数			
対応表において○となっているもの	○	1					< >	< >			
	○	2					< >	< >			
	○	3					< >	< >			
	○	4					< >	< >			
	小計						の内数	の内数			
対応表において◇となっているもの	◇	1					< >	< >			
	◇	2					< >	< >			
	◇	3					< >	< >			
	◇	4					< >	< >			
							の内数	の内数			
合計							22,963 の内数	47,822 の内数			

平成25年度政策評価書要旨

(法務省25－(2))

施策名	法曹養成制度の充実 (政策体系上の位置付け：Ⅰ－2－(2)) (評価書13頁)					
施策の概要	高度の専門的な法律知識，幅広い教養，豊かな人間性及び職業倫理を備えた多数の法曹の養成及び確保その他の司法制度を支える体制を充実強化する。					
達成すべき目標	平成25年7月16日付け法曹養成制度関係閣僚会議決定「法曹養成制度改革の推進について」 ¹⁾ において示されている施策のうち，法務省が担当する事項について，課題の検討を行うとともに，施策を実施する。					
施策の予算額・執行額等	区分		23年度	24年度	25年度	26年度
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	－	－	－	22,963
		補正予算(b)	－	－	－	－
		繰越し等(c)	－	－	－	
		合計(a+b+c)	－	－	－	
	執行額(千円)		－	－	－	
施策に係る内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	○法曹養成制度検討会議取りまとめ（平成25年6月26日） ○法曹養成制度改革の推進について（平成25年7月16日法曹養成制度関係閣僚会議決定） ○法曹養成制度改革推進会議の開催について（平成25年9月17日閣議決定） ○法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会の設置について（平成25年9月24日法務大臣決定）					

測定指標	平成25年度目標	達成
1 法曹有資格者の活動領域の在り方に関する検討	閣僚会議の下に設けられた，各分野の有識者等で構成される有識者会議及び分科会において，更なる活動領域の拡大を図るための検討を行う。	達成
施策の進捗状況（実績）		
法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会（平成25年9月24日法務大臣決定により設置），国・地方自治体・福祉等の分野における法曹有資格者の活動領域の拡大に関する分科会（平成25年10月11日法曹有資格者の活動領域に関する有識者懇談会決定により設置），企業における法曹有資格者の活動領域の拡大に関する分科会（平成25年10月11日法曹有資格者の活動領域に関する有識者懇談会決定により設置），法曹有資格者の海外展開に関する分科会（平成25年10月11日法曹有資格者の活動領域に関する有識者懇談会決定により設置）を開催し，更なる活動領域の拡大を図るための検討を行った。		
測定指標	平成25年度目標	達成

2 司法試験法の改正案の立案作業，国会提出	司法試験の受験回数制限につき，法科大学院修了又は予備試験合格後５年以内に５回まで受験できるよう緩和し，短答式試験の試験科目を憲法・民法・刑法の３科目に限定するために，所要の法案を１年以内に提出する。	達成
-----------------------	---	----

施策の進捗状況（実績）		
「法曹養成制度改革の推進について」（平成25年７月16日法曹養成制度関係閣僚会議決定）において，司法試験法改正法案を１年以内に国会へ提出することとなっていたところ，「司法試験法の一部を改正する法律案」（閣法第46号）は，平成26年３月４日に閣議決定され，同日衆議院に議案が受理されており，国会に提出済みである。		

評価結果	目標達成度合いの測定結果	（各行政機関共通区分） 目標達成
		（判断根拠） 測定指標１，２は，達成すべき目標に照らし，いずれも主要なものであると考えている。 測定指標１，２は，いずれも目標を達成することができたことから，本施策は「目標達成」と判断した。
	施策の分析	
	（測定指標の目標達成度の補足） 【測定指標１】 平成25年10月11日に設置された有識者懇談会と３つの分科会については，１年間で４回（半期で２回）が開催目標であるところ，半期で３回以上開催し，以下のとおり今後の取組に向けた具体的な課題の設定等も行ったことから，目標を達成したと評価できる。 （取組の有効性，効率性等） 【測定指標１関係】 測定指標１については，「法曹養成制度改革の推進について」において示されている施策のうち，法務省が担当する事項について，課題の検討を行うとともに，施策を実施する」という目標に対し，各種会議を実施し，法曹有資格者の活動領域の拡大に向けた取組を行った。これらの会議での検討結果を踏まえ，「法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会」において，活動領域の拡大に向けた法曹養成に関する問題意識等を取りまとめるなどした。また，法曹有資格者の海外展開を促進する方策を検討するための調査研究を行うこととし，予算を獲得した。 これらを鑑みれば，本取組は目標の達成に有効的に寄与したものと考えられる。 【測定指標２】 測定指標２については，達成すべき目標で掲げている「法曹養成制度改革の推進について」の第４，３（１）に該当するものであり，「司法試験法の一部を改正する法律案」は，平成26年３月４日に国会に提出したことから，目標を達成できた。	
	次期目標等への反映の方向性	
	【施策】 高度の専門的な法律知識，幅広い教養，豊かな人間性及び職業倫理を備えた多数の法曹の養成及び	

確保その他の司法制度を支える体制を充実強化するよう、現在の目標を維持し、引き続き取り組んでいく。
【測定指標 1】 法曹有資格者の活動領域の在り方については、平成26年度も有識者懇談会及び各分科会を適宜開催して取組を継続することとし、法曹養成制度の充実を今後も推進する。 【測定指標 2】 「司法試験法の一部を改正する法律案」は、平成26年3月4日に国会に提出されたことから、目標が達成されたため、「平成26年度事後評価の実施に関する計画」においては、測定指標から削除した。

学識経験を有する者の知見の活用	1 実施時期 平成26年度7月11日 2 実施方法 会議 3 意見及び反映内容の概要 〔意見〕 現在の弁護士業務のうち、国、自治体、福祉等の従事者又は業務量のおおまかな割合が知りたい。業務量の拡大を課題としたときに、福祉分野が対象となることが妥当と分かる。 〔反映内容〕 人事院の資料によると、平成25年12月31日時点で、国の機関に任期付公務員として勤務している弁護士の数が170名。日弁連の調査結果では、平成26年5月14日現在で、地方公共団体に勤務している法曹有資格者が76名。福祉の分野については、一元的に人数を把握したデータは承知していない。
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	○国・地方自治体・福祉等の分野における法曹有資格者の活動領域の拡大に関する分科会の設置について（平成25年10月11日法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会決定） ○企業における法曹有資格者の活動領域の拡大に関する分科会の設置について（平成25年10月11日法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会決定） ○法曹資格者の海外展開に関する分科会の設置について（平成25年10月11日法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会決定）
---------------------------	---

備考	【行政事業レビュー点検結果の平成27年度予算概算要求への反映内容】
----	-----------------------------------

担当部局名	法務省大臣官房司法法制部	政策評価実施時期	平成26年8月
-------	--------------	----------	---------

*1 法曹養成制度改革の推進について（平成25年7月16日法曹養成制度関係閣僚会議決定）

第2 法曹養成有資格者の活動領域の在り方

法曹有資格者の活動領域については、閣僚会議の下で、各分野の有識者等で構成される有識者会議を設け、更なる活動領域の拡大を図る。

第4 法曹養成制度の在り方

3 司法試験について

(1) 法務省において司法試験の受験回数制限につき、法科大学院修了又は予備試験合格後5年以内に5回まで受験できるよう緩和し、短答式試験の試験科目を憲法・民法・刑法の3科目に限定するために、所要の法案を1年以内に提出する。

政策評価調書（個別票１）

【政策ごとの予算額等】

政策名		裁判外紛争解決手続の拡充・活性化				
評価方式		実績	政策目標の達成度合い		相当程度進展あり	番号
		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度概算要求額
予算 の 状 況	当 初 予 算 （ 千 円 ）	12, 671	12, 586	12, 697	10, 136	10, 157
	補 正 予 算 （ 千 円 ）	0	△ 468	△ 162		
	繰 越 し 等 （ 千 円 ）	0	0	0		
	計（千円）	12, 671	12, 118	12, 535		
執行額（千円）		7, 873	8, 039	8, 900		
政策評価結果の概算要求 への反映状況		裁判外紛争解決手続が「国民にとって裁判と並ぶ魅力的な選択肢」というには、 認証紛争解決事業者の多様化及び事業者数の面でいまだ十分とは言えないことから、 引き続き、 各取組みを実施していく必要がある。				

政策評価調書（個別票2）

【政策に含まれる事項の整理】

政策名	裁判外紛争解決手続の拡充・活性化						番号	4	(千円)	
	予 算 科 目						予算額		政策評価結果の反映による見直し額（削減額）合計	
	整理番号	会計	組織／勘定	項	事項		26年度 当初予算額	27年度 概算要求額		
対応表において●となっているもの	●	1	一般	法務本省	司法制度改革推進費	裁判外紛争解決手続の利用促進に必要な経費	10,136	10,157		
	●	2								
	●	3								
	●	4								
	小計						10,136 の内数	10,157 の内数		
対応表において◆となっているもの	◆	1								
	◆	2								
	◆	3								
	◆	4								
	小計						の内数	の内数		
対応表において○となっているもの	○	1					< >	< >		
	○	2					< >	< >		
	○	3					< >	< >		
	○	4					< >	< >		
	小計						の内数	の内数		
対応表において◇となっているもの	◇	1					< >	< >		
	◇	2					< >	< >		
	◇	3					< >	< >		
	◇	4					< >	< >		
							の内数	の内数		
合計						10,136 の内数	10,157 の内数			

平成25年度政策評価書要旨

(法務省25－(3))

施策名	裁判外紛争解決手続の拡充・活性化 (政策体系上の位置付け：Ⅰ－２－(3)) (評価書41頁)					
施策の概要	国民の権利の適切な実現に資するため、紛争の当事者がその解決を図るのにふさわしい手続を容易に選択できるよう、裁判外の紛争解決手続について、その拡充及び活性化を図る。					
達成すべき目標	裁判外紛争解決手続の拡充・活性化を図るため、民間紛争解決手続 ^{*1} の業務を行う事業者（認証紛争解決事業者 ^{*2} ）の多様化及び拡充を図る。					
施策の予算額・執行額等	区分		23年度	24年度	25年度	26年度
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	12,671	12,586	12,697	10,136
		補正予算(b)	0	△468	△162	0
		繰越し等(c)	0	0	0	
		合計(a+b+c)	12,671	12,118	12,535	
	執行額(千円)		7,873	8,039	8,900	
施策に係る内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	○司法制度改革審議会意見書（平成13年6月12日司法制度改革審議会決定） Ⅱ－第1－8－(1) ADRの拡充・活性化の意義 ^{*3} ○裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成16年法律第151号） ^{*4}					

測定指標	平成25年度目標	達成
1 認証紛争解決事業者の拡充	認証申請を検討している事業者からの相談に適切に応じることにより、多様な事業者からの認証申請を促すとともに、適正な審査による認証を行い、認証紛争解決事業者数の増加を図る。	おおむね達成

施策の進捗状況(実績)

平成25年度は、認証申請の前段階として任意に設けている事前相談が24件(うち11件は前年度からの継続相談、13件は新規の相談)あった。その中には新たな専門分野について取組を行いたいとして相談を受けているものが含まれている。これらの相談に適切に対応するなどした結果、新たに5事業者から認証申請があり、認証に至らなかった相談事業者に対しても相談対応を継続している。また、適切な審査により、前年度からの継続審査案件を含め、5事業者に対し認証を行った。

その結果、平成25年度末における活動中の認証紛争解決事業者の総数は128事業者に上り、事業者の拡充を図った。

参考指標	実績値				
1 民間紛争解決手続の業務の認証数(件)	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度

	39	32	16	13	5
2 認証紛争解決手続（かいけつサポート）の利用実績	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	884	1,123	1,347	1,284	集計中

評価結果	目標達成度合いの測定結果	（各行政機関共通区分） 相当程度進展あり
		（判断根拠） 測定指標の目標をおおむね達成していることから、本施策は、「相当程度進展あり」と判断した。
	施策の分析	
	（測定指標の目標達成度の補足） 本施策については、認証紛争解決事業者の多様化及び事業者数の増加を図ることを目標としているところ、認証紛争解決手続の認証制度が実施された平成19年度以降、事業者数は年々増加しており、また、特定の専門分野に関する紛争処理に特化した事業者も増加しているところである。 平成25年度においても、認証申請の前段階として任意に設けている事前相談に適切に応じることによりできるだけ認証申請に結びつけ、また、認証申請後の審査を適切に実施することにより、新たに5事業者に対し認証を行った。その結果、活動中の認証紛争解決事業者の総数は128事業者となり、また、これまで認証紛争解決事業者が存在していなかった都道府県においても認証をするなどして、事業者数の増加と地域的な拡充を図った。そして、認証紛争解決手続の利用実績も全体としては、毎年度増加傾向にあることに鑑みると、裁判外紛争解決手続の拡充・活性化が図られているといえ、目標は相当程度の進展があったものと評価できる。 （達成手段の有効性、効率性等） 達成手段①「裁判外紛争解決手続（ADR）認証制度実施」においては、認証紛争解決手続の認証制度が実施された平成19年4月以降、認証紛争解決事業者の多様化及び事業者数の増加に向けた取組により、認証紛争解決事業者の多様化及び事業者数の増加を進めてきた。また、認証紛争解決手続の利用実績についても、全体として増加傾向にある。 国民がそのニーズに応じて多様な紛争解決手続を選択することができるようにするには、更なる認証紛争解決事業者の多様化、地域的偏在の解消及び事業者数の増加を実現する必要があるが、近年の民間紛争解決手続の業務の認証数自体は頭打ち傾向にある。したがって、現在、達成手段①「裁判外紛争解決手続（ADR）認証制度実施」において実施している認証申請の前段階として任意に設けている事前相談において、適切な対応を行うことにより認証申請を促すことは、目標の達成に必要なかつ効果的な取組であると評価できる。	
	次期目標等への反映の方向性	
	【施策】 認証紛争解決事業者の多様化及び事業者数の増加は一定程度進んでいるものの、国民がそのニーズに応じて多様な紛争解決手続を選択することができ、裁判外紛争解決手続が「国民にとって裁判と並ぶ魅力的な選択肢」というには、認証紛争解決事業者の多様化及び事業者数の面でいまだ十分とは言えないことから、引き続き、各取組を実施していく。 【測定指標】	

今後も、新たに認証申請を検討している事業者に対する事前相談への対応を強化することによって認証申請件数の増加を図り、認証紛争解決事業者の多様化及び事業者数の増加を実現させ、併せて利用実績の増加を図り、裁判外紛争解決手続のより一層の活性化を達成できるよう取り組んでいく。

学識経験を有する者の知見の活用	1 実施時期 平成26年7月11日 2 実施方法 会議 3 意見及び反映内容の概要 ア〔意見〕 認証紛争解決手続の利用実績が事業者数に対して伸び悩んでいるように思うがいか がか。 〔反映内容〕 事業者の伸びと比較して利用実績が伸び悩んでいる傾向がうかがわれるところ、参 考として団体ごとの取扱件数の偏りという点が挙げられる。 平成24年度に終了した事件数全体のうち、上位3事業者が取扱件数全体の5割以上 に及んでおり、これらの利用件数の多い事業者は、いずれも認証取得以前からADR 事業を行って基盤を作っていた事業者であり、ADRの認証を取得して日が浅い事業 者については、利用実績について苦慮している実態がある。 新規の事業者が増加しても、直ちに利用実績につながっていない。法務省としても、 制度一般の広報を継続的に行うことを通じ、ADRに対する国民の理解や認識を深め るよう努力し、利用実績の増加につなげたい。 イ〔意見〕 結果として紛争解決の場を増やすことが目的ではなく、国民の間で起こる問題をよ り簡単に解決していくことが実現できているかということが本来的な目的であると思 う。窓口が増えるだけが解決の手段になるということではなく、いかに国民から見て 分かりやすいか、信頼できる場所であるということを増やしていくという観点が必要 である。 〔反映内容〕 法務省としては、ホームページを利用した情報提供、広告の掲載、パンフレット、 ポスターの配布等を通じて、裁判外紛争解決手続認証制度一般の広報に努めていると ころ。
-----------------	--

政策評価を行 う過程におい て使用した資 料その他の情 報	なし
---	----

備考	【行政事業レビュー点検結果の平成27年度予算概算要求への反映内容】 引き続き、所要の経費の要求を行った。
----	---

担当部局名	大臣官房司法法制部審査監督課	政策評価実施時期	平成26年8月
-------	----------------	----------	---------

*1 「民間紛争解決手続」

民間事業者が、紛争の当事者が和解をすることができる民事上の紛争について、紛争の当事者双方からの依頼を受け、当該紛争の当事者との間の契約に基づき、和解の仲介を行う裁判外紛争解決手続をいう。

*2 「認証紛争解決事業者」

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成16年法律第151号）は、民間紛争解決手続の業務につき当該民間事業者から申請があった場合に、法定の基準・要件に適合するものを法務大臣が認証し、認証を受けた紛争解決手続（認証紛争解決手続）を利用した場合には時効中断効などが付与されるという認証制度を定めており、この認証を受けて認証紛争解決手続の業務を行う者を認証紛争解決事業者という。

認証紛争解決事業者は、「かいけつサポート」ホームページに「かいけつサポート一覧」として公表している（<http://www.moj.go.jp/KANBOU/ADR/jigyousya/ninsyou-index.html>）。なお、「かいけつサポート」は、認証紛争解決手続の愛称である。

*3 「司法制度改革審議会意見書（平成13年度6月12日司法制度改革審議会決定）」

Ⅱ－第1－8－(1) ADRの拡充・活性化の意義

裁判外の紛争解決手段（ADR）手続は、厳格な裁判手続と異なり、利用者の自主性を活かした解決（中略）を図ることなど、柔軟な対応も可能である。（中略）ADRが、国民にとって裁判と並ぶ魅力的な選択肢となるよう、その拡充、活性化を図っていくべきである。

*4 「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成16年法律第151号）」

（目的）

第一条 この法律は、内外の社会経済情勢の変化に伴い、裁判外紛争解決手続（訴訟手続によらずに民事上の紛争の解決をしようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続をいう。以下同じ。）が、第三者の専門的な知見を反映して紛争の実情に即した迅速な解決を図る手続として重要なものとなっていることにかんがみ、裁判外紛争解決手続についての基本理念及び国等の責務を定めるとともに、民間紛争解決手続の業務に関し、認証の制度を設け、併せて時効の中断等に係る特例を定めてその利便の向上を図ること等により、紛争の当事者がその解決を図るのにふさわしい手続を選択することを容易にし、もって国民の権利利益の適切な実現に資することを目的とする。

政策評価調書（個別票１）

【政策ごとの予算額等】

政策名		法教育の推進				
評価方式		実績	政策目標の達成度合い	目標達成	番号	5
		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度概算要求額
予算 の 状 況	当 初 予 算 （ 千 円 ）	8,323	6,168	15,677	14,119	14,387
	補 正 予 算 （ 千 円 ）	0	0	0		
	繰 越 し 等 （ 千 円 ）	0	0	0		
	計（千円）	8,323	6,168	15,677		
執行額（千円）		6,331	5,311	12,416		
政策評価結果の概算要求 への反映状況		法教育の推進に関しては、司法制度改革推進計画（平成１４年３月１９日閣議決定）において、「学校教育等における司法に関する学習機会を充実させるための方策を検討し、所要の措置を講ずる。」とされているほか、「世界一安全な日本」創造戦略（平成２５年１２月１０日閣議決定）においても、「法教育に関する関係機関との連絡調整及び学校教材の改訂」と明文で求められている。 平成23年度から、法教育の内容の充実が図られた新学習指導要領が小学校から順次実施され、高等学校においては、平成25年度から一部実施されたばかりであるところ、学習指導要領はあくまで基準であり、法教育授業の具体的な内容が提示されたものではないため、各学校においては、学習指導要領を踏まえた指導計画を策定し、それに基づいた法教育授業を実践しているものの、全体として統一的・計画的に法教育授業が実践されているとは言い難い状況にある。 これらのことから、引き続き、法律関係機関、教育関係者等と連携を図りつつ、法教育の推進に向け、法教育推進協議会等における協議、情報収集等を行い、その内容を広く発信する必要があるほか、学校現場等に対する法教育支援のため、法教育教材の作成、広報活動等を実施する必要がある。				

政策評価調書（個別票2）

【政策に含まれる事項の整理】

政策名	法教育の推進						番号	5	(千円)		
	予 算 科 目						予算額		政策評価結果の反映による見直し額（削減額）合計		
	整理番号	会計	組織／勘定	項	事項		26年度 当初予算額	27年度 概算要求額			
対応表において●となっているもの	●	1	一般	法務本省	司法制度改革推進費	法教育の推進に必要な経費	14,119	14,387			
	●	2									
	●	3									
	●	4									
	小計						14,119 の内数	14,387 の内数			
対応表において◆となっているもの	◆	1									
	◆	2									
	◆	3									
	◆	4									
	小計						の内数	の内数			
対応表において○となっているもの	○	1					< >	< >			
	○	2					< >	< >			
	○	3					< >	< >			
	○	4					< >	< >			
	小計						の内数	の内数			
対応表において◇となっているもの	◇	1					< >	< >			
	◇	2					< >	< >			
	◇	3					< >	< >			
	◇	4					< >	< >			
							の内数	の内数			
合計							14,119 の内数	14,387 の内数			

平成25年度政策評価書要旨

(法務省25－(4))

施策名	法教育の推進 (政策体系上の位置付け：Ⅰ－2－(4)) (評価書48頁)					
施策の概要	国民一人ひとりが、法や司法の役割を十分に認識し、法やルールにのっとった紛争の適正な解決を図る力を身に付けるとともに、司法の国民的基盤の確立を図るため、法教育を推進する。					
達成すべき目標	法曹関係者、教育関係者、有識者等で構成する法教育推進協議会 ^{*1} 及び法教育普及検討部会 ^{*2} （以下「協議会等」という。）を開催し、法教育に関する最新情報の共有を図り、協議の状況等を公開して広く情報提供するとともに、これらの内容を踏まえた教材の作成等を行う。法教育の意義についての理解を広め、法教育の実践が拡大するよう、法教育に関する広報活動や法教育活動に対する協力・支援等を行う。					
施策の予算額・執行額等	区分		23年度	24年度	25年度	26年度
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	8,323	6,168	15,677	14,119
		補正予算(b)	0	0	0	－
		繰越し等(c)	0	0	0	
		合計(a+b+c)	8,323	6,168	15,677	
	執行額(千円)		6,331	5,311	12,416	
施策に係る内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	○「世界一安全な日本」創造戦略（平成25年12月10日犯罪対策閣僚会議決定） Ⅲ－3－（6）－①法教育に関する関係機関との連携調整及び学校教材の改定 ^{*3}					

測定指標	平成25年度目標	達成
1 協議会等の活動状況	協議会等を開催し、協議、情報交換等を行い、その内容を広く情報提供する。 なお、協議会等においては、小・中学校における法教育の実践状況調査 ⁴ の結果を踏まえた協議等を行い、学校現場等における法教育授業の円滑な実施に向け、法教育教材の作成や、法曹関係者と教育関係者との連携の在り方等に関する検討を行う。	達成
施策の進捗状況(実績)		

協議会等において、法律関係機関・団体、教育関係者等による法教育の取組等について報告がなされた。各報告を受けて、法教育の推進に資する施策について協議し、各機関において、今後の実践に活用でき

るよう具体的な授業例，教育現場との連携方法の在り方等の有用な情報を共有し，発信した。

また，平成24年度から中学校の新学習指導要領が全面実施されたことから，平成25年度は，協議会等において法教育の実践状況調査を実施し，その結果を取りまとめた。

参考指標	実績値				
1 協議会等の過去5年間の開催実績（回）	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	4	4	8	6	5

測定指標	平成25年度目標	達成
2 法教育活動への協力・支援，法教育に関する広報活動等の実施状況	法教育活動（教材作成，授業実施，地域ごとの法教育推進プロジェクトの企画立案等）への協力・支援，懸賞論文の募集等を行うことにより，法教育の意義について理解を広め，法教育の実践を拡大させる。	達成

施策の進捗状況（実績）	
法教育の更なる普及・促進に向けた情報発信・情報提供を図るため，新たに「法教育に関するリーフレット」を作成し，全国の教育委員会等へ配布を行った。 さらに，地方地域における法教育推進を目的とした岐阜法教育推進プロジェクト及び群馬県法教育推進協議会との間において，法教育推進に資するための今後の展開等について協議，情報交換を行い，法教育実践拡大のための活動を行った。 また，日本司法支援センター及び公益社団法人商事法務研究会とともに，法教育懸賞論文コンクールを実施し，法教育に関する論文を募集し，広く一般に法教育の意義について理解を広める活動を行った。 法務省関係機関においても，法教育授業を多数実施した。	

評価結果	目標達成度合いの測定結果	（各行政機関共通区分）目標達成
		（判断根拠） 測定指標1，2は，各達成すべき目標に照らし，全て主要なものと考えている。 測定指標は，いずれも達成できたことから，本施策は「目標達成」と判断した。
	施策の分析	
	（測定指標の目標達成度の補足） 【測定指標1】 協議会等においては，法律関係機関・団体，教育関係者等による法教育の取組状況について報告がなされ，法教育授業のノウハウ，法曹関係者・教育関係者の連携の在り方，法教育の推進に資するための今後の展開等について協議，情報交換を行い，その結果をホームページで公表することにより，その内容を広く一般に情報提供を行った。 また，学校現場等における法教育授業の円滑な実施に向けて，協議会等において，平成24年度に実施した全国の小学校の法教育実践状況調査結果を踏まえ，法教育教材作成の必要性及び教材の内容等について協議を行い，小学校向け法教育教材⁵を作成した。 これらのことから，目標を達成できたと評価することができる。	

【測定指標 2】

学校においては、学習指導要領に基づいての法教育授業を実施しているところ、学習指導要領はあくまで基準であり、法教育授業の具体的な内容が示されたものではないことから、法教育情報が掲載された「法教育に関するリーフレット」の作成・配布を行うことにより、学校における法教育実践活動への協力・支援を行った。

また、学校等における法教育実践の協力・支援を行うため、協議会等において、平成24年度に実施した全国の小学校における法教育実践状況調査結果に基づき、小学校向けに作成した法教育教材を全国の小学校等に配布したほか、法務省ホームページに掲載し、学校現場における法教育実践活動の協力・支援を行った。

法務局や検察庁等の法務省関係機関においても、法教育授業実施の告知及び実際の授業を通じて、法教育普及・促進のための広報活動等を行った。

これらのことから、目標を達成できたと評価することができる。

(達成手段の有効性・効率性等)

【測定指標 1, 2 関係】

達成手段①「法教育の推進」において実施している協議会等においては、法教育授業のノウハウや問題点、法曹関係者・教育関係者との連携の重要性、法教育の推進に資するための今後の展開等について、協議、情報交換を行うことにより、各機関において、これら法教育の推進に資する有用な情報を共有し、活用することができ、目標の達成に効果的に寄与したといえる。

また、平成24年度から法教育の内容が充実した中学校の学習指導要領が実施されているが、学習指導要領はあくまでも基準であり、法教育授業の具体的な内容が提示されたものではないため、各学校は、学習指導要領を踏まえ、地域や学校の実態に応じて指導計画を策定し、それに基づき法教育授業を実践していた。これまで個々の取組はあったが、全体として統一的・計画的な法教育授業が実践されてきたわけではなかった。加えて、教員自身も体系的に法を学んできたわけではなく、法教育の実践に不安を覚える者も多いとの指摘もある。さらに、中学校における法教育授業の実践状況調査から、生徒に分かりやすい教材を求める声もあった。そのため、同達成手段において実施している協議会等において、法教育に関するリーフレットを通じ、学校現場等へ法教育情報を提供することや、教員が積極的に法教育を実践できるよう法務省が小・中学校の法教育教材を作成することは、目標の達成に必要なかつ有効であると考えられる。

次期目標等への反映の方向性

【施策】

国民一人ひとりが、法や司法の役割を十分に認識し、法やルールにのっとった紛争の適正な解決を図る力を身に付けるとともに、司法の国民的基盤の確立を図るため、現在の目標を維持し、引き続き、法教育を推進する。

【測定指標 1】

法教育の推進に関しては、「世界一安全な日本」創造戦略において、「法教育に関する関係機関との連絡調整及び学校教材の改定」と明文で求められているほか、平成23年度から、法教育の内容の充実が図られた新学習指導要領が順次実施されていることから、更なる学校現場等と連携した取組が必要であるため、今後も、協議会等で協議された法教育授業のノウハウ等法教育に関する最新情報を広く一般に発信し、法教育の推進を図っていく。

【測定指標 2】

教員が積極的に法教育を実践できるよう、法教育教材を作成し、学校現場等における法教育活動を支援するほか、法教育広報部会[※]において検討された、法教育に関する広報活動を行い、法教育の意義等についての理解を広め、法教育の実践を拡大させていく。

学識経験を有する者の知見の活用	1 実施時期 平成26年7月11日 2 実施方法 会議 3 意見及び反映内容の概要 〔意見〕 法教育教材をホームページに載せるのもいいと思うが、それが実際にどの程度活用されているかということが大切。その辺りのデータはあるか。 〔反映内容〕 法教育のホームページのヒット数は1年間合計で2万2,400件余り。月平均で約2,000件程度である。昨年度作成した小学校向け法教育教材については、紙媒体でも配布しており、全国の小学校2万816校、市区町村教育委員会1,742か所に配布している。		
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	なし		
備考	【行政事業レビュー点検結果の平成27年度予算概算要求への反映内容】 引き続き、所要の経費の要求を行った。		
担当部局名	法務省司法法制部司法法制課司法制度第二係	政策評価実施時期	平成26年8月

*1 「法教育推進協議会」

平成15年7月に、我が国の学校教育等における司法及び法に関する学習機会を充実させるため、これらに関する教育について調査・研究・検討を行うべく、「法教育研究会」が設置され、我が国において目指すべき法教育の在り方について検討が行われ、その成果が報告書として発表された。平成17年には、同研究会における検討の成果を引き継ぎつつ、更に法教育の普及・推進を図るため、同研究会を改組する形で、法教育推進協議会が設置された。

*2 「法教育普及検討部会」

法教育懸賞論文コンクールの募集及び審査を行うことを通じて、法教育の普及方法を検討するほか、協議会での議論を踏まえた法教育の普及方法の在り方についての検討を行うため、法教育推進協議会のもとに設置された。

なお、法教育普及検討部会は、平成26年3月から、法教育の更なる普及・促進に向け、法教育に関する情報発信・情報提供の在り方についての検討を行うことを目的とした法教育広報部会に改称している。

*3 「「世界一安全な日本」創造戦略（平成25年12月10日犯罪対策閣僚会議決定）」

Ⅲ－３－（６）－① 法教育に関する関係機関との連携調整及び学校教材の改定

更なる法教育の推進のため、教育現場等との連携を強化する。また、学校における法教育の実施状況に関する調査研究を実施し、その結果を踏まえ、必要に応じて、法教育教材の作成及び改定を行うなど、学校現場に対する法教育の支援を行う。

*4 「学校現場における法教育の実践状況調査」

平成23年度から、法教育の充実が盛り込まれた新学習指導要領が実施されていることから、平成24年度

は小学校を対象に，平成25年度は中学校を対象にそれぞれ調査を行った。

*5 「小学校向け法教育教材」

法務省ホームページ〔http://www.moj.go.jp/housei/shihouseido/housei10_00036.html〕を参照

*6 「法教育広報部会」

*2参照

政策評価調書（個別票 1）

【政策ごとの予算額等】

政策名		法務に関する調査研究				
評価方式		事業	政策目標の達成度合い		番号	6
		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度概算要求額
予算 の 状 況	当 初 予 算 （ 千 円 ）	34,280	30,834	32,657	34,097	58,635
	補 正 予 算 （ 千 円 ）	0	0	0		
	繰 越 し 等 （ 千 円 ）	1,315	0	0		
	計（千円）	35,595	30,834	32,657		
執行額（千円）		32,693	28,625	31,458		
政策評価結果の概算要求 への反映状況		必要性、効率性、有効性のいずれの観点においても高い評価を得て目標を達成できたという結果を踏まえ、法務に関するテーマ別研究のための経費を平成27年度概算要求に計上することとした。 ・窃盗事犯者に関する研究 要求額 1,712千円（26年度予算額 582千円） ・高齢・障害犯罪者に関する総合的研究 要求額 7,017千円（26年度予算額 861千円） ・青少年の立ち直り（デジスタンス）に関する調査研究 要求額 4,956千円 ・再犯防止対策推進経費 要求額 19,176千円				

政策評価調書（個別票2）

【政策に含まれる事項の整理】

政策名	法務に関する調査研究						番号	6	(千円)		
	予 算 科 目						予算額		政策評価結果の反映による見直し額（削減額）合計		
	整理番号	会計	組織／勘定	項	事項		26年度 当初予算額	27年度 概算要求額			
対応表において●となっているもの	●	1	一般	法務総合研究所	法務調査研究費	法務に関する調査研究に必要な経費		34,097	58,635		
	●	2									
	●	3									
	●	4									
	小計						34,097 の内数	58,635 の内数			
対応表において◆となっているもの	◆	1									
	◆	2									
		3									
	◆	4									
	小計						の内数	の内数			
対応表において○となっているもの	○	1						< >	< >		
	○	2						< >	< >		
	○	3						< >	< >		
	○	4						< >	< >		
	小計						の内数	の内数			
対応表において◇となっているもの	◇	1						< >	< >		
	◇	2						< >	< >		
	◇	3						< >	< >		
	◇	4						< >	< >		
							の内数	の内数			
合計						34,097 の内数	58,635 の内数				

平成25年度政策評価書要旨

評価実施時期：平成26年 8 月

担当部局名：法務総合研究所総務企画部企画課

施 策 名	法務に関する調査研究（無差別殺傷事犯に関する研究） （評価書60頁）		政策体系上の位置付け I－3－(1)
施 策 の 概 要 （事業の概要）	無差別殺傷事犯の各種特徴，背景・要因等を幅広く調査研究することにより，法務省関係部局において，この種の犯罪の防止，適切な処理，再犯防止等の諸施策を検討・実施するための基礎資料を提供する。		
予 算 額	平成22年度予算額：1,404千円 平成23年度予算額：2,486千円	評 価 方 式	事業評価方式
施 策 評 価 の 結 果 の 概 要	本研究は，無差別殺傷事犯の防止，適切な処理，再犯防止等の諸施策を検討・実施するための基礎資料を提供することを目的とし，この観点から外部有識者等で構成される研究評価検討委員会による評価を受け，その評価基準（研究評価検討委員会における評価基準）に従って70点満点中56点以上の評価を得ることを目的とした。 本研究は，「犯罪に強い社会の実現」という政府の重要な施策に現に密接に関連する研究であり，また，本研究のように，無差別殺傷事件を調査対象とし，刑事事件記録等に基づいて実証的な調査分析を行う研究は，法務省以外では実施することが非常に困難であって，他の研究機関で現に実施されておらず，今後も行われる見込みは乏しく，実施の必要性が極めて高かった。 無差別殺傷事件に該当する可能性のある事件について広く照会して回答を得た上，判決書及び刑事事件記録を取り寄せて内容を検討し，無差別殺傷事件であるか否かを判断して調査対象を設定した。その抽出方法や調査対象者数が比較的少数であることに起因する限界はあるものの，調査対象の設定は非常に適切であった。また，実務経験を有する研究官等が刑事事件記録等を精査して客観的なデータを収集し，多角的な視点から分析しており，効率的に成果を得る上でその実施体制・手法は適切であった。そして，調査分析に用いたデータは，統計資料のほか，法務省の各機関から入手したものであるなど，本研究目的を達成するに当たり，費用対効果の観点から十分に合理的なものであった。 本研究の成果物は，明解な構成となっており，記述内容も，図表を豊富に使用しつつ，分析の根拠や内容を平易に記載するなど分かりやすいものとなっている。また，本研究は，無差別殺傷事犯の実態等を初めて実証的に明らかにする研究であって，この種の犯罪の防止や適切な処遇等に活用できる基礎的な資料として事務運用の改善等の検討に大いに利用されることが見込まれる。成果物は広く一般に公開され，マスメディアにも取り上げられており，他に類似の先行研究が見られないことから，今後，大学等における同種問題の研究等到大いに利用されることが見込まれ，有効なものであった。 上記のとおり，本研究は，必要性，効率性，有効性の観点から高く評価され，評価の合計は70点中67点であったことから，評価基準第3の3に基づき「大いに効果があった」と認められる。		
施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
	犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008	平成20年12月22日 （犯罪対策閣僚会議決定）	第7－1 人的・物的基盤の強化 ⑫各種調査研究等の実施

政策評価調書（個別票１）

【政策ごとの予算額等】

政策名		検察権の適正迅速な行使 （検察権行使を支える事務の適正な運営）				
評価方式		実績	政策目標の達成度合い		相当程度進展あり	番号
		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度概算要求額
予算 の 状 況	当 初 予 算 （ 千 円 ）	2,717,136	3,674,363	3,742,653	3,558,142	4,709,322
	補 正 予 算 （ 千 円 ）	762,230	0	△ 120,924		
	繰 越 し 等 （ 千 円 ）	2,738	25,031	0		
	計（千円）	3,482,104	3,699,394	3,621,729		
執行額（千円）		3,060,714	3,552,370	3,501,710		
政策評価結果の概算要求 への反映状況		評価結果を踏まえ、「サイバー犯罪への対処能力の充実・強化」，「犯罪被害者に対する対応の充実」及び「検察広報の積極的推進」等の事業を積極的に推進することとし，これに必要な経費を引き続き概算要求した。				

政策評価調書（個別票2）

【政策に含まれる事項の整理】

政策名	検察権の適正迅速な行使 （検察権行使を支える事務の適正な運営）						番号	7	(千円)		
	予 算 科 目						予算額		政策評価結果の反映に よる見直し額（削減 額）合計		
	整理番号	会計	組織／勘定	項	事項		26年度 当初予算額	27年度 概算要求額			
対応表に おいて● となっているもの	●	1	一般	法務本省	基本法制整備費	基本法制の整備に必要な経費	8,179				
	●	2	一般	法務本省	検察企画調整費	検察の企画調整に必要な経費	41,828	43,397			
	●	3	一般	検察庁	検察運営費	検察運営に必要な経費	3,508,135	4,665,925			
	●	4									
	小計						3,558,142 の内数	4,709,322 の内数			
対応表に おいて◆ となっているもの	◆	1									
	◆	2									
	◆	3									
	◆	4									
	小計						の内数	の内数			
対応表に おいて○ となっているもの	○	1					< >	< >			
	○	2					< >	< >			
	○	3					< >	< >			
	○	4					< >	< >			
	小計						の内数	の内数			
対応表に おいて◇ となっているもの	◇	1					< >	< >			
	◇	2					< >	< >			
	◇	3					< >	< >			
	◇	4					< >	< >			
							の内数	の内数			
合計							3,558,142 の内数	4,709,322 の内数			

平成25年度政策評価書要旨

(法務省25－(6))

施策名	検察権行使を支える事務の適正な運営 (政策体系上の位置付け：Ⅱ－４－(2)) (評価書74頁)					
施策の概要	検察活動が社会情勢の推移に即応して有効適切に行われるようにするため、検察運営の全般にわたる改善及び検察機能のより一層の強化を図る。					
達成すべき目標	・サイバー犯罪 ^{*1} は増加傾向にあることなどから、コンピュータ・ネットワークの仕組みやサイバー犯罪で利用される技術的手口を広く理解し、的確な捜査手法を習得させ、また証拠の保全や解析に関する技術を向上させて、サイバー犯罪に対処するための職員の捜査能力の向上を図る。 ・犯罪被害者等基本法及び同基本計画を踏まえ、検察における犯罪被害者の保護・支援を充実させるために職員の意識や対応技能の向上を図る。 ・一般市民等に対し刑事手続における検察の機能や役割を周知し、捜査等における証拠収集活動への協力や、裁判員裁判への積極的な参加を促す。					
施策の予算額・執行額等	区分		23年度	24年度	25年度	26年度
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	2,717,136	3,674,363	3,742,653	3,558,142
		補正予算(b)	762,230	0	△120,924	－
		繰越し等(c)	2,738	25,031	0	
		合計(a+b+c)	3,482,104	3,699,394	3,621,729	
	執行額(千円)		3,060,714	3,552,370	3,501,710	
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	○犯罪被害者等基本法(平成16年法律第161号)第19条 ^{*2} ○第2次犯罪被害者等基本計画(平成23年3月25日閣議決定) Ⅴ－第2－3－(1)－イ 職員等に対する研修の充実等 ^{*3} ○「世界一安全な日本」創造戦略(平成25年12月10日犯罪対策閣僚会議決定) Ⅲ－1－(2)－① 民間事業者の知見を活用したサイバー犯罪・サイバー攻撃対処能力の向上 ^{*4}					

測定指標	平成25年度目標	達成
1 サイバー犯罪に対処する捜査能力の充実・強化	サイバー犯罪の捜査に当たる職員に対し、捜査手法や証拠保全・解析技術を習得させる研修を実施し、捜査能力の向上を図る。	おおむね達成
施策の進捗状況(実績)		
サイバー犯罪に対処するために必要な電磁的記録証拠の収集、保全及び解析等に関する知識・技術を習得させる目的で、サイバー犯罪の捜査に当たる職員(検察官及び検察事務官)を対象としたデジタルフォレンジック ⁵⁾ 研修を実施した。 研修では、デジタルフォレンジックの基礎的知識に関する講義を行ったほか、電磁的記録証拠の収集、保全及び解析等を適切に行うための委託業者等によるデジタルフォレンジック機器を使用した実習等を実		

施した。					
参考指標	実績値				
デジタルフォレンジック研修参加者に対するアンケート調査結果（研修を理解したとする回答率）（％）	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	—	—	—	88.1	95.0

測定指標	平成25年度目標				達成
2 被害者支援担当者の育成	被害者支援担当者に対して、個々の犯罪被害者に必要とされる支援・保護ができるような知識や技能を習得させる研修を実施し、対応能力を向上させる。				おおむね達成
施策の進捗状況（実績）					
犯罪被害者対応に必要な知識・技能を習得させる目的で、被害者支援担当者（被害者支援員⁶及び被害者支援を担当する検察事務官）を対象とした中央研修を実施した。 研修では、検察における被害者施策やこれに関連する新規立法の説明、民間支援団体職員による被害者支援活動等に関する講義、各庁における被害者支援に関する活動の実情や問題点等についてのフリーディスカッションを行った。					
参考指標	実績値				
被害者支援担当者中央研修参加者に対するアンケート調査結果（研修を有意義とする回答率）（％）	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	96.2	91.3	95.0	88.8	91.3

測定指標	平成25年度目標				達成
3 検察の機能や役割に関する広報活動の実施状況	国民に対して幅広く検察活動の意義や役割を理解してもらうため、地域に密着した効果的な広報活動を実施する。				達成
施策の進捗状況（実績）					
検察庁の組織や刑事手続の概要等を説明したパンフレットを利用し、これまでに培ったネットワークや経験を活用して、全国の検察庁において広報活動を実施した。また、法教育の重要性が高まっていることから、教員研修や出前教室・移動教室等の教育の現場を対象とした広報活動を積極的に行った。					
参考指標	実績値				
広報活動の実施回数（回）	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	1,339	1,287	1,187	1,135	1,158

評価結果

目標達成度合い の測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり
	(判断根拠) 測定指標 1, 2, 3 は、各達成すべき目標に照らし、全て主要なものであると 考えている。 測定指標 3 について、目標を達成することができた。また、測定指標 1 及び 2 について、目標をおおむね達成することができた。 したがって、本施策は「相当程度進展あり」と判断した。
	施策の分析

(測定指標の目標達成度の補足)
【測定指標 1】 平成25年10月29日から同年11月 1 日までの 4 日間及び平成26年 2 月 4 日から同月 7 日までの 4 日間 で、前期及び後期の 2 回にわたり、地方検察庁の検察官及び検察事務官合計60名を対象に、デジタル フォレンジック研修を実施した。 同研修では、東京地方検察庁職員によるデジタルフォレンジックの概要及びその意義、刑事局職員 による改正刑事訴訟法等の説明等の刑事事件におけるデジタルフォレンジックの基礎的知識に関する 講義を行ったほか、デジタルフォレンジック機器を使用した委託業者による解析実習及び同庁職員に よる保全実習を行うなどの電磁的記録証拠の収集、保全及び解析等を適切に行うための実践的技術や 手法の習得に関する講義及び実習を行った。 各期における研修終了後は、効果測定を行うとともに、今後の研修カリキュラム等の策定に資する ため、参加した研修員全員を対象としたアンケートを実施し、60名（全員）から回答を得ることがで きた。その中で、研修を受講してデジタルフォレンジックに関してどの程度の理解を得られたかとの 問いに対し、57名（95.0パーセント）が、同研修について「概要について理解した」（66.7パーセン ト）又は「実務に従事できる程度の理解を得た」（28.3パーセント）と回答した。その一方で、2名 は「その他意見」と回答し、「総論的な部分ではある程度理解できたのではないかと考えているが、 実際の技術的な部分については十分とは言えないと思う。」「実務に従事できる程度のレベルではな いが、それに近い程度の理解は得られたと感じる。」といった意見を述べた。もっとも、上記の問い に対して「理解できなかった」と回答した者は0名である。 また、高度な知識・技術を要する保全・解析実習では、「難しい」、「やや難しい」との意見が複数 見られたものの、その他の講義及び実習については、多数の研修員から講義時間、難易度及び進め方 が「適当」であったとの回答が得られた。さらに、研修全体に対しても、有意義であったとの感想が 複数述べられている。 以上のことから、同研修により、サイバー犯罪に対処する職員の捜査能力の向上を図るという目標 をおおむね達成したと評価できる。 【測定指標 2】 平成25年11月28日、全国の地方検察庁の被害者支援担当者80名を対象に、被害者支援担当者中央研 修を実施した。 同研修では、刑事局職員による被害者支援をめぐる最近の動向、被害者参加人への旅費等の支給制 度 ⁷⁾ 及び被害者保護のための諸制度についての説明のほか、民間支援団体職員による被害者支援活動 の概要や被害者支援の在り方、捜査機関との連携の重要性等に関する講義を行った。また、研修員、 民間支援団体職員及び刑事局職員との間で、各庁における被害者支援活動の実情や問題点等について、 フリーディスカッションを行った。 研修終了後には、効果測定を行うとともに、今後の研修カリキュラム等の策定に資するため、参加 した研修員全員を対象としたアンケートを実施し、79名から回答を得た。その結果、研修全般の内容

については、73名（91.3パーセント）が「有意義」と回答したものの、5名が「どちらとも言えない」と回答し、「被害者への対応方法等について、ロールプレイング等で実演するなど、具体的なものがあると実践的と思われる。」「対象者に若手事務官を含める等拡大してはどうか。」といった意見を述べた。

もっとも、研修内容について「有意義でない」と回答した者は0名である上、「どちらとも言えない」とした回答者も、カリキュラムの改善や参加者の拡大等を求めるものであり、本研修の意義を否定するものとはいえない。

また、各講義やフリーディスカッションといった個々のカリキュラムについては、大多数の者が「有意義」と回答した。さらに、研修全体に対しても、「被害者支援に関する法制度（改革）、各省庁の取組、各検察庁の被害者支援活動の実情について知る機会を得て、今後の実務の参考になった。」「被害者の心情に寄り添った支援をどうすればできるのか考えることの重要性を改めて考えさせられた。」「知識が増えたことで、被害者対応の際に接し方に気配りができると思われる。」等の回答が見られた。

以上のことから、同研修により、被害者支援担当者に対し、被害者支援活動に必要な知識・技能を習得させ、その対応能力を向上させるという目標をおおむね達成したと評価できる。

【測定指標3】

平成25年度は、平成24年度に作成した検察庁の組織や刑事手続の概要等を説明したパンフレットを増刷して全国の検察庁に配布し、広報活動の際にはこれを利用することとした。また、平成24年度に引き続き、広報啓発活動を通じて培った経験やネットワークを活用して、地域に密着した広報活動を実施した。平成23年度から実施されている新しい学習指導要領では、法の基本的な考え方、国民の司法参加の意義等についての学習内容が充実化され、学校教育の現場で法教育の重要性が高まっているところ、平成25年度においては、平成24年度に引き続き、法教育の趣旨を取り入れた広報活動を積極的に展開した。

これらの広報活動の実施回数は1,158回であり、活動への参加人数は合計4万1,712人であった。平成21年度以降、広報活動の実施回数は減少傾向にあるものの、活動への参加人数については平成24年度より増加していることや、前記のとおり、近年は法教育の趣旨を取り入れた広報活動も実施しており、より効果的な広報活動が実施できた。

以上のことから、検察活動の意義や役割を国民に正しく理解してもらうため、地域に密着した効果的な広報活動を実施するという目標を達成したと評価できる。

（達成手段の有効性、効率性等）

【測定指標1関係】

達成手段④「検察の再生に向けた取組の実施」において実施しているデジタルフォレンジック研修により、サイバー犯罪に対処する職員に対し、デジタルフォレンジックに関する基礎的知識や電磁的記録証拠に関する収集、保全及び解析を適切に行うための実践的技術等を習得させることは、サイバー犯罪に対処するための職員の捜査能力の向上を図るという目標に有効に寄与したといえる。

【測定指標2、3関係】

達成手段③「各種犯罪への対応」において実施している被害者支援担当者の育成については、被害者支援担当者の中央研修を実施することで、職員の意識や対応能力の向上を図ることができ、検察における犯罪被害者の保護・支援に資することができたほか、全国均一な能力向上及び統一的な情報の共有を図ることができた。また、同研修におけるフリーディスカッションでは、各庁における実情や問題点等を議論することにより、各庁間の情報共有が一層図られたことから、目標に対し効果的かつ効率的に寄与したといえる。

同達成手段において実施している、国民に検察の機能や役割を理解してもらうための広報活動については、捜査等への協力や裁判員制度への理解を深める契機となり、検察権の適正な行使に一定の効果を上げていると考えられる。

	【施策】 検察活動が社会情勢の推移に即応して有効適切に行われるよう、現在の目標を維持し、引き続き、各取組を推進していく。 【測定指標１】 サイバー犯罪は、技術の進歩が著しいコンピューターネットワークを介して行われ、年々増加傾向にある上、犯罪形態も複雑・巧妙化し、かつ、多様化しつつある状況であるため、より効果的な捜査を実現するためにデジタルフォレンジック研修の実施は大きな意義を有している。今後もサイバー犯罪に対処する職員の捜査能力の向上を目的として、アンケート結果を踏まえて、カリキュラム等につき必要な変更や工夫等を講じながら、引き続き同研修を実施していく。 【測定指標２】 国の施策として行われる犯罪被害者支援策は、全国で均質である必要があり、また、被害者の心情等に配慮したきめ細やかな対応でなければならない。したがって、被害者支援担当者を対象とした中央研修については、アンケート結果を踏まえて、カリキュラム等につき必要な変更や工夫等を講じながら、引き続き同研修を実施していく。 【測定指標３】 国民の安全な生活を守るための適正、迅速な検察活動を行うためには、検察の使命や検察活動の機能・役割に関する広報活動が重要であり、引き続き、国民から寄せられる意見・感想を反映し、広報活動の充実を図るほか、学校教育や市民教育等において、幅広い層の国民に対して、法教育の趣旨を取り入れた広報活動を行うなど、多様な広報活動を実施していく。
--	--

学識経験を有する者の知見の活用	１ 実施時期 平成26年７月11日 ２ 実施方法 会議 ３ 意見及び反映内容の概要 ア〔意見〕 被害者支援担当者の研修について、アンケート結果を見ると、民間の支援関係者や心理カウンセラーの講義も聴きたいという意見多数とある。また、被害者支援員の育成目標として「知識や技能を習得させる研修を実施し」とあるので、研修プログラムは講義やディスカッションだけでなく、ロールプレイング等の技能習得のための内容も必要ではないか。 〔反映内容〕 アンケート結果等を踏まえ、今後の研修プログラムを検討していく。 イ〔意見〕 サイバー犯罪の捜査に当たる職員へのデジタルフォレンジック研修について、研修員60名以内での効果は高いものの、60名の職員への研修では少ないと感じられる。 〔反映内容〕 研修員の数については、研修費用や研修員を送り出す現場の業務への影響等も考慮しつつ、検討していく。
------------------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	○評価の過程で使用したアンケート調査等 ・デジタルフォレンジック研修及び被害者支援担当者中央研修に関するアンケート調査結果並びに全国の検察庁における広報活動の実施回数及び参加人数の集計データは、刑事局総務課において保管している。
----------------------------------	--

備考	【行政事業レビュー点検結果の平成27年度予算概算要求への反映内容】 物品の購入計画を見直して、計画の廃止又は変更を行うことにより、経費の削減を図った。
----	--

担当部局名	刑事局総務課企画調査室	政策評価実施時期	平成26年 8 月
-------	-------------	----------	-----------

*1 「サイバー犯罪」

コンピュータ・ウイルスによる攻撃やコンピュータ・ネットワークを悪用した犯罪などを総称したもの。

*2 「犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）」

（保護、捜査、公判等の過程における配慮等）

第19条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等の保護、その被害に係る刑事事件の捜査又は公判等の過程において、名誉又は生活の平穏その他犯罪被害者等の人権に十分な配慮がなされ、犯罪被害者等の負担が軽減されるよう、犯罪被害者等の心身の状況、その置かれている環境等に関する理解を深めるための訓練及び啓発、専門的知識又は技能を有する職員の配置、必要な施設の整備等必要な施策を講ずるものとする。

*3 「第2次犯罪被害者等基本計画（平成23年3月25日閣議決定）」

Ⅴ－第2－3－（1）－イ 職員等に対する研修の充実等

法務省において、検察官、検察事務官に対する各種研修の機会における「犯罪被害者支援」等のテーマによる講義の実施、犯罪被害者等早期援助団体への検察官の派遣、矯正施設職員に対する犯罪被害者団体等の関係者を招へいしての講義等の実施、更生保護官署職員に対する犯罪被害者等支援の実務家による講義等の実施、検察庁に配置されている被害者支援員を対象とする研修における犯罪被害者等に関する諸問題についての講義等の実施など、職員の犯罪被害者等への適切な対応を確実にするための教育・研修等の充実を図り、職員の対応の改善に努める。

*4 「「世界一安全な日本」創造戦略（平成25年12月10日犯罪対策閣僚会議決定）」

Ⅲ－1－（2）－① 民間事業者の知見を活用したサイバー犯罪・サイバー攻撃対処能力の向上

サイバー空間の脅威の複雑・巧妙化や技術的潮流の著しい変化に的確に対応するため、民間事業者等の優れた知見を活用したTor^{*8}（The Onion Router）等の高度匿名化技術を始めとする最先端の情報通信技術に関する研究の実施、サイバー空間の脅威を模擬実習できる環境の構築、サイバー犯罪・サイバー攻撃対策に専従する警察職員の専門的知識・技能の向上を図る研修・訓練の実施、民間企業への講義の委託、海外の大学等への捜査員の派遣、技術的に高度な情報セキュリティに係る民間資格取得のためのトレーニングの実施等により、捜査員のサイバー犯罪・サイバー攻撃の捜査能力の向上とともに、捜査機関の技術力の強化を図る。

*5 「デジタルフォレンジック」

刑事事件における証拠である電磁的記録の収集、保全及び解析等を適切に行うための実践的技術や手法。

*6 「被害者支援員」

全国の検察庁に配置され、犯罪被害者からの様々な相談への対応、法廷への案内・付添い、事件記録の閲覧、証拠品の返還等の各種手続の手助けをするほか、被害者の状況に応じて、精神面、生活面、経済面等の支援を行っている関係機関や団体等を紹介するといった支援活動を行う職員。

*7 「被害者参加人への旅費等の支給制度」

被害者参加制度を利用して刑事裁判に出席した被害者参加人に対し、日本司法支援センター（法テラス）から旅費、日当及び宿泊料が支払われる制度。

*8 「Tor（The Onion Router）」

インターネット上で匿名性を確保ししつつ通信を行う技術の一つ。

政策評価調書（個別票 1）

【政策ごとの予算額等】

政策名		矯正施設の適正な保安警備及び処遇体制の整備				
評価方式		実績	政策目標の達成度合い	目標達成	番号	8
		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度概算要求額
予算 の 状 況	当 初 予 算 （ 千 円 ）	4, 598, 418	5, 889, 716	4, 633, 445	5, 344, 352	9, 483, 730
	補 正 予 算 （ 千 円 ）	1, 895, 655	1, 950, 792	2, 891, 784		
	繰 越 し 等 （ 千 円 ）	△ 1, 198, 120	△ 749, 551	158, 265		
	計（千円）	5, 295, 953	7, 090, 957	7, 683, 494		
執行額（千円）		5, 041, 482	6, 622, 250	6, 494, 734		
政策評価結果の概算要求 への反映状況		① 政策評価結果を踏まえ、少年院視察委員会・少年鑑別所視察委員会の開催に必要な経費を重点的に要求する一方、矯正医官修学資金の貸与金の見直しを行うことで経費縮減を図り、予算の減額要求を行った。 ② 政策評価結果を踏まえ、保安警備体制の整備に係る警備機器等の更新整備に必要な経費を重点的に要求する一方、矯正総合情報通信ネットワークシステム用サーバのリース契約の見直しを行うことで経費縮減を図り、予算の減額要求を行った。				

政策評価調書（個別票2）

【政策に含まれる事項の整理】

政策名	矯正施設の適正な保安警備及び処遇体制の整備						番号	8	(千円)		
	予 算 科 目						予算額		政策評価結果の反映による見直し額（削減額）合計		
	整理番号	会計	組織／勘定	項	事項		26年度 当初予算額	27年度 概算要求額			
対応表において●となっているもの	●	1	一般	法務本省	矯正企画調整費	矯正の企画調整に必要な経費		107,943	163,873	△ 180	
	●	2	一般	矯正官署	矯正管理業務費	矯正管理体制の整備に必要な経費		5,236,409	9,319,857	△ 10,631	
	●	3									
	●	4									
	小計						5,344,352 の内数	9,483,730 の内数	△10,811		
対応表において◆となっているもの	◆	1									
	◆	2									
	◆	3									
	◆	4									
	小計						の内数	の内数			
対応表において○となっているもの	○	1						< >	< >		
	○	2						< >	< >		
	○	3						< >	< >		
	○	4						< >	< >		
	小計						の内数	の内数			
対応表において◇となっているもの	◇	1						< >	< >		
	◇	2						< >	< >		
	◇	3						< >	< >		
	◇	4						< >	< >		
							の内数	の内数			
合計						5,344,352 の内数	9,483,730 の内数	△ 10,811			

政策評価調書（個別票3）

【見直しの内訳・具体的な反映内容】

政策名	矯正施設の適正な保安警備及び処遇体制の整備					番号	8	(千円)
事務事業名	整理番号		予算額			政策評価結果の反映による見直し額(削減額)	政策評価結果の概算要求への反映内容	
			26年度 当初 予算額	27年度 概算要求額	増減			
矯正の企画調整に必要な経費	●	1	107,943	163,873	55,930	△ 180	政策評価結果を踏まえ、少年院視察委員会・少年鑑別所視察委員会の開催に必要な経費を重点的に要求する一方、矯正医官修学資金の貸与金の見直しを行うことで経費縮減を図り、予算の減額要求を行った。	
矯正管理体制の整備に必要な経費	●	2	5,236,409	9,319,857	4,083,448	△ 10,631	政策評価結果を踏まえ、保安警備体制の整備に係る警備機器等の更新整備に必要な経費を重点的に要求する一方、矯正総合情報通信ネットワークシステム用サーバのリース契約の見直しを行うことで経費縮減を図り、予算の減額要求を行った。	
合計						△ 10,811		

平成25年度政策評価書要旨

(法務省25－(7))

施策名	矯正施設 ^{*1} の適正な保安警備及び処遇体制の整備 (政策体系上の位置付け：Ⅱ－５－(1)) (評価書118頁)					
施策の概要	矯正施設の適正な管理運営を維持するため、各種警備用機器の整備・開発の推進及びその効果的な活用等を図るとともに、研修、訓練等を通じて職員の職務執行力の向上を図る。					
達成すべき目標	・ 矯正施設における非常事態（暴動、逃走、天災事変その他保安上緊急の措置を要する事態）発生時に警備活動及び災害復旧その他の救援活動に従事する刑事施設職員の能力の向上を図る。 ・ 刑事施設 ^{*2} の総合警備システム ^{*3} を更新整備する。					
施策の予算額・執行額等	区分		23年度	24年度	25年度	26年度
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	4,598,418	5,889,716	4,633,445	5,344,352
		補正予算(b)	1,895,655	1,950,792	2,891,784	—
		繰越し等(c)	△1,198,120	△749,551	158,265	
		合計(a+b+c)	5,295,953	7,090,957	7,683,494	
	執行額（千円）		5,041,482	6,622,250	6,494,734	
施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	○ 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成１７年法律第５０号）第１条 ^{*4} 等 ○ 矯正施設警備救援規程（平成１４年３月２５日法務大臣訓令）第９条 ^{*5} 等					

測定指標		平成25年度目標				達成
1 刑事施設職員に対する保安警備に関する訓練の実施状況		各刑事施設において実施している各種訓練（警備用具の使用訓練，防災器具の使用訓練等），管区機動警備隊集合訓練等を通じて，刑事施設職員の保安警備に係る職務執行力の強化を図る。				達成
施策の進捗状況（実績）						
各矯正管区に所属する管区機動警備隊員（刑務官）については，各矯正管区が主催する管区機動警備隊集合訓練に参加させた上，同訓練においては，保安事故等が発生した場合に迅速かつ確な対応ができるよう，様々な訓練を取り入れるとともに，外部機関の専門家を講師に迎えるなどして，実践的かつ実務的な訓練を行った。						
参考指標		実績値				
1 管区機動警備隊集合訓練	項目	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度

の実施状況	実施回数 (回)	7	8	7	8	8
	参加者数 (人)	323	329	329	339	343
2 訓練参加者に対するアンケート (訓練を有意義とする回答)(%)		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
		96.9	98.2	95.4	92.9	96.2

測定指標	平成25年度目標値					達成
2 総合警備システムの更新整備施設 ※25年度目標とした23施設について、全 て更新整備を完了したが、うち、1施設 については、24年度中に整備を終えたた ため、実績値としては24年度に計上した。	23施設					達成※
	基準値	実績値				
	—	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	—	21	22	17	13	22

評価 結果	目標達成度合い の測定結果	(各行政機関共通区分) 目標達成
		(判断根拠) 測定指標 1 及び 2 は、各達成すべき目標に照らし、全て主要なものと考えている。 測定指標については、全て目標を達成することができたことから、本施策は「目標達成」と判断した。
	施策の分析	
	(測定指標の目標達成度の補足)	
	【測定指標 1】 全国の刑事施設に勤務する管区機動警備隊員(刑務官)について、それぞれの矯正管区等が主体となり、大規模震災等の非常事態の発生、被収容者による暴動、騒じょう等を想定した上、非常時の訓練 ⁶ を行った。あわせて、大型テント、浄水器、簡易トイレ、炊飯器等の防災用具の使用訓練も積極的に取り入れるなど、保安事故、激甚災害等に備えた実践的な訓練を行った。 特に、東日本大震災が発生した際には、約 9 か月間にわたり約 3,600 名(延べ人員)の刑務官を被災地に派遣し、地元住民等への炊き出しなどの支援を行ったが、その教訓をいかし、炊き出し訓練等を積極的に行った。 また、この訓練は、仮に刑事施設自体が被災した場合においても、被収容者への食事給与等は欠かせないものであることから、有事の際の保安警備の観点からも、非常に有意義な訓練であったと考える。さらに、消防訓練においては消防士を、特別警備活動訓練においては、警察官である機動隊員をそれぞれ招へいするなど、実践的かつ実務的な訓練を実施した。 管区機動警備隊集合訓練終了後の各隊員 343 名に対するアンケートにおいても、「有意義であった」旨を回答した者が 96.2 パーセントであった。 以上のことから、同訓練を通じて刑務官に多種多様な技能を身に付けさせることができ、刑事施設職員の職務執行力の強化を図るという目標を達成することができた。	

	(達成手段の有効性，効率性等) 【測定指標 1， 2 関係】 達成手段②「矯正施設の保安及び処遇体制の整備」において実施している管区機動警備隊集合訓練については，危機場面における対策のほか，刑事施設における通常の勤務場面においても使用する警備用具等の使用方法をきめ細かく指導するなどしている。このため，同訓練終了後，現場施設で勤務する場面においても，同訓練で習得したことを，実践の場面で発揮することができるとともに，同訓練に参加できなかった刑務官にも伝達するなどして共有を図っている。これらのことから，非常事態に迅速かつ適切に対処するため，刑事施設職員の能力の向上を図るという目標に対し，有効的かつ効率的に寄与したといえる。 また，同達成手段において実施している刑事施設の総合警備システムの更新整備については，監視カメラの性能向上や必要箇所の見直しを行った結果，夜間の視認性が高くなり，戒護区域内における死角面積を減少させるという効果が得られた。これにより，外部侵入者の早期発見，被収容者の不適正行為の早期摘発を行うことが可能となり，保安事故の早期発見及び事態収束に寄与したといえる。
	次期目標等への反映の方向性
	【施策】 矯正施設の適正な管理運営を維持するため，現在の目標を維持し，引き続き，保安警備体制の向上を図っていく。 【測定指標 1， 2】 刑事施設においては，「被収容者の身柄の確保」，「保安事故の防止」及び「規律秩序の維持」を目的とし，国の治安を支え，平穏な国民生活を確保する最後のとりでとして，厳重な保安警備体制が要請されており，何よりも平穏な状態を維持することが重要である。仮に，保安事故が発生したとしても，いち早く，平時の状態に回復することが刑事施設あるいはそこで勤務する刑務官に求められている。 一たび，大きな保安事故が発生すれば，国民生活に与える影響も甚大であることから，機械警備による保安警備体制の向上に努めるとともに，刑務官の職務執行力の向上を図るための管区機動警備隊集合訓練を充実させ，あらゆる危機場면을想定して，物的人的の両面から刑事施設における保安警備体制の構築を図ることは重要な意義があるといえる。
学識経験を有する者の知見の活用	1 実施時期 平成26年7月11日 2 実施方法 会議 3 意見及び反映内容の概要 なし
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	管区機動警備隊訓練に対する隊員のアンケートに関する調査結果は，矯正局成人矯正課において保管している。
備考	【行政事業レビュー点検結果の平成27年度予算概算要求への反映内容】 矯正総合情報通信ネットワークシステム用サーバのリース契約の見直しを行い，経費削

	減を図った。 なお、外部有識者の所見については、全施設のシステムの稼働状況等を勘案した上で計画的に実施していくこととする。
--	--

担当部局名	矯正局成人矯正課	政策評価実施時期	平成26年 8 月
-------	----------	----------	-----------

*1 「矯正施設」

刑務所，少年刑務所，拘置所，少年院，少年鑑別所及び婦人補導院の総称

*2 「刑事施設」

刑務所，少年刑務所及び拘置所の総称

*3 「総合警備システム」

警備用機器のうち，外堀，工場，廊下，居室，保護室の監視用カメラについて，操作卓モニターにて集中監視を行い，24時間自動録画を行うとともに，同操作卓周辺に，無線機基地局を始め，非常通報装置及び侵入防止センサーの警報・表示装置を設置し，異状事態の早期発見及び的確な緊急対応を行うためのシステム

*4 「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号）」

第1条 この法律は，刑事収容施設の適正な管理運営を図るとともに，被収容者，被留置者及び海上保安被留置者の人権を尊重しつつ，これらの者の状況に応じた適切な処遇を行うことを目的とする。

*5 「矯正施設警備救援規程（平成14年3月25日法務大臣訓令）」

第9条 管区機動警備隊は，第16条第1項若しくは第2項又は第17項第1項の規定により非常事態が発生した矯正施設に派遣された場合には，当該矯正施設の警備応援その他警備活動及び災害復旧その他の救援活動に従事するものとする。

*6 「非常時の訓練」

非常動員赴援訓練，暴動・騒じょうに対する訓練，捕縄，手錠及び拘束衣の使用訓練，拳銃使用訓練，警備用具使用訓練（大型催涙弾発射機等），消防訓練，救急法，総合防災訓練，特別警備活動訓練，研究討議（逃走事故発生時の初動体制等）

政策評価調書（個別票 1）

【政策ごとの予算額等】

政策名		矯正施設における収容環境の維持及び適正な処遇の実施				
評価方式		実績	政策目標の達成度合い		相当程度進展あり	番号
		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度概算要求額
予算 の 状 況	当 初 予 算 （ 千 円 ）	48,572,693	49,157,463	47,713,566	48,202,360	48,387,433
	補 正 予 算 （ 千 円 ）	1,465,082	△ 283,684	229,663		
	繰 越 し 等 （ 千 円 ）	65,618	0	0		
	計（千円）	50,103,393	48,873,779	47,943,229		
執行額（千円）		49,195,554	48,267,301	47,328,617		
政策評価結果の概算要求 への反映状況		政策評価結果を踏まえ、再犯防止に向けた矯正処遇等の充実に必要な経費を重点的に要求する一方、雇用ニーズ等に応じた職業訓練の見直し、収容見込人員の精査を行うことで経費縮減を図り、予算の減額要求を行った。				

政策評価調書（個別票2）

【政策に含まれる事項の整理】

政策名	矯正施設における収容環境の維持及び適正な処遇の実施						番号	9	(千円)		
	予 算 科 目						予算額		政策評価結果の反映による見直し額（削減額）合計		
	整理番号	会計	組織／勘定	項	事項		26年度 当初予算額	27年度 概算要求額			
対応表において●となっているもの	●	1	一般	矯正官署	矯正収容費	矯正施設における収容の確保及び処遇等の実施に必要な経費	48,202,360	48,387,433	△ 989,206		
	●	2									
	●	3									
	●	4									
	小計						48,202,360 の内数	48,387,433 の内数	△ 989,206		
対応表において◆となっているもの	◆	1									
	◆	2									
	◆	3									
	◆	4									
	小計						の内数	の内数			
対応表において○となっているもの	○	1					< >	< >			
	○	2					< >	< >			
	○	3					< >	< >			
	○	4					< >	< >			
	小計						の内数	の内数			
対応表において◇となっているもの	◇	1					< >	< >			
	◇	2					< >	< >			
	◇	3					< >	< >			
	◇	4					< >	< >			
							の内数	の内数			
合計							48,202,360 の内数	48,387,433 の内数	△ 989,206		

政策評価調書（個別票3）

【見直しの内訳・具体的な反映内容】

政策名	矯正施設における収容環境の維持及び適正な処遇の実施					番号	9	(千円)
事務事業名	整理番号		予算額			政策評価結果の反映による見直し額(削減額)	政策評価結果の概算要求への反映内容	
			26年度 当初 予算額	27年度 概算要求額	増減			
矯正施設における収容の確保及び処遇等の実施に必要な経費	●	1	48,202,360	48,387,433	185,073	△ 989,206	政策評価結果を踏まえ、再犯防止に向けた矯正処遇等の充実に必要な経費を重点的に要求する一方、雇用ニーズ等に応じた職業訓練の見直し、収容見込人員の精査を行うことで経費縮減を図り、予算の減額要求を行った。	
合計						△ 989,206		

平成25年度政策評価書要旨

(法務省25－(8))

施策名	矯正施設 ¹ における収容環境の維持及び適正な処遇の実施 (政策体系上の位置付け：Ⅱ－5－(2)) (評価書122頁)				
施策の概要	被収容者の改善更生及び円滑な社会復帰を図るため、被収容者の個々の状況に応じて、収容環境の維持を含めた適切な処遇を実施する。				
達成すべき目標	刑事施設 ² における職業訓練や少年院における職業補導、矯正施設の就労支援スタッフ等を活用した就労支援等の充実により、出所(院)後の就労の安定を図る。				
施策の予算額・執行額等	区分	23年度	24年度	25年度	26年度
	予 算 の 状 況 (千円)	当初予算(a)	48,572,693	49,157,463	47,713,566
		補正予算(b)	1,465,082	△283,684	229,663
		繰越し等(c)	65,618	0	0
		合計(a+b+c)	50,103,393	48,873,779	47,943,229
	執行額(千円)		49,195,554	48,267,301	47,328,617
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	○刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律(平成17年法律第50号)第84条 ³ 等 ○少年院法(昭和23年法律第169号)第4条 ⁴ 等 ○子ども・若者ビジョン(平成22年7月子ども・若者育成支援推進本部決定) 第3－2(1)③(非行少年に対する就労支援等) ⁵ ○刑務所出所者等の再犯防止に向けた当面の取組(平成23年7月再犯防止対策ワーキングチーム決定) 2－(2) ⁶ ○再犯防止に向けた総合対策(平成24年7月犯罪対策閣僚会議決定) 第3－2－(2)就労の確保 ⁷ ○「世界一安全な日本」創造戦略(平成25年12月犯罪対策閣僚会議決定) Ⅲ－3－(2)－②就労支援の推進 ⁸				

測定指標	平成25年度目標値						達成
1 刑事施設における職業訓練の充実度(受講者数、受講率、修了者数、資格・免許等の取得者率) ※PFI刑務所 ⁹ は、その他の刑事施設と異なり、民間業者が職業訓練の実施主体であることから、両者を区別して取り扱っている。	対前年度増						達成
	基準値	実績値					
	24年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
職業訓練受講者数(人)	3,248	2,745	2,616	3,101	3,248	3,710	

職業訓練受講者率（％）	5.50	4.10	4.10	5.00	5.50	6.70
職業訓練の修了者数（人）	2,883	2,343	2,248	2,647	2,883	3,267
資格・免許等の取得者率（％）	87.1	86.5	87.4	88.4	87.1	88.2
参考指標	年度ごとの実績値					
		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
受刑者数（人）		67,144	64,570	62,137	59,076	55,750

測定指標	平成25年度目標値						達成
2 刑事施設における就労支援実施人員の割合（％）	対前年増						おおむね達成
	基準値	実績値					
	24年	21年	22年	23年	24年	25年	
就労支援実施人員の割合（％）	10.3	6.9	9.2	10.9	10.3	10.3	
就労支援実施人員（人）		2,093	2,720	3,128	2,829	2,721	
刑事施設出所者数（人）		30,213	29,461	28,583	27,485	26,535	

測定指標	平成25年度目標値						達成
3 少年院における就労支援実施人員の割合（％）	対前年増						達成
	基準値	実績値					
	24年	21年	22年	23年	24年	25年	
就労支援実施人員の割合（％）	16.6	19.7	19.0	15.4	16.6	18.3	
就労支援実施人員（人）		841	812	614	638	724	
少年院出院者数（人）		4,264	4,282	3,986	3,845	3,948	
参考指標	実績値						
少年院仮退院者の保護観察終了時の有職者の割合（％）	21年	22年	23年	24年	25年		
	69.3	69.5	70.8	70.5	73.6		

評価結果	目標達成度合い の測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり
		(判断根拠) 測定指標 1, 2, 3 は、各達成すべき目標に照らし、全て主要なものであると考えている。 測定指標 1 及び 3 については、目標を達成することができた。また、測定指標 2 については、目標をおおむね達成することができた。 したがって、本施策は「相当程度進展あり」と判断した。
	施策の分析	
	(測定指標の目標達成度の補足) 【測定指標 2】 各刑事施設において、平成25年度もハローワークによる職業講話、職業相談・紹介及び就労支援スタッフによるキャリアカウンセリングといった様々な就労支援策を実施しており、就労支援スタッフ等による就労支援実施人員の割合は、目標値とした前年実績である10.3パーセントと同値となったことから、おおむね目標を達成したといえる。 (達成手段の有効性、効率性等) 【測定指標 1, 2, 3 関係】 達成手段①「受刑者就労支援体制等の充実」において実施している職業訓練は、就職に必要な知識や技術、資格を付与するために有効であることから、各刑事施設において計画的に実施している。その結果、職業訓練受講者数及び資格・免許等の取得状況も上昇しており、一定の効果を上げていると認められる。 また、刑事施設における就労支援については、出所後の生活に不安を抱く被収容者に対し、就労支援スタッフがハローワークから必要な求人情報を適時に入手しつつ、就職意欲の向上を図るとともに、具体的な求職活動の指導を行っているところ、刑事施設における就労支援実施人員の割合は10.3パーセントとなっており、一定の効果を上げていると認められる。 さらに、少年院における就労支援については、原則的に全在院者を対象に出院後の就労の安定、ひいては再犯・再非行防止のために取り組んでおり、個別的な必要に応じて、職業相談、職業紹介や求人情報の提供を行い、有効的かつ効率的に実施されている。	
	次期目標等への反映の方向性	
	【施策】 被収容者の改善更生及び円滑な社会復帰に資するよう、現在の目標を維持し、引き続き就労支援等の拡充等を図っていく。 【測定指標 1】 職業訓練受講率は上昇しており、今後においても受刑者の出所後の就職に資する職業訓練の拡充を図ることにより、受刑者の職業訓練受講の機会を増やしていく。 【測定指標 2】 再入所者に占める無職者の割合は年々増加しており、就労支援によって出所後の社会生活の安定を図ることは、再犯防止のために重要であることから、引き続き刑事施設における就労支援事業の拡大を図っていく。 【測定指標 3】 就労支援実施人員は増加しており、今後も、少年院在院者に対して就労支援の充実を図っていく。	

学識経験を有する者の知見の活用	1 実施時期 平成26年7月11日 2 実施方法 会議 3 意見及び反映内容の概要 〔意見〕 職業訓練受講者率、就労支援実施人員の割合ともに低いと感じられる。 〔反映内容〕 職業訓練受講者率については、再募集及び再々募集を掛けて受講率向上に努めているが、刑事施設には高齢者や暴力団関係者等の受刑者が在所しており、全ての受刑者を職業訓練の受講生とすることは困難である。しかし、今後は、受講生の選定に係るハードルを下げる取組を行い、受講率向上を目指したい。 就労支援実施人員の割合について、刑事施設における就労支援の対象は、稼働能力を有し、就労意欲があつて支援を希望する者が大前提であり、更にハローワークとの連携による就労支援が効果的と認められる者を選定している。そのため、健康状態等から判断して稼働が困難な者、生活環境調整の過程で就労の見込みが立っている者は対象外となる。なお、就労支援が必要な受刑者に対しては、積極的に支援を実施していくよう各刑事施設に対して指導している。		
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	○評価の過程で使用したデータや文献等 ・「職業訓練実施報告」 (矯正局成人矯正課、対象期間：平成21年4月1日～平成25年3月31日) ・「受験結果報告書」 (矯正局成人矯正課、対象期間：平成21年4月1日～平成25年3月31日) ○評価の過程で使用した公的統計 ・「成人矯正統計年報」 (法務省ホームページ[http://www.moj.go.jp/housei/toukei/toukei_ichiran_kousei.html]) ・「少年矯正統計年報」 (法務省ホームページ[http://www.moj.go.jp/housei/toukei/toukei_ichiran_shonen-kyosei.htm])		
備考	【行政事業レビュー点検結果の平成27年度予算概算要求への反映内容】 受刑者就労支援体制の充実については、職業訓練の効果の調査方法を検討するとともに、社会のニーズ等に応じた職業訓練種目の見直しを行い、経費削減を図った。		
担当部局名	矯正局成人矯正課、矯正局少年矯正課	政策評価実施時期	平成26年8月

*1 「矯正施設」

刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院の総称

*2 「刑事施設」

刑務所、少年刑務所及び拘置所の総称

*3 「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号）」

(矯正処遇)

第84条第1項 受刑者には、矯正処遇として、第92条(懲役受刑者の作業)又は第93条(禁錮受刑者等の作業)に規定する作業を行わせ、並びに第103号(改善指導)及び第104条(教科指導)に規定する指導を行う。

*4 「少年院法(昭和23年法律第169号)」

(矯正教育)

第4条 少年院の矯正教育は、在院者を社会生活に適応させるため、その自覚に訴え規律ある生活のもとに、左に掲げる教科並びに職業訓練の補導、適当な訓練及び医療を授けるものとする。

一 初等少年院においては、小学校及び中学校で必要とする教科

二 中等少年院及び特別少年院においては、初等少年院で必要とする教科、更に必要があれば、高等学校、大学又は高等専門学校に準ずる教科

三 医療少年院においては、特別支援学校で必要とする教科

2 少年院の長は、在院者を、前項の矯正教育に関係のない労働に従事させてはならない。

*5 「子ども・若者ビジョン」第3-2(1)③(非行少年に対する就労支援等)

少年院・少年刑務所において、就労に対する心構えを身に付けさせ、就労意欲を喚起する指導等を充実するとともに、社会復帰に資する職業技能の習得や高等学校卒業程度認定試験の受験を奨励する。また、出院及び出所予定者、保護観察に付された少年等を対象として、刑務所出所者等就労支援事業を推進する。

*6 「刑務所出所者等の再犯防止に向けた当面の取組」2-(2)

矯正施設(刑務所・少年院)入所(院)中から出所(院)後の職場定着まで一貫したきめ細かい支援を行うため、平成23年度から実施している雇用主と刑務所出所者等双方のニーズを踏まえた就労の確保や、就労後のフォローアップによる職場定着支援などを行う取組(更生保護就労支援モデル事業)について、適切な効果検証を行い、効果的な就労支援対策を推進する。

また、法務省と厚生労働省とで連携して実施している刑務所出所者等就労支援事業の各種メニューを積極的に活用し、きめ細やかな就業相談・紹介等を一層推進していくことにより、刑務所出所者等の就労支援・雇用確保を充実・強化する。

さらに、矯正施設(刑務所・少年院)においては、PFI刑務所⁹等において、民間ノウハウを活用した職業訓練の充実を図るとともに、就労支援スタッフによる効果的かつ効率的な指導を引き続き実施する。

刑務所出所者等の雇用に理解を示す企業との連携を強化し、矯正施設(刑務所・少年院)において当該企業が求める人材を育成して出所(院)後の就労に直接結び付ける取組につなげるなど、企業ニーズに沿った人材育成体制を構築する。

*7 「再犯防止に向けた総合対策」第3-2-(2)就労の確保

就労意欲を持ちながら就労実現に向け能力開発等の課題を抱える者を、刑務所等収容後早期に把握し、就労及び職場定着のために必要な技能及びコミュニケーションスキルの付与やビジネスマナーの体得等を目的とした指導や訓練を行うとともに、雇用主と対象者双方のニーズを踏まえ、実際の雇用に結び付ける実践的なサポートを行う。

また、就労先の確保から就労後の職場定着支援までを一貫して行う取組や刑務所出所者等総合的就労支援対策による支援策をより柔軟かつ積極的に活用し、きめ細やかな就業相談・紹介等を一層強力に推進することにより、刑務所出所者等の就労支援・雇用確保を充実・強化する。

*8 「「世界一安全な日本」創造戦略」Ⅲ-3-(2)-②就労支援の推進

刑事施設等における職業訓練・刑務作業の充実を図り、就労支援スタッフを活用したキャリアコンサルティングを実施するとともに、離職者等再就職訓練「刑務所出所者向け職業訓練コース」を実施するほか刑務所出所者等総合的就労支援対策による支援策や、「更生保護就労支援事業」を推進する。また、民間団体や地方公共団体と連携した就労支援策の充実等を図るほか、ソーシャル・ファームを活用した刑務所出所者等の就労や職場定着の方策について検討する。

*9 「PFI刑務所」

PFI手法(公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う民間委託の手法の一つ。Private Finance Initiativeの略。)を活用した民間委託を実施する美祢社会復帰促進センター、島根あさひ社会復帰促進センター、喜連川社会復帰促進

センター，黒羽刑務所，播磨社会復帰促進センター及び加古川刑務所の総称

政策評価調書（個別票 1）

【政策ごとの予算額等】

政策名		矯正施設の適正な運営に必要な民間委託等の実施				
評価方式		実績	政策目標の達成度合い	目標達成	番号	10
		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度概算要求額
予算 の 状 況	当 初 予 算 （ 千 円 ）	15,355,682	15,704,682	15,685,604	16,082,480	16,337,480
	補 正 予 算 （ 千 円 ）	△ 180,454	△ 116,457	△ 15,020		
	繰 越 し 等 （ 千 円 ）	0	0	0		
	計（千円）	15,175,228	15,588,225	15,670,584		
執行額（千円）		15,083,970	15,497,223	15,527,943		
政策評価結果の概算要求 への反映状況		政策評価結果を踏まえ，引き続き，事業の実施に係る所要の経費の要求を行った。				

政策評価調書（個別票2）

【政策に含まれる事項の整理】

政策名	矯正施設の適正な運営に必要な民間委託等の実施						番号	10	(千円)	
	予 算 科 目						予算額		政策評価結果の反映による見直し額（削減額）合計	
	整理番号	会計	組織／勘定	項	事項		26年度 当初予算額	27年度 概算要求額		
対応表において●となっているもの	●	1	一般	矯正官署	矯正施設民間開放推進費	矯正施設運営の民間開放の推進に必要な経費	16,082,480	16,337,480		
	●	2								
	●	3								
	●	4								
	小計						16,082,480 の内数	16,337,480 の内数		
対応表において◆となっているもの	◆	1								
	◆	2								
	◆	3								
	◆	4								
	小計						の内数	の内数		
対応表において○となっているもの	○	1					< >	< >		
	○	2					< >	< >		
	○	3					< >	< >		
	○	4					< >	< >		
	小計						の内数	の内数		
対応表において◇となっているもの	◇	1					< >	< >		
	◇	2					< >	< >		
	◇	3					< >	< >		
	◇	4					< >	< >		
							の内数	の内数		
合計							16,082,480 の内数	16,337,480 の内数		

平成25年度政策評価書要旨

(法務省25－(9))

施策名	矯正施設 ^{*1} の適正な運営に必要な民間委託等 ^{*2} の実施 (政策体系上の位置付け：Ⅱ－5－(3)) (評価書128頁)				
施策の概要	職員の業務負担の軽減を図るとともに、矯正処遇の充実を図るため、民間委託等を実施する。				
達成すべき目標	P F I 手法を活用した民間委託や競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号。以下「公共サービス改革法」という。）に基づく特定業務の民間委託を推進し、被収容者の特性等に留意しつつ、民間のノウハウやアイデアを活用した職業訓練、就労支援対策等の充実・強化を図る。				
施策の予算額・執行額等	区分	23年度	24年度	25年度	26年度
	予 算 の 状 況 (千円)	当初予算(a)	15,355,682	15,704,682	15,685,604
		補正予算(b)	△180,454	△116,457	△15,020
		繰越し等(c)	0	0	0
		合計(a+b+c)	15,175,228	15,588,225	15,670,584
	執行額(千円)		15,083,970	15,497,223	15,527,943
施策に係る内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	○民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）^{*3} ○構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）^{*4} ○構造改革特別区域基本方針（平成15年1月24日閣議決定）^{*5} ○競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号）^{*6} ○公共サービス改革基本方針（平成18年9月5日閣議決定、平成24年7月20日改定）^{*7} ○刑務所出所者等の再犯防止に向けた当面の取組（平成23年7月14日再犯防止対策ワーキングチーム決定） 2－(2)【就労支援対策の充実強化】^{*8} ○再犯防止に向けた総合対策（平成24年7月20日犯罪対策閣僚会議決定） 第3－2－(2)就労の確保^{*9} ○「世界一安全な日本」創造戦略（平成25年12月10日犯罪対策閣僚会議決定） Ⅲ－3－(2)－②就労支援の推進^{*10}				

測定指標	平成25年度目標	達成
1 P F I 刑務所 ^{*11} における職業訓練の充実	P F I 刑務所において、様々な職業の技術や知識を習得させ、資格や免許を取得させるため、受刑者に対して職業訓練を幅広く実施する。	達成
施策の進捗状況（実績）		
実施対象施設において、受刑者に対して職業訓練を実施し、様々な職業の技術や知識を習得させるとともに資格や免許を取得させた。		

参考指標	実績値				
	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
1 職業訓練受講者数（人） ※延べ人数	5,668	9,350	7,769	7,913	7,203
2 職業訓練受講率（％） ＊職業訓練受講率＝職業訓練受講者数／ 受刑者数×100（％）	136	185	160	167	156
3 職業訓練修了者数（人） ※延べ人数	5,099	9,637	7,357	7,648	6,926
4 資格・免許等の取得者数（人） ※延べ人数	1,061	1,326	1,370	1,287	1,334
5 P F I 施設における受刑者数（人）	4,166	5,066	4,853	4,735	4,612

測定指標	平成25年度目標	達成
2 職業フォーラム ^{*12} の活用	公共サービス改革法に基づく特定業務の民間委託実施刑務所 ^{*13} において、受刑者の社会復帰への不安感の軽減を図り、就労意欲等を培うため、職業フォーラムを実施する。	達成

施策の進捗状況（実績）

平成24年度からは、実施対象施設において、全受刑者を対象とし、企業概要等について映像視聴の方法により説明を行った後、希望した者について、個別に各企業から直接の詳細説明及び面接を行う職業フォーラムを実施している。

参考指標	実績値				
	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
1 実施回数（回）	－	－	3	3	3
2 参加受刑者数（人）	－	－	134	84	89

目標達成度合い の測定結果	（各行政機関共通区分） 目標達成
	（判断根拠） 測定指標 1，2 は、各達成すべき目標に照らし、全て主要なものであると考えている。

評価結果		測定指標については、全て目標を達成することができたことから、本施策は「目標達成」と判断した。
	施策の分析	
	(測定指標の目標達成度の補足) 【測定指標１】 P F I手法を活用して職業訓練を実施している４施設において、比較的求人上位の11業種のうち、約40種目の訓練科目について職業訓練を実施した。実施した職業訓練が該当すると想定される業種の新規求人数は、全新規求人数の約72パーセントを占めている。 職業訓練の実施状況については、受講者数、受講率及び修了者数は前年度を下回る結果となったものの、資格・免許等の取得者数は前年度の1,287名から1,334名と47名増加している。 また、全受刑者を対象としたパソコン操作やビジネスマナーなど、就労のために職業人として必要な基礎的なスキルの付与を目的とした基礎訓練科目を９種目設け、計5,342名の受刑者に対し同訓練を実施した。 このように、民間のスキルやノウハウを活用し、雇用情勢に応じた職業訓練を積極的に実施し、受刑者に資格や免許を取得させるという目標を達成することができた。 【測定指標２】 職業フォーラムについては、平成24年度から全受刑者を対象に行っているが、平成25年度は参加企業数を増やした。また、平成25年度においては、実際に企業面接を実施した受刑者について効果を測定し、今後の実施方法を検討するため、面接を受けた者22名にアンケートを実施した。アンケートでは、18名（81.8パーセント）が「社会復帰に向けて前向きに受刑生活を送る気持ちが得られたと思う」と回答した。さらに、21名（95.5パーセント）が「働く意欲、働くことへの心構え・イメージが得られたと思う」と回答した。 これらのアンケート結果等から、職業フォーラムにより受刑者の社会復帰への不安感の軽減や就労意欲の喚起を図ることができ、民間のノウハウやアイデアを活用した職業訓練、就労支援対策等の充実・強化を図るという目標を達成することができたと評価できる。	
	(達成手段の有効性、効率性等) 【測定指標１関係】 達成手段②「P F I 刑務所の運営」において実施している職業訓練は、施設・設備や敷地等の制約を踏まえた上で、民間のノウハウやアイデアを活用し、職業人に必要な基礎的なスキルの付与を目的とした訓練科目や雇用情勢に応じた質の高い訓練科目を積極的に取り入れている。平成25年度における職業訓練受講者数は前年度を710名下回る結果となったものの、資格・取得免許等の取得者数は増加し、達成手段であるP F I手法による施設運営が有効に機能しているものと評価できる。 【測定指標２関係】 達成手段①「刑事施設の民間委託運営」において実施している職業フォーラムは、黒羽刑務所、静岡刑務所及び笠松刑務所において、民間のネットワークとノウハウを活用し、平成23年度から実施しており、実施を継続する中で方法を検証し、例えば、効率的な職業選択を行うことができるよう受講者に対しキャリアコンサルタントの講話を実施する等の改良を加えているところである。職業フォーラム実施後、企業面接を実施した受刑者のアンケート結果の中で、「まじめに仕事をして生活をしていくという気持ちが強くなり、希望を持つことができた。そして１日も早く働かせていただきたいと思った。」という前向きな意見があったことから、受刑者の社会復帰への不安感の軽減や就労意欲の喚起に効果があったと認められる。	
	次期目標等への反映の方向性	
	【施策】	

今後も、職業訓練及び出所後の就労支援を充実させるため、現在の目標を維持し、引き続き民間のノウハウやアイデアを活用した職業訓練及び職業フォーラムを実施していく。

【測定指標１】

「刑務所出所者等の再犯防止に向けた当面の取組」（平成23年7月14日再犯防止対策ワーキングチーム決定）において、取組の方向性の一つとして、「就労支援対策の充実・強化」が掲げられており、PFI刑務所等において、民間のノウハウを活用した職業訓練の充実を図るとともに、就労支援スタッフによる効果的かつ効率的な指導を引き続き実施することが求められている。さらに、「再犯防止に向けた総合対策」（平成24年7月20日犯罪対策閣僚会議決定）においても、「就労の確保」として、就労及び職場定着のために必要な技能及びコミュニケーションスキルの付与やビジネスマナーの体得等を目的とした指導や訓練を行うこととされている。また、きめ細やかな就業相談・紹介等を一層強力に推進することにより、刑務所出所者等の就労支援や雇用確保を充実・強化することとされている。加えて、「「世界一安全な日本」創造戦略」（平成25年12月10日犯罪対策閣僚会議決定）において、「犯罪の繰り返しを食い止める再犯防止対策の推進」の一つとして、「就労支援の推進」が掲げられ、「刑事施設における職業訓練等の充実を図り、就労支援スタッフを活用したキャリアコンサルティングを実施する」こととされた。

これらを踏まえ、資格・免許等の取得割合の向上を図り、受刑者の出所後の就労に役立てるため、引き続き、PFI刑務所においては、民間事業者と協力・調整の上、民間のノウハウやアイデアを大いに活用し、雇用情勢に応じた幅広い職業訓練を実施していく。

【測定指標２】

職業フォーラム実施後、企業面接を実施した受刑者のアンケート結果によると、全体の86.4パーセントに当たる19名が職業フォーラムの内容について、「大変良かった」又は「良かった」と回答している。その一方で、「帰住予定地にかかわらず、自分の資格を生かした職種情報を教えてほしい。」、「もう少し多くの仕事の説明が聞きたかった。」など、同フォーラムの内容について更なる改善を求める意見が見られた。出所者による再犯を防止するには、出所後の円滑な社会復帰のための就労支援の充実・強化が引き続き必要であり、公共サービス改革法に基づく特定業務の民間委託実施施設においては、平成25年度のアンケート結果を踏まえ、職業フォーラムの実施方法や内容等を検証し、就労支援スタッフ等との連携を図りつつ、同取組の一層効果的な運用に努め、引き続き、職業フォーラムを実施していく。

学識経験を有する者の知見の活用

1 実施時期

平成26年7月11日

2 実施方法

会議

3 意見及び反映内容の概要

ア〔意見〕

（測定指標の目標達成度の補足）【測定指標２】の部分について、「企業面接を実施した受刑者」の次行に、「面接実施者22名」とあるが、「面接を実施した者」ではなく、「面接を受けた者」との意味ではないのか。

〔反映内容〕

御指摘の意味であることから、「面接を受けた者」に記載を改めた。

イ〔意見〕

（法務省25－（８）の施策との関連において）職業フォーラムと就労支援の違いが判然としない。

〔反映内容〕

就労支援については、受刑者一人一人の経歴や資質に基づき、ハローワークによる協力も得ながら求職活動を支援していくもの。職業フォーラムについては、就職活動をしている学生を対象とした合同企業説明会のように、民間委託を行っている企業が、

	その事業内容等を紹介するものである。
--	--------------------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	○評価の過程で使用したデータや文献等 ・「職業訓練実施報告」 (矯正局成人矯正課, 対象期間: 平成21年4月1日～平成25年3月31日) ・職業フォーラムについてのアンケートに関する調査結果は, 矯正局成人矯正課において保管している。 ・「一般職業紹介状況(平成26年2月分)」 (厚生労働省ホームページ [http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000002y42w.htm])
---------------------------	---

備考	【行政事業レビュー点検結果の平成27年度予算概算要求への反映内容】 引き続き, 所要の経費の要求を行った。
----	--

担当部局名	矯正局成人矯正課	政策評価実施時期	平成26年8月
-------	----------	----------	---------

*1 「矯正施設」

刑務所, 少年刑務所, 拘置所, 少年院, 少年鑑別所及び婦人補導院の総称

*2 「民間委託等」

刑事施設の運営に係る総務系業務の民間委託のほか, 公共サービス改革法に基づく特定業務の民間委託及びPFI手法(公共施設等の建設, 維持管理, 運営等を民間の資金, 経営能力及び技術的能力を活用して行う民間委託の手法の一つ。Private Finance Initiativeの略。)を活用した民間委託をいう。

*3 「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)」

民間の資金, 経営能力及び技術的能力を活用した公共施設等の整備等の促進を図るための措置を講ずること等により, 効率的かつ効果的に社会資本を整備するとともに, 国民に対する低廉かつ良好なサービスの提供を確保し, もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする法律

*4 「構造改革特別区域法(平成14年法律第189号)」

地方公共団体の自発性を最大限に尊重した構造改革特別区域を設定し, 当該地域の特性に応じた規制の特例措置の適用を受けて地方公共団体が特定の事業を実施し又はその実施を促進することにより, 教育, 物流, 研究開発, 農業, 社会福祉その他の分野における経済社会の構造改革を推進するとともに地域の活性化を図り, もって国民生活の向上及び国民経済の発展に寄与することを目的とする法律

*5 「構造改革特別区域基本方針(平成15年1月24日閣議決定)」

構造改革の推進等の意義, 目標, 政府が実施すべき施策に関する基本的な方針, 政府が講ずべき措置についての計画等を具体的に定めたもの

*6 「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)」

国の行政機関等又は地方公共団体が自ら実施する公共サービスに関し, その実施を民間が担うことができるものは民間に委ねる観点から, これを見直し, 民間事業者の創意と工夫が反映されることが期待される一体の業務を選定して官民競争入札又は民間競争入札に付することにより, 公共サービスの質の維持向上及び経費の削減を図ることを目的とする法律

*7 「公共サービス改革基本方針(平成18年9月5日閣議決定, 平成24年7月20日改定)」

競争の導入による公共サービスの改革の意義, 目標, 政府が実施すべき施策に関する基本的な方針, 政府が講ずべき措置についての計画等を具体的に定めたもの

*8 「刑務所出所者等の再犯防止に向けた当面の取組（平成23年7月14日再犯防止対策ワーキングチーム決定）」

2－（2）【就労支援対策の充実強化】

さらに、矯正施設（刑務所・少年院）においては、PFI刑務所等において、民間ノウハウを活用した職業訓練の充実を図るとともに、就労支援スタッフによる効果的かつ効率的な指導を引き続き実施する。

*9 「再犯防止に向けた総合対策（平成24年7月20日犯罪対策閣僚会議決定）」

第3－2－（2）就労の確保

就労意欲を持ちながら就労実現に向け能力開発等の課題を抱える者を、刑務所等収容後早期に把握し、就労及び職場定着のために必要な技能及びコミュニケーションスキルの付与やビジネスマナーの体得等を目的とした指導や訓練を行うとともに、雇用主と対象者双方のニーズを踏まえ、実際の雇用に結び付ける実践的なサポートを行う。

また、就労先の確保から就労後の職場定着支援までを一貫して行う取組や刑務所出所者等総合的就労支援対策による支援策をより柔軟かつ積極的に活用し、きめ細やかな就業相談・紹介等を一層強力に推進することにより、刑務所出所者等の就労支援・雇用確保を充実・強化する。

*10 「「世界一安全な日本」創造戦略（平成25年12月10日犯罪対策閣僚会議決定）」

Ⅲ－3－（2）－②就労支援の推進

刑事施設等における職業訓練・刑務作業の充実を図り、就労支援スタッフを活用したキャリアコンサルティングを実施するとともに、離職者等再就職訓練「刑務所出所者向け職業訓練コース」を実施するほか、刑務所出所者等総合的就労支援対策による支援策や、「更生保護就労支援事業」を推進する。また、民間団体や地方公共団体と連携した就労支援策の充実等を図るほか、ソーシャル・ファームを活用した刑務所出所者等の就労や職場定着の方策について検討する。

*11 「PFI刑務所」

PFI手法を活用した民間委託を実施する美祢社会復帰促進センター、島根あさひ社会復帰促進センター、喜連川社会復帰促進センター、黒羽刑務所、播磨社会復帰促進センター及び加古川刑務所の総称

*12 「職業フォーラム」

公共サービス改革法に基づき委託された特定業務を実施する事業者の提案の一つ。就労を希望する受刑者と民間企業との対面方式による職業説明会を刑事施設内で実施するものであり、受刑者の社会復帰への不安感軽減や就労意欲の向上などを図るだけでなく、民間企業に出所受刑者の採用イメージを持ってもらうことで、出所受刑者の就労先確保を期待するもの

*13 「民間委託実施刑務所」

公共サービス改革法に基づく特定業務の民間委託を実施する黒羽刑務所、静岡刑務所及び笠松刑務所の総称。静岡刑務所及び笠松刑務所における総務・警備業務並びに静岡刑務所、笠松刑務所及び黒羽刑務所における作業、職業訓練、教育、分類業務について、民間委託を実施している。

政策評価調書（個別票１）

【政策ごとの予算額等】

政策名		保護観察対象者等の改善更生等				
評価方式		実績	政策目標の達成度合い	相当程度進展あり	番号	11
		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度概算要求額
予算 の 状 況	当 初 予 算 （ 千 円 ）	11,828,175	11,510,347	11,414,545	11,853,796	13,647,723
	補 正 予 算 （ 千 円 ）	247,124	△ 203,417	△ 57,770		
	繰 越 し 等 （ 千 円 ）	△ 46,604	192,400	0		
	計（千円）	12,028,695	11,499,330	11,356,775		
執行額（千円）		11,021,208	11,005,197	10,633,764		
政策評価結果の概算要求 への反映状況		保護観察対象者等の改善更生を促進し，再犯を防止して社会を保護することは，国民や社会のニーズに沿うものであることから，引き続き本施策を実施し，更なる改善更生の促進ひいては再犯防止を図っていく必要があるため，本施策を継続して推進することとした。				

政策評価調書（個別票2）

【政策に含まれる事項の整理】

政策名	保護観察対象者等の改善更生等						番号	11	(千円)	
	予 算 科 目						予算額		政策評価結果の反映による見直し額（削減額）合計	
	整理番号	会計	組織／勘定	項	事項		26年度 当初予算額	27年度 概算要求額		
対応表において●となっているもの	●	1	一般	法務本省	更生保護企画調整推進費	保護観察等の企画調整及び推進に必要な経費	280,206	375,080		
	●	2	一般	更生保護官署	更生保護活動費	保護観察等に必要な経費	11,544,720	13,244,434		
	●	3	特別	復興庁	法務行政復興政策費	保護観察等に必要な経費	28,870	28,209		
	●	4								
	小計						11,853,796 の内数	13,647,723 の内数		
対応表において◆となっているもの	◆	1								
	◆	2								
	◆	3								
	◆	4								
	小計						の内数	の内数		
対応表において○となっているもの	○	1					< >	< >		
	○	2					< >	< >		
	○	3					< >	< >		
	○	4					< >	< >		
	小計						の内数	の内数		
対応表において◇となっているもの	◇	1					< >	< >		
	◇	2					< >	< >		
	◇	3					< >	< >		
	◇	4					< >	< >		
							の内数	の内数		
合計							11,853,796 の内数	13,647,723 の内数		

平成25年度政策評価書要旨

(法務省25－(10))

施策名	保護観察対象者等 ^{*1} の改善更生等 (政策体系上の位置付け：Ⅱ－6－(1)) (評価書139頁)					
施策の概要	保護観察対象者等の再犯防止及び改善更生のため、社会内において適切な処遇を行うとともに、犯罪や非行のない地域社会作りのため、犯罪予防を目的とした国民の活動を促進する。					
達成すべき目標	・ 特定の犯罪的傾向を改善するための専門的処遇を効果的に実施することによって、保護観察対象者の犯罪的傾向の除去・緩和を図る。 ・ 保護観察対象者等の就労支援を強化することによって、保護観察対象者等の就労を促進して生活や心情の安定を図る。 ・ 更生保護施設等^{*2}を活用した自立支援を積極的に実施することによって、行き場がなく自立が困難な保護観察対象者等を保護し、その自立更生を図る。 ・ 保護観察対象者等の改善更生や犯罪予防に関する国民の理解と協力を求めるとともに、犯罪予防活動への民間の参画を促す。					
施策の予算額・執行額等	区分		23年度	24年度	25年度	26年度
	予算の (千円)	当初予算(a)	11,828,175	11,510,347	11,335,198	11,824,926
		補正予算(b)	247,124	△203,417	△55,046	－
		繰越し等(c)	△46,604	192,400	0	
		合計(a+b+c)	12,028,695	11,499,330	11,280,152	
	執行額(千円)		11,021,208	11,005,197	10,577,355	
施策に係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	○更生保護法(平成19年法律第88号)^{*3} ○更生保護事業法(平成7年法律第86号)^{*4} ○「世界一安全な日本」創造戦略(平成25年12月10日犯罪対策閣僚会議決定)^{*5}					

測定指標	平成25年度目標値					達成
1 性犯罪者処遇プログラム ^{*6} 受講者において、受講後、問題性 ^{*7} の程度が低下したと認められる者の割合(%)	91.0%以上					おおむね達成
	基準値	実績値				
	－	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	91.0	91.3	90.2	89.9	90.6	90.3
測定指標	平成25年度目標値					達成

2 保護観察終了者に占める無職者の割合（％）	23年割合からの減少					達成
	基準値	実績値				
	23年	21年	22年	23年	24年	25年
	24. 1	23. 7	24. 2	24. 1	24. 0	22. 3
参考指標	実績値					
1 協力雇用主 ^{*8} の数（社） （※前年度の実績を反映するため、各年4月1日現在の状況を調査しているもの）	22年	23年	24年	25年	26年	
	8, 549	9, 346	9, 953	11, 044	12, 603	
2 完全失業率 ^{*9} （％） （※年平均）	21年	22年	23年	24年	25年	
	5. 1	5. 1	4. 6	4. 3	4. 0	
測定指標	平成25年度目標					達成
3 行き場のない保護観察対象者等の受入状況	行き場のない保護観察対象者等について、更生保護施設等において積極的に受入れを図ることにより、その生活基盤を確保する。					おおむね達成
施策の進捗状況（実績）						
更生保護施設における薬物事犯者を含む行き場のない保護観察対象者等の受入れを促進した。 自立準備ホーム ^{*10} の登録事業者を拡充し、行き場のない保護観察対象者等の生活基盤を確保した。						
参考指標	実績値					
	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
1 全更生保護施設における年間収容保護人員（人）	9, 668	9, 991	10, 538	10, 587	10, 263	
2 自立準備ホームの登録事業者数（事業者）	—	—	166	236	289	
3 全自立準備ホームにおける年間収容保護人員（人）	—	—	799	1, 181	1, 278	
測定指標	平成25年度目標					達成
4 犯罪予防活動の推進状況	国民に対して幅広く保護観察対象者等の改善更生に対する理解と協力を求めるため、効果的な犯罪予防活動を推進する。					おおむね達成

施策の進捗状況（実績）

国民に対して幅広く保護観察対象者等の改善更生に対する理解と協力を求め、犯罪予防活動への地域の関係機関・団体の参画を得るとともに、保護司と学校との連携を一層図った。

参考指標	実績値				
	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
1 作文コンテスト参加学校数	7,081	7,842	7,837	8,580	8,986
2 作文コンテスト応募作品数	188,993	204,493	225,092	249,552	279,732
3 “社会を明るくする運動”推進委員会の 構成機関・団体数 ※中央、都道府県及び市区町村等単位の 合計	31,097	30,142	30,554	30,109	30,077

評価結果	目標達成度合い の測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり
		(判断根拠) 測定指標 1, 2, 3, 4 は、各達成すべき目標に照らし、全て主要なものであると考えている。 測定指標 2 について、目標を達成することができたほか、測定指標 1, 3 及び 4 について、目標をおおむね達成することができた。 したがって、本施策は「相当程度進展あり」と判断した。
	施策の分析	
	(測定指標の目標達成度の補足)	
	【測定指標 1】 性犯罪者処遇プログラム（以下「プログラム」という。）において、受講後に評点が低下した者は、プログラム受講者の全体の90.3パーセントであり、目標値の91.0パーセントには達していないものの、約9割の受講者に受講後の評点の低下が認められたことから、目標をおおむね達成したと評価できる。 【測定指標 3】 行き場のない保護観察対象者等について、平成24年度から導入している自立困難者を更生保護施設が受け入れた場合における委託費への加算措置に加え、平成25年度から全国で5施設の更生保護施設に薬物専門スタッフを配置するなどして更生保護施設の受入れ体制の強化を図った。その結果、平成25年度の全更生保護施設における年間収容保護人員は前年度に比べて減少したものの、なお10,000人以上を維持しており、薬物事犯者を含む行き場のない保護観察対象者等の受入れを促進できた。 また、自立準備ホームについても、各保護観察所において登録事業者の拡充を進めたことで、平成25年度の登録事業者数が平成24年度より増加するとともに、平成25年度の全自立準備ホームにおける年間収容保護人員は1,278人となり、平成24年度に比べて増加しており、行き場のない保護観察対象者等の生活基盤の確保につながった。 以上のことから、行き場のない保護観察対象者等について、更生保護施設等において積極的に受入れを図ることにより、その生活基盤を確保するという目標をおおむね達成したと評価できる。	

【測定指標 4】

平成25年度の“社会を明るくする運動”推進委員会の構成機関・団体数は3万77団体であり、地方公共団体をはじめ、多くの機関・団体が参画している。また、平成25年度の作文コンテストの参加学校数は8,986校で平成24年度と比較して406校増加するとともに、応募作品数についても、27万9,732件で平成24年度と比較して3万180件増加した。

犯罪予防をテーマとした作文コンテストは、学校での犯罪予防活動に関する教育に資するものであり、その応募を通じて、保護観察所や保護司と学校との連携を図り、更生保護活動への理解を働き掛けるものである。多くの機関・団体が“社会を明るくする運動”推進委員会に参画し、作文コンテストの参加学校数及び応募作品数が増加したことにより、学校との連携や更生保護活動への理解促進が効果的に図られた。

以上のことから、国民に対して幅広く保護観察対象者等の改善更生に対する理解と協力を求めるため、効果的な犯罪予防活動を推進するという目標をおおむね達成したと評価できる。

(達成手段の有効性、効率性等)

【測定指標 1 関係】

達成手段③「保護観察の実施」において実施しているプログラムでは、性犯罪を許容する認知、問題解決スキルの不足、他人への共感性の不足など、プログラム受講者の問題性の程度を点数化している。これらの評点をプログラム受講前後で比較し、プログラムの効果検証を実施した結果、性犯罪に結びつく受講者の問題性が改善しており、保護観察対象者の犯罪的傾向の除去・緩和を図るという目標に寄与したといえる。

【測定指標 2 関係】

達成手段②「就労支援事業への補助」により、法務省が厚生労働省との連携の下で実施している就労支援においては、身元保証事業^{*11}に係る経費の補助を適切に行うなどした。また、平成23年度からは一部の保護観察所において、就労確保から職場定着に至るまでの継続的かつきめ細かな寄り添い型の支援を実施した。その結果、保護観察終了者に占める無職者の割合が減少しており、就労支援の強化が一定の効果を上げていると認められる。

【測定指標 3 関係】

達成手段①「更生保護施設整備事業^{*12}への補助」により、行き場のない保護観察対象者等の積極的な受入れを図るため、更生保護施設の改築・補修に要する経費の一部を補助したところ、収容定員の増加、居室の個室化、建物のバリアフリー化等、施設の機能が維持・強化された。また、自立困難者の受入れに係る委託費の加算措置や薬物専門スタッフの配置を実施したほか、自立準備ホームについては、各保護観察所における登録事業者の拡充を進めている。さらに、全更生保護施設等における年間収容保護人員が平成25年度実績において前年度比で減少したものの、なお10,000人を超えていることから、行き場がなく自立困難な保護観察対象者等を保護し、その自立更生を図るという目標に寄与したといえる。

【測定指標 4 関係】

達成手段④「犯罪予防活動の促進」において実施している犯罪予防活動では、主に小中学校で犯罪予防活動に関する教育を行い、学校との連携を図ったり、地域の関係機関・団体に広く犯罪予防活動への参画を求めるなどの活動を行った。

また、“社会を明るくする運動”推進委員会に多くの機関・団体の参画があったことに加え、犯罪・非行のない地域社会作りや犯罪・非行をした人の立ち直り等を題材とした作文コンテストに数多くの応募があったことから、犯罪予防活動への民間の参画を促すという目標に一定の効果を上げたといえる。

次期目標等への反映の方向性

【施策】

保護観察対象者等の再犯防止及び改善更生のため、社会内において適切な処遇を行うとともに、犯

	罪や非行のない地域社会作りのため、犯罪予防を目的とした国民の活動を促進するよう、現在の目標を維持し、引き続き、各取組を推進していく。 【測定指標１】 プログラム終了後も、保護観察官や保護司による指導監督・補導援護が引き続き行われることから、評点の結果を踏まえて個々のニーズに応じた処遇を実施するなど、保護観察処遇の充実を今後も推進する。 【測定指標２】 昨今の厳しい経済雇用情勢のため、刑務所出所者等の就労が困難であることなどから、依然として保護観察終了者に占める無職者の割合が高水準で推移しており、就労支援の重要性が高まっている。そのため、法務省と厚生労働省との連携による就労支援対策を推進するとともに、矯正施設¹³収容中から、就労後の職場定着に至るまでの継続的かつきめ細かな寄り添い型の支援を実施する事業を本格実施する。 また、保護観察対象者等を雇用する協力雇用主への支援を更に充実させるなどして、保護観察所と協力雇用主との連携を緊密にし、協力雇用主のもとでの安定した就労・職場定着を推進する。 【測定指標３】 矯正施設を出所・出院した後の生活基盤がなく、自力では改善更生が困難な者の数が高水準で推移している現状を踏まえ、引き続き更生保護施設等における受入れを積極化するとともに、自立準備ホームの拡充を図り、行き場のない保護観察対象者等の多様な受入れ先の確保に努めていく。 【測定指標４】 犯罪や非行のない地域社会作りには、学校と連携した犯罪予防活動が有効であることを踏まえ、保護司等が更に効果的な活動を展開できるようにするための働き掛けに努めていく。 また、犯罪や非行のない地域社会作りには、地域の関係機関・団体に広く犯罪予防活動への参画を求めることも重要であることから、“社会を明るくする運動”等を通して、効果的に各機関・団体の理解・協力を求めていく。
学識経験を有する者の知見の活用	１ 実施時期 平成26年７月11日 ２ 実施方法 会議 ３ 意見及び反映内容の概要 〔意見〕 保護観察終了者に占める無職者数について、各対象者の母数を記載した方がよいのではないかと。 〔反映内容〕 母数を挿入すると、無職者の割合及び無職者数が分かりづらくなると思料するため、挿入しないこととしたい。
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	○評価の過程で使用したデータや文献等 ・「性犯罪者処遇プログラム受講前と受講後の評点の状況に関する調査」（保護局観察課，対象期間：平成25年４月～平成26年３月） ・「更生保護法人等事業成績等報告書」（保護局更生保護振興課，対象期間：平成21年４月１日～平成26年３月31日） ・「“社会を明るくする運動”作文コンテストの実施結果」（保護局更生保護振興課，平成25年１月１日～平成25年11月30日） ・「“社会を明るくする運動”推進委員会の構成機関・団体数」（保護局更生保護振興課，平成25年４月１日～平成26年３月31日）

備考	【行政事業レビュー点検結果の平成27年度予算概算要求への反映内容】 職員の出張頻度や物品の調達数量等について、執行実績等を踏まえた見直しを行った。 また、研修の実施人員等について、執行実績等を踏まえた見直しを行うことにより、経費を節減した。 なお、平成24年度公開プロセス（事業名「犯罪予防活動の促進」）の結果等を踏まえ、保護司の効果的な活動の在り方について見直しを図っている。		
担当部局名	保護局更生保護振興課、観察課	政策評価実施時期	平成26年 8 月

*1 「保護観察対象者等」

保護観察対象者，更生緊急保護対象者

*2 「更生保護施設等」

更生保護施設，自立準備ホーム

*3 「更生保護法（平成19年法律第88号）」

本法は，犯罪をした者及び非行のある少年に対し，社会内において適切な処遇を行うことにより，再び犯罪をすることを防ぎ，又はその非行をなくし，これらの者が善良な社会の一員として自立し，改善更生することを助けるとともに，恩赦の適正な運用を図るほか，犯罪予防の活動の促進等を行い，もって，社会を保護し，個人及び公共の福祉を増進することを目的としている。（第1条参照）

*4 「更生保護事業法（平成7年法律第86号）」

本法は，更生保護事業に関する基本事項を定めることにより，更生保護事業の適正な運営を確保し，及びその健全な育成発達を図るとともに，更生保護法（平成19年法律第88号）その他更生保護に関する法律とあいまって，犯罪をした者及び非行のある少年が善良な社会の一員として改善更生することを助け，もって個人及び公共の福祉の増進に寄与することを目的としている（第1条参照）。

*5 「「世界一安全な日本」創造戦略(平成25年12月10日犯罪対策閣僚会議決定)」

・Ⅲ－３－（１）－⑤薬物事犯者に対する指導及び支援の充実強化

刑の一部の執行猶予制度の施行を見据え，地方更生保護委員会及び保護観察所が，個々の対象者の再犯リスクを適切に把握した上で，専門的な処遇プログラムによる指導，薬物依存症の治療を受けるための調整，帰住先や就労先の確保に向けた支援，薬物事犯者の家族等に対する相談支援等を，医療・保健・福祉機関，民間支援団体等との更なる連携策を検討しつつ実施する。

・Ⅲ－３－（１）－⑥性犯罪者等再犯防止の必要性の高い者に対する指導及び支援の充実強化

刑事施設，少年院や保護観察所等における性犯罪者に対する処遇プログラムの実施，指導職員育成及び効果検証の結果を踏まえた実施体制の見直しを行う。また，性犯罪者を含め，再犯防止の必要性が高い犯罪者の再犯を防止するために，再犯の実態や既存の対策の効果等に関する調査研究の結果を踏まえ，関係省庁が連携しながら，再犯を防止するために効果的な施策について検討する。

・Ⅲ－３－（２）－①行き場のない刑務所出所者等の住居の確保の推進

行き場のない刑務所出所者等の住居を確保するため，矯正施設収容中の生活環境の調整の充実強化，国が運営する自立更生促進センターにおける確実な受入れの促進，更生保護施設の受入れ機能の強化等を図るとともに，保護観察において，住居の確保に関する知識・情報に関する日常の生活指導を強化する。また，協力雇用主や住居確保支援の取組を行う民間団体と連携した就労と結び付く住居の安定的な確保策について検討する。

・Ⅲ－３－（２）－②就労支援の推進

刑務所出所者等総合的就労支援対策による支援策や，「更生保護就労支援事業」を推進する。また，民間団体や地方公共団体と連携した就労支援策の充実等を図るほか，ソーシャル・ファーム*14を活用した刑務所出所者等の就労や職場定着の方策について検討する。

・Ⅲ－３－（２）－③協力雇用主等に対する支援の推進

刑務所出所者等を雇用する協力雇用主を保護観察官の処遇協力者として位置付け、協力雇用主が刑務所出所者等に対して行う職場定着のための生活指導の実施等について謝金を支払う「職場定着協力者謝金制度」の充実を図るとともに、法務省が行う施設整備における競争入札（総合評価落札方式）において、刑務所出所者等を雇用する民間の事業主に対しポイントを加点する優遇措置の検討及び同措置の地方公共団体等における拡大を図るなど、協力雇用主等に対する物心両面の支援を推進する。

・Ⅲ－３－（６）－②再犯防止対策に対する国民の理解と協力の促進

社会に理解され、支えられた再犯防止対策の展開のため、「社会を明るくする運動」等の犯罪予防活動を効果的に実施し、更生保護に対する国民の理解と協力を促進する。また、更生保護女性会やＢＢＳ会*15の会員に対する研修を充実させること等により、民間協力者の活動を活性化させるとともに、広く国民の更生保護への参画を募る支援策について検討・実施する。

*6 「性犯罪者処遇プログラム」

強姦、強制わいせつ等のほか、下着窃盗等自己の性的欲求を満たすことを目的とする犯罪に当たる行為を反復する傾向を有する保護観察対象者に対し、心理学等の専門的知識に基づき、性犯罪に結び付くおそれのある認知の偏り、自己統制力の不足等の自己の問題性について理解させるとともに、再び性犯罪をしないようにするための具体的な方法を習得させ、上記傾向を改善するプログラム(参照：http://hakusyo1.moj.go.jp/jp/52/nfm/n_52_2_6_4_4_2.html)

*7 「(性犯罪処遇プログラム受講者の)問題性(評点)」

性犯罪に結び付く問題性(性犯罪を許容する認知、問題解決スキルの不足他人への共感性の不足等)を、保護観察官がプログラムの受講前後に点数化して評価するものであり、問題性が大きいほど高得点となる。

*8 「協力雇用主」

犯罪・非行の前科・前歴等のために定職に就くことが容易でない保護観察対象者等を、その事情を理解した上で雇用し、改善更生に協力する民間の事業主

*9 「完全失業率」

総務省統計局が行っている労働力調査によるものであり、労働力人口に占める完全失業者（①仕事がなくして調査週間中に少しも仕事をしなかった（就業者ではない）、②仕事があればすぐ就くことができる、③調査週間中に、仕事を探す活動や事業を始める準備をしていた（過去の求職活動の結果を待っている場合を含む）の３つの条件を満たす者）の割合を示す。

*10 「自立準備ホーム」

保護観察所があらかじめ登録したＮＰＯ法人等に対して宿泊や食事の提供等を委託する「緊急的住居確保・自立支援対策」における同法人等が管理する宿泊場所

*11 「身元保証事業」

身元保証人を確保できない保護観察対象者等について１年間身元を保証し、保護観察対象者等による業務上の損害に対し見舞金を支給することにより、雇用主の雇入れの不安感を除くための事業。

*12 「更生保護施設整備事業」

更生保護施設について、施設の老朽化等を背景とする建物・設備の改築・補修等の実施に当たり、国が当該施設整備事業費の２分の１（平成26年度からは３分の２）を交付限度として補助するもの。平成25年度は、４件に対し補助を行った。

*13 「矯正施設」

刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院の総称

*14 「ソーシャル・ファーム」

労働市場で不利な立場にある人々のための雇用機会の創出・提供に主眼を置いてビジネス展開を図る企業や団体等の名称

*15 「ＢＢＳ（Big Brothers and Sisters Movement）会」

非行など様々な問題を抱える子供の悩み相談や学習支援を通して、その自立を支援する「ともだち活動」を始め、非行防止や子供の健全育成のための多彩な活動を行っている青年ボランティア団体

政策評価調書（個別票 1）

【政策ごとの予算額等】

政策名		医療観察対象者の社会復帰				
評価方式		実績	政策目標の達成度合い	目標達成	番号	12
		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度概算要求額
予算 の 状 況	当 初 予 算 （ 千 円 ）	260,383	270,912	262,876	258,691	255,982
	補 正 予 算 （ 千 円 ）	0	0	0		
	繰 越 し 等 （ 千 円 ）	2,575	0	0		
	計（千円）	262,958	270,912	262,876		
執行額（千円）		194,067	213,776	222,077		
政策評価結果の概算要求 への反映状況		医療観察対象者の社会復帰を促進し，重大な他害行為の再発の防止を図ることは，国民や社会のニーズに沿うものであることから，引き続き本施策を推進することとした。				

政策評価調書（個別票2）

【政策に含まれる事項の整理】

政策名	医療観察対象者の社会復帰						番号	12	(千円)	
	予 算 科 目						予算額		政策評価結果の反映による見直し額（削減額）合計	
	整理番号	会計	組織／勘定	項	事項		26年度 当初予算額	27年度 概算要求額		
対応表において●となっているもの	●	1	一般	法務本省	更生保護企画調整推進費	医療観察の企画調整に必要な経費	1,544	1,585		
	●	2	一般	更生保護官署	更生保護活動費	医療観察に必要な経費	257,147	254,397		
	●	3								
	●	4								
	小計						258,691 の内数	255,982 の内数		
対応表において◆となっているもの	◆	1								
	◆	2								
	◆	3								
	◆	4								
	小計						の内数	の内数		
対応表において○となっているもの	○	1					< >	< >		
	○	2					< >	< >		
	○	3					< >	< >		
	○	4					< >	< >		
	小計						の内数	の内数		
対応表において◇となっているもの	◇	1					< >	< >		
	◇	2					< >	< >		
	◇	3					< >	< >		
	◇	4					< >	< >		
							の内数	の内数		
合計							258,691 の内数	255,982 の内数		

平成25年度政策評価書要旨

(法務省25－(11))

施策名	医療観察対象者 ^{*1} の社会復帰 (政策体系上の位置付け：Ⅱ－6－(2)) (評価書147頁)					
施策の概要	心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の社会復帰を促進するため、医療観察対象者に対する地域社会における処遇の適正かつ円滑な実施を確保する。					
達成すべき目標	地域社会における処遇の適正かつ円滑な実施を確保するため、関係機関の協力体制を整備するとともに、精神保健観察 ^{*2} を適正に実施するなどして、医療観察対象者の一般精神科医療等への移行を図る。					
施策の予算額・執行額等	区分		23年度	24年度	25年度	26年度
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	260,383	270,912	262,876	258,691
		補正予算(b)	0	0	0	—
		繰越し等(c)	2,575	0	0	
		合計(a+b+c)	262,958	270,912	262,876	
	執行額(千円)		194,067	213,776	222,077	
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	○心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律 ^{*3} (平成15年法律第110号。以下「医療観察法」という。)					

測定指標	平成25年度目標値						達成
精神保健観察事件年間取扱件数に占める保護観察所長の申立てによる処遇終了決定 ^{*4} (医療観察法第56条第1項第2号に係る決定に限る。以下同じ。)を受けた者の数及び期間満了により精神保健観察を終了した者(以下「期間満了者」という。)の数の割合(%)	19.0%以上						達成
	基準値	実績値					
	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
	13.1	18.4	20.5	21.9	26.3	22.0	
(保護観察所長の申立てによる処遇終了決定を受けた者の数)(人)		50	56	50	57	44	
(期間満了者数)(人)		62	87	109	141	124	
(精神保健観察事件年間取扱件数)(件)		608	699	725	754	765	
参考指標	実績値						

地域社会における処遇に携わる関係機関による会議（ケア会議 ^{*5} ）の開催回数（回）	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	1,978	2,178	2,505	2,673	2,860

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 目標達成
		(判断根拠) 測定指標については、目標を達成することができたことから、本施策は、「目標達成」と判断した。
	施策の分析	
	(達成手段の有効性、効率性等) 達成手段①「医療観察の実施」では、医療観察対象者の円滑な社会復帰を促進するため、地域社会における「指定通院医療機関による継続的かつ適切な医療」、「継続的な医療を確保することを目的として保護観察所の社会復帰調整官が必要な指導等を行う精神保健観察」及び「医療観察対象者が地域社会において安定した生活を営んでいくために必要な精神保健福祉サービス等の援助」という三つの取組を実施している。 保護観察所の長は、これらの取組を地域の関係機関が適正かつ円滑に実施できるよう、地方公共団体や医療機関等と協議し、個々の医療観察対象者に応じた処遇実施計画を定めるほか、ケア会議を実施し、医療観察対象者に関する情報の共有や処遇方針の統一を図り、関係機関の緊密な連携の確保に努めている。 その結果、同達成手段に係る上記の取組が適正かつ円滑に実施され、期間満了者の割合は目標値を超えており、医療観察対象者の社会復帰のため、一般精神科医療等への移行を図るという目標に対し、有効的かつ効率的に寄与したといえる。また、関係機関によるケア会議の開催回数も毎年度増加するなど、緊密な連携の確保が図られており、地域社会における処遇の適正かつ円滑な実施の確保に寄与したといえる。	
	次期目標等への反映の方向性	
【施策】 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の社会復帰を促進するため、現在の目標を維持し、引き続き、医療観察の実施を図っていく。 【測定指標】 関係機関の連携を確保する方策について検討し、地域社会における処遇の更なる充実・強化を図る。また、関係機関の緊密な連携の下、医療観察対象者について、精神保健観察を適正に実施し、引き続き、一般精神科医療等への移行を図っていく。		

学識経験を有する者の知見の活用	1 実施時期 平成26年7月11日 2 実施方法 会議 3 意見及び反映内容の概要 なし
-----------------	---

--	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	・精神保健観察事件年間取扱件数に占める保護観察所長の申立てによる処遇終了決定を受けた者の数及び期間満了により精神保健観察を終了した者の割合に関するデータは、保護局総務課において保管している。 ・地域社会における処遇に携わる関係機関による会議（ケア会議）の開催回数に関するデータは、保護局総務課において保管している。
---------------------------	--

備考	【行政事業レビュー点検結果の平成27年度予算概算要求への反映内容】 職員の出張頻度や物品の調達数量等について、執行実績等を踏まえた見直しを行うことにより、経費を削減した。
----	---

担当部局名	保護局総務課	政策評価実施時期	平成26年 8 月
-------	--------	----------	-----------

*1 「医療観察対象者」

心神喪失又は心神耗弱の状態（精神の障害のために善悪の区別がつかないなど、通常の刑事責任を問えない状態のことをいう。）で重大な他害行為を行った者が医療観察制度の対象となる。重大な他害行為とは、殺人、放火、強盗、強姦、強制わいせつ（これらの未遂を含む。）、傷害（軽微なものは対象とならないこともある。）に当たる行為をいう。

*2 「精神保健観察」

裁判所から入院によらない医療を受けさせる旨の決定を受けた医療観察対象者は、その通院期間中、精神保健観察に付されることとされ、保護観察所は、当該対象者と適当な接触を保ち、指定通院医療機関の管理者並びに都道府県知事及び市町村長から報告を求めるなどして、その者について必要な医療を受けているか否か及びその生活の状況を見守り、継続的な医療を受けさせるために必要な指導その他の措置を講ずることとされている（医療観察法第106条）。

*3 「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成15年法律第110号）」

この法律は、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に対し、その適切な処遇を決定するための手続等を定めることにより、継続的かつ適切な医療並びにその確保のために必要な観察及び指導を行うことによって、その病状の改善及びこれに伴う同様の行為の再発の防止を図り、もってその社会復帰を促進することを目的とする（第1条第1項）。

*4 「保護観察所長の申立てによる処遇終了決定」

保護観察所の長は、精神保健観察中の者について、対象行為を行った際の精神障害を改善し、これに伴って同様の行為を行うことなく、社会に復帰することを促進するために医療観察法による医療を受けさせる必要があると認めができなくなった場合は、指定通院医療機関の管理者と協議の上、直ちに、地方裁判所に対し、本法による医療の終了の申立てをしなければならないとされており、同申立てに裁判所がその旨の決定をしたもの（医療観察法第56条第1項第2号）。

*5 「ケア会議」

保護観察所が開催し、地域処遇に携わる関係機関の担当者や医療観察対象者本人及びその保護者が参加して、処遇を実施する上で必要となる情報を共有するとともに、処遇方針の統一を図っていく会議のこと。

政策評価調書（個別票 1）

【政策ごとの予算額等】

政策名		破壊的団体等の規制に関する調査等を通じた公共の安全の確保を図るための業務の実施				
評価方式		実績	政策目標の達成度合い	目標達成	番号	13
		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度概算要求額
予算 の 状 況	当 初 予 算 （ 千 円 ）	2, 152, 183	2, 101, 300	2, 092, 976	2, 238, 278	3, 021, 956
	補 正 予 算 （ 千 円 ）	13, 612	0	0		
	繰 越 し 等 （ 千 円 ）	0	0	0		
	計（千円）	2, 165, 795	2, 101, 300	2, 092, 976		
執行額（千円）		2, 150, 191	2, 092, 931	2, 086, 792		
政策評価結果の概算要求 への反映状況		オウム真理教（以下「教団」という。）は、現在なお、無差別大量殺人行為を行った首謀者である麻原を崇拜し、その影響を強く受けているなど、依然として本質的な危険性を保持していることから、教団の活動状況を明らかにし、その危険性の増大を抑止していく必要性が高い。また、平成25年度は、法務大臣や公安調査庁長官等に対して、1団体（オウム真理教対策関係市町村連絡会）、1地方公共団体及び1地方議会から、教団に対する活動の規制強化等を求める要望書等が提出されるなどした。教団施設が存在する地域の住民等は、依然として教団に対する不安感・恐怖感を抱いており、今後その不安感・恐怖感の解消・緩和に努めていかなければならない。そのため、引き続き団体規制法に基づき、教団に対する観察処分を適正かつ厳格に実施するとともに、関係地方公共団体からの調査結果に対する提供請求に迅速に対応していく必要があることから、これらを実施するための経費として、83,801千円（対前年度34,213千円増）を要求した。 さらに、国際テロや北朝鮮の動向、大量破壊兵器拡散の問題に加え、カウンターインテリジェンス、サイバーテロ・サイバーインテリジェンスなど、我が国の公共の安全の確保にとって重大な懸念事項となる問題が依然として存在する。したがって、今後とも国内外の情報について、正確・迅速な収集・分析を行い、ニーズや時宜に応じて、収集・分析した情報を政府・関係機関に提供するとともに、ホームページを活用するなどした国民に対する適時適切な情報提供を進める必要があることから、これらを実施するための経費として、2,938,155千円（対前年度749,465千円増）を要求した。				

政策評価調書（個別票2）

【政策に含まれる事項の整理】

政策名	破壊的団体等の規制に関する調査等を通じた公共の安全の確保を図るための業務の実施					番号	13		(千円)	
	予 算 科 目						予算額		政策評価結果の反映による見直し額（削減額）合計	
	整理番号	会計	組織／勘定	項	事項		26年度 当初予算額	27年度 概算要求額		
対応表において●となっているもの	●	13	一般	公安調査庁	破壊的団体等調査費	破壊的団体等の調査に必要な経費		2, 238, 278	3, 021, 956	
	●									
	●									
	●									
	小計						2, 238, 278 の内数	3, 021, 956 の内数		
対応表において◆となっているもの	◆	1								
	◆	2								
	◆	3								
	◆	4								
	小計						の内数	の内数		
対応表において○となっているもの	○	1						< >	< >	
	○	2						< >	< >	
	○	3						< >	< >	
	○	4						< >	< >	
	小計						の内数	の内数		
対応表において◇となっているもの	◇	1						< >	< >	
	◇	2						< >	< >	
	◇	3						< >	< >	
	◇	4						< >	< >	
							の内数	の内数		
合計						2, 238, 278 の内数	3, 021, 956 の内数			

平成25年度政策評価書要旨

(法務省25－(12))

施策名	破壊的団体等の規制に関する調査等を通じた公共の安全の確保を図るための業務の実施 (政策体系上の位置付け：Ⅱ－7－(1)) (評価書151頁)				
施策の概要	公共の安全の確保を図るため、破壊的団体の規制に関する調査及び処分の請求並びに無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査、処分の請求及び規制措置を行う。				
達成すべき目標	・オウム真理教（以下「教団」という。）の活動状況 ^{*1} を明らかにし、教団に対する観察処分 ^{*2} を適正かつ厳格に実施する。 ・破壊的団体等の規制に関する調査の過程で得られる情報を、必要に応じて関係機関及び国民に適時適切に提供する。				
施策の予算額・執行額等	区分	23年度	24年度	25年度	26年度
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	2,152,183	2,101,300	2,092,976
		補正予算(b)	13,612	0	0
		繰越し等(c)	0	0	0
		合計(a+b+c)	2,165,795	2,101,300	2,092,976
	執行額(千円)		2,150,191	2,092,931	2,086,792
施策に係る内閣の重要政策（施政方針演説のうち主なもの）	○公安調査庁設置法（昭和27年法律第241号）第3条 ^{*3} ○破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）第27条 ^{*4} ○無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号。以下「団体規制法」という。）第5条、第7条、第29条 ^{*5} ○国家安全保障会議設置法（昭和61年法律第71号）第6条 ^{*6} ○テロの未然防止に関する行動計画（平成16年12月10日国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定） ^{*7} ○カウンターインテリジェンス ^{*8} 機能の強化に関する基本方針（概要）（平成19年8月9日カウンターインテリジェンス推進会議決定） ^{*9} ○官邸における情報機能の強化の方針（平成20年2月14日情報機能強化検討会議決定） ^{*10} ○情報セキュリティ2012（平成24年7月4日情報セキュリティ政策会議決定） ^{*11} ○「世界一安全な日本」創造戦略（平成25年12月10日閣議決定） ^{*12} ○第186回国会における内閣総理大臣施政方針演説（平成26年1月24日） ^{*13}				

測定指標	平成25年度目標	達成
1 教団の活動状況及び危険性の解明	教団施設等に対する立入検査の実施回数、施設数及び動員した公安調査官数並びに立入検査等により判明した事項から、教団の活動状況（組織及び活動の実態）及び危険性（麻原の影響力、危険な綱領の保持等）を解明する。	達成
施策の進捗状況（実績）		

観察処分 の適正かつ厳格な実施により、教団の活動状況及び危険性について解明した。						
参考指標	実績値					
立入検査の実施回数等		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	実施回数 (回)	23	15	16	17	20
	施設数	35	50	61	47	27
	動員数(人)	682	705	940	677	554

測定指標	平成25年度目標値						達成
2 教団に関する関係地方公共団体の長からの調査結果提供請求への対応状況(平均所要日数)	33.2日より短縮						達成
	基準値	実績値					
	一年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
請求を行った関係地方公共団体数	—	18	19	18	18	17	
提供回数(回)	—	49	58	50	54	41	
平均所要日数(日)	—	30.1	20.1	21.0	20.9	23.2	

測定指標	平成25年度目標				達成
3 破壊的団体等に関する情報収集及び分析・評価能力の向上並びに関係機関等に対する情報提供の適切な実施	職員の情報収集及び分析・評価能力を向上させ、破壊的団体等の規制に関する調査の過程で得られる情報を、必要に応じて関係機関及び国民に適時適切に提供する。				達成
施策の進捗状況（実績）					
収集・分析した情報を適時適切に関係機関等に提供した。					
参考指標	実績値				
ホームページへのアクセス件数（件） ※平成23年度のアクセス件数については、法務省ホームページの改訂作業中に当庁ホームページのアクセスカウンターに不具合が生じ、測定不能であった。	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	133, 722	165, 357	－	170, 139	241, 486

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 目標達成
		(判断根拠) 測定指標 1, 2, 3 は、各達成すべき目標に照らし、全て主要なものであると考えている。 測定指標の全てを達成することができたことから、本施策は「目標達成」と判断した。
	施策の分析	
	(測定指標の目標達成度の補足) 【測定指標 1】 平成25年度は、団体規制法に基づき、教団に対する観察処分の実施として、教団施設に対する立入検査を合計20回、延べ27施設、公安調査官延べ554人を動員して行った。また、教団から4回にわたり報告を徴取し、教団の活動状況(組織及び活動の実態)及び危険性(麻原の影響力、危険な綱領の保持等)を明らかにした。 以上のことから、立入検査によって公安調査官が教団施設の内部を直接見分し、教団の実態を把握するとともに、教団から徴取した報告の真偽を検証したことで、教団に対する観察処分を適正かつ厳格に実施したといえ、教団の活動状況及び危険性の解明という目標を達成したと評価できる。 【測定指標 2】 平成25年度の平均所要日数については、過去3年と比較するとやや長期化しているものの、事前分析表が作成された平成24年12月時点での過去5年間(平成19年度～平成23年度)の平均所要日数(平成19年度56.1日、平成20年度38.8日)の平均値に従って定めた目標値(33.2日)を達成した。 【測定指標 3】 平成25年度は、国内外の情勢について正確・適時・迅速な関連情報の収集・分析を行い、北朝鮮情勢及び我が国領土や海洋権益をめぐる動向等の緊急性の特に高い情報については随時、官邸を始めとする政府・関係機関に直接提供した。また、国民に対する情報提供として、当庁ホームページに「最近の内外情勢」 ^{*14} 、「内外情勢の回顧と展望」 ^{*15} 等を掲載したほか、「国際テロリズム要覧」(要約版) ^{*16} や「オウム真理教に関するページ」 ^{*17} など新たなコンテンツを作成し、ホームページの内容を充実させたことで、アクセス件数は上昇している。 以上のことから、その時々々の情報ニーズに応じた情報を適時適切に関係機関及び国民に提供したといえ、破壊的団体等の規制に関する調査の過程で得られる情報を、必要に応じて関係機関及び国民に適時適切に提供するという目標を達成したと評価できる。 (達成手段の有効性、効率性等) 【測定指標 1, 2 関係】 達成手段②「オウム真理教に対する観察処分の実施」において実施している教団施設に対する立入検査等は、教団の活動状況を明らかにし、教団に対する観察処分を適正かつ厳格に実施するという目標に対し有効に寄与したといえる。また、教団に関する調査の結果について、関係地方公共団体の長からの請求に対し、迅速に提供したことは、国民の不安感・恐怖感の解消・緩和に有効であった。 【測定指標 3 関係】 達成手段①「破壊的団体等の規制に関する調査等を通じた公共の安全の確保を図るための業務の実施」において実施している調査の過程で得られた情報をホームページを活用するなどして適時適切に関係機関及び国民に提供したことは、いずれも目標を達成するために有効かつ適切で、効率的な取組であるといえる。	

次期目標等への反映の方向性			
【施策】 公共の安全の確保に寄与するよう、現在の目標を維持し、引き続き推進していく。 【測定指標 1, 2】 教団は、現在なお、無差別大量殺人行為を行った首謀者である麻原を崇拜し、その影響を強く受けているなど、依然として本質的な危険性を保持していることから、教団の活動状況を明らかにし、その危険性の増大を抑止していく必要性が高い。 また、平成25年度は、法務大臣や公安調査庁長官等に対して、1団体(オウム真理教対策関係市町村連絡会)、1地方公共団体及び1地方議会から、教団に対する活動の規制強化等を求める要望書等が提出されるなどした。教団施設が存在する地域の住民等は、依然として教団に対する不安感・恐怖感を抱いており、今後もその不安感・恐怖感の解消・緩和に努めていかなければならない。そのため、引き続き団体規制法に基づき、教団に対する観察処分を適正かつ厳格に実施するとともに、関係地方公共団体からの調査結果に対する提供請求に迅速に対応していく。 【測定指標 3】 国際テロや北朝鮮の動向、大量破壊兵器拡散の問題に加え、カウンターインテリジェンス、サイバーテロ・サイバーインテリジェンスなど、我が国の公共の安全の確保にとって重大な懸念事項となる問題が依然として存在する。したがって、今後とも国内外の情報について、正確・迅速な収集・分析を行い、ニーズや時宜に応じて、収集・分析した情報を政府・関係機関に提供するとともに、ホームページを活用するなどした国民に対する適時適切な情報提供を進める。			
学識経験を有する者の知見の活用	1 実施時期 平成26年7月11日	2 実施方法 会議	3 意見及び反映内容の概要 なし
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報			
備考	【行政事業レビュー点検結果の平成27年度予算概算要求への反映内容】 情報配信料に係る契約数及び単価並びに調査用機材等の調達数量及び単価について、それぞれ執行実績を踏まえた見直しを行い、経費を節減した。 また、システム端末借料及び修理費等について執行実績を踏まえた見直しを行い、経費を節減した。		
担当部局名	公安調査庁総務部総務課	政策評価実施時期	平成26年8月

*1 「教団の活動状況」

「内外情勢の回顧と展望(平成26年1月)」[http://www.moj.go.jp/psia/20140115_kaiko.html]を参照

*2 「観察処分」

過去に無差別大量殺人行為を行った団体が現在も危険な要素を保持している場合に、当該団体の活動状況を継続して明らかにするために行う処分(団体規制法第5条第1項)で、具体的な内容は、①公安調査庁長官が当該団体から一定の事項について定期の報告を受けること(報告徴取, 団体規制法第5条第2項, 第3項及び第5項), ②当該団体の活動状況を明らかにするために公安調査官に必要な調査をさせること(任意調査, 団体規制法第7条第1項), ③当該団体の活動状況を明らかにするために特に必要があると認められるときに、団体が所有又は管理する土地又は建物に立ち入って、必要な物件を検査すること(立入検査, 団体規制法第7条第2項)。

なお、観察処分に基づく調査の結果については、関係地方公共団体の長から請求があったときは、これを提供することができる(団体規制法第32条)。

*3 「公安調査庁設置法(昭和27年法律第241号)」

(任務)

第3条 公安調査庁は、破壊活動防止法の規定による破壊的団体の規制に関する調査及び処分の請求並びに無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律の規定による無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査、処分の請求及び規制措置を行い、もつて、公共の安全の確保を図ることを任務とする。

*4 「破壊活動防止法(昭和27年法律第240号)」

(公安調査官の調査権)

第27条 公安調査官は、この法律による規制に関し、第3条(規制の基準)に規定する基準の範囲内において、必要な調査をすることができる。

*5 「無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)」

(観察処分)

第5条 *2参照

(観察処分の実施)

第7条 *2参照

(公安調査官の調査権)

第29条 公安調査官は、この法律による規制に関し、第3条(規制の基準)に規定する基準の範囲内において、必要な調査をすることができる。

*6 「国家安全保障会議設置法(昭和61年法律第71号)」

(資料提供等)

第6条 内閣官房長官及び関係行政機関の長は、会議の定めるところにより、会議に対し、国家安全保障に関する資料又は情報であつて、会議の審議に資するものを、適時に提供するものとする。

2 前項に定めるもののほか、内閣官房長官及び関係行政機関の長は、議長の求めに応じて、会議に対し、国家安全保障に関する資料又は情報の提供及び説明その他必要な協力を行わなければならない。

*7 テロの未然防止に関する行動計画(平成16年12月10日国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定)

第3-6-⑯ 関係機関が一体となったテロ関連情報の収集の強化等

テロリストの入国阻止等を図り、テロの未然防止に万全を期するため、関係省庁(公安調査庁を含む)は、国際機関や外国機関との連携を深め、テロリストに関する情報その他テロ関連情報の収集の強化を図るとともに、当該情報の活用に努める。

*8 「カウンターインテリジェンス」

外国による諜報活動を阻止し、情報漏えいその他の国益を害する事態を予防する活動

*9 「カウンターインテリジェンス機能の強化に関する基本方針(概要)(平成19年8月9日カウンターインテリジェンス推進会議決定)」

カウンターインテリジェンスに関する情報の収集・共有、カウンターインテリジェンス意識の啓発、事案対処、管理責任体制の構築について、政府統一的に取り組むものとする。

*10 「官邸における情報機能の強化の方針（平成20年2月14日情報機能強化検討会議決定）」

・2-（2）-① 対外的情報収集機能の強化

国際テロ、大量破壊兵器拡散、北朝鮮等の問題に関する情報は、我が国の安全保障又は国民の安全に直接かかわるところであり、その収集は喫緊の課題であって、これらの国や組織の意図を把握する必要性は増大している。

・2-（2）-② その他の情報収集機能の強化

我が国及び国民の安全・安心を確保するため、北朝鮮、国際テロ、大量破壊兵器拡散等の問題に関する情報収集能力を更に強化する。（公安調査庁）

*11 「情報セキュリティ2012（平成24年7月4日情報セキュリティ政策会議決定）」

・IV-2 大規模サイバー攻撃事態に対する対処態勢の整備等

ア 対処態勢の整備

（オ）サイバー攻撃の予兆の早期把握と情報収集・分析の強化（警察庁及び法務省）

エ サイバー攻撃への対処に係る国際連携の強化

（ア）諸外国の関係機関等とのサイバー攻撃に係る情報の共有体制の強化と対処能力の向上（内閣官房及び関係府省庁）

（ウ）サイバーテロに関する諸外国関係機関との連携の強化（警察庁及び法務省）

*12 「「世界一安全な日本」創造戦略（平成25年12月10日閣議決定）」

・Ⅲ-1 世界最高水準の安全なサイバー空間の構築

我が国は「世界最先端のIT国家」の構築に取り組んでいるが、「安全なサイバー空間」の実現は、その前提条件である。また、サイバー空間の安全は国民の生活の安全等に直結する課題となっている。このため、以下の施策等を着実に推進する。

（1）-⑤ サイバー攻撃に関する情報収集・分析機能及びカウンターインテリジェンス機能の強化

（1）-⑩ サイバー犯罪・サイバー攻撃対処のための外国捜査機関等との連携強化

（2）-② 日本版NCFTA^{*18}の創設

・Ⅲ-2 G8サミット、オリンピック等を見据えたテロ対策・カウンターインテリジェンス等

良好な治安を確保することが、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会等のスポーツイベントやG8サミットを始めとする大規模国際会議等の成功の前提となる。また、各地で多様な形態のテロが発生しているほか、国際組織犯罪や東アジア情勢の緊迫化など、水際対策や国際連携も含めて対処すべき脅威が存在している。このため、以下の施策等を着実に推進する。

（1）-② 2020年オリンピック・パラリンピック東京大会を見据えたテロ対策等の推進

（2）-① 原子力発電所等に対するテロ対策の強化

（3）-① 空港・港湾における水際危機管理の強化

（3）-④ 海上警備・沿岸警備の強化

（5）-① 情報コミュニティ間における情報共有体制の強化

（5）-② 在外公館における警察アタッシェ^{*19}、防衛駐在官等の体制強化

（5）-③ テロに関する情報収集・分析機能の強化

（5）-⑤ カウンターインテリジェンス機能の強化

（5）-⑥ 極左暴力集団、右翼等によるテロ等の未然防止のための情報収集・分析機能の強化及び違法行為の取締り

（6）-① 国際社会におけるテロ対策に係る協力の推進

（6）-③ 在外邦人保護のための情報収集・分析機能の強化、情報共有体制の整備

（7）-① 大量破壊兵器等の拡散防止に向けた取組の強化

（8）-① 拉致問題解決のための政府一体となった取組の推進

（8）-② 北朝鮮による拉致容疑事案等の解決のための情報収集及び分析機能の強化

・Ⅲ-7 「世界一安全な日本」創造のための治安基盤の強化

「世界一安全な日本」創造戦略に掲げた施策を効果的に推進していくためには、治安対策に取り組む要員・施設の重点的な充実・整備、制度の改善等、多角的観点からの治安基盤の強化が重要である。このため、以下の施策等を着実に推進する。

- (1) - ② 治安関係機関（公安調査官を含む）の増員等の人的基盤の強化
- (1) - ③ 生活の安全や国民の安心感を脅かす犯罪等に対する対処能力を強化するための装備資機材等の整備
- (1) - ⑥ 現場執行力の強化に向けた教育・訓練等の推進
- (1) - ⑦ 女性の視点を一層反映した組織運営
- (1) - ⑬ 大規模災害発生時における治安維持機能の確保

*13 「第186回国会における内閣総理大臣施政方針演説（平成26年1月24日）」

- ・日本を「世界一安全な国」にしていかなければなりません。（中略）社会を脅かす暴力団やテロ、サイバー空間の脅威への対策も進め、良好な治安を確保してまいります。
- ・シリアでは化学兵器の廃棄に協力しています。イランの核問題では平和的解決に向けた独自の働きかけを行っています。こうした活動の全てが、世界の平和と安定に貢献します。これが、積極的平和主義です。我が国初の国家安全保障戦略を貫く基本思想です。その司令塔が国家安全保障会議です。
- ・中国が、一方的に「防空識別区」を設定しました。尖閣諸島周辺では、領海侵入が繰り返されています。力による現状変更の試みは、決して受け入れることはできません。引き続き毅然かつ冷静に対応してまいります。新たな防衛大綱の下、南西地域を始め、我が国周辺の広い海、そして空において、安全を確保するため、防衛態勢を強化してまいります。
- ・北朝鮮には、拉致、核、ミサイルの諸懸案の包括的な解決に向けて具体的な行動を取るよう、強く求めます。拉致問題については、全ての拉致被害者の御家族が御自身の手で肉親を抱きしめる日が訪れるまで、私の使命は終わりません。北朝鮮に「対話と圧力」の方針を貫き、全ての拉致被害者の安全確保及び即時帰国、拉致に関する真相究明、拉致実行犯の引渡し of 三点に向けて、全力を尽くしてまいります。

*14 「最近の内外情勢」

公安調査庁ホームページ[http://www.moj.go.jp/psia/kouan_naigai_index.html]を参照。

*15 「内外情勢の回顧と展望」

公安調査庁ホームページ[http://www.moj.go.jp/psia/kouan_kaiko_index.html]を参照。

*16 「国際テロリズム要覧」(要約版)

公安調査庁ホームページ[<http://www.moj.go.jp/ITH/index.html>]を参照。

*17 「オウム真理教に関するページ」

公安調査庁ホームページ[http://www.moj.go.jp/psia/20140331_aum_top.html]を参照。

*18 「NCFTA」

National Cyber-Forensics and Training Alliance。FBI、民間企業、学術機関を構成員として米国に設立された非営利団体。サイバー犯罪に係る情報の集約・分析、海外を含めた捜査機関等の職員に対するトレーニング等を実施。

*19 「アタッシェ」

各府省等から派遣され、在外公館に勤務する職員

政策評価調書（個別票 1）

【政策ごとの予算額等】

政策名		登記事務の適正円滑な処理				
評価方式		実績	政策目標の達成度合い	目標達成	番号	14
		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度概算要求額
予算 の 状 況	当 初 予 算 （ 千 円 ）	55,694,866	51,281,914	49,935,973	51,215,002	52,727,972
	補 正 予 算 （ 千 円 ）	1,598,906	△ 206,542	△ 182,144		
	繰 越 し 等 （ 千 円 ）	△ 956,711	467,660	0		
	計（千円）	56,337,061	51,543,032	49,753,829		
執行額（千円）		53,497,554	49,965,225	48,174,170		
政策評価結果の概算要求 への反映状況		登記所備付地図を整備することは、不動産取引の安全と円滑化や都市再生のための各種施策の円滑な遂行へと直結し、ひいては国民の財産の保全となる。今後も、登記所備付地図の整備を重点的かつ緊急的に推進していく必要があることから、引き続き、所要経費を予算要求している。 オンラインによる登記関係手続の利用促進については、新たな I T 戦略として平成25年6月14日に閣議決定された「世界最先端 I T 国家創造宣言」（平成26年6月24日改定）において、国民利用者の視点に立った電子行政サービスの実現が引き続き取り組むべき課題とされていること及び施策として有効であったとの評価結果を踏まえ、引き続き、適正・迅速にサービスを提供するための所要経費を予算要求している。				

政策評価調書（個別票2）

【政策に含まれる事項の整理】

政策名	登記事務の適正円滑な処理						番号	14	(千円)		
	予 算 科 目						予算額		政策評価結果の反映による見直し額（削減額）合計		
	整理番号	会計	組織／勘定	項	事項		26年度 当初予算額	27年度 概算要求額			
対応表において●となっているもの	●	1	一般	法務局	登記事務処理費	登記事務処理に必要な経費	51,215,002	52,727,972			
	●	2									
	●	3									
	●	4									
	小計						51,215,002 の内数	52,727,972 の内数			
対応表において◆となっているもの	◆	1									
	◆	2									
	◆	3									
	◆	4									
	小計						の内数	の内数			
対応表において○となっているもの	○	1					< >	< >			
	○	2					< >	< >			
	○	3					< >	< >			
	○	4					< >	< >			
	小計						の内数	の内数			
対応表において◇となっているもの	◇	1					< >	< >			
	◇	2					< >	< >			
	◇	3					< >	< >			
	◇	4					< >	< >			
	小計						の内数	の内数			
合計						51,215,002 の内数	52,727,972 の内数				

平成25年度政策評価書要旨

(法務省25－(13))

施策名	登記事務の適正円滑な処理 (政策体系上の位置付け：Ⅲ－9－(1)) (評価書160頁)				
施策の概要	不動産取引の安全と円滑、会社・法人等に係る信用の維持等を図るとともに、登記に関する国民の利便性を向上させるため、登記事務を適正・円滑に処理する。				
達成すべき目標	・ 登記所備付地図の整備を地図混乱地域 [*] を対象として重点的かつ緊急的に推進する。 ・ オンラインによる登記関係手続の利用を促進する。				
施策の予算額・ 執行額等	区分	23年度	24年度	25年度	26年度
	予 算 の 状 況 (千円)	当初予算 (a)	55,694,866	51,281,914	49,935,973
		補正予算 (b)	1,598,906	△206,542	△182,144
		繰越し等 (c)	△956,711	467,660	0
		合計 (a+b+c)	56,337,061	51,543,032	49,753,829
	執行額 (千円)		53,497,554	49,965,225	48,174,170
施策に係る内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	○民活と各省連携による地籍整備の推進（平成15年6月26日都市再生本部方針） ^{*2} ○地理空間情報活用推進基本計画（平成24年3月27日閣議決定） ^{*3} ○都市再生基本方針（平成24年8月10日閣議決定） ^{*4} ○経済財政運営と改革の基本方針（平成25年6月14日閣議決定） ^{*5} ○「新たな情報通信技術戦略」（平成22年5月11日高度情報通信ネットワーク社会推進本部（以下「IT戦略本部」という。）決定） Ⅲ－1－(1) ii 行政サービスのオンライン利用に関する計画の策定 ^{*6} ○「電子行政推進に関する基本方針」（平成23年8月3日IT戦略本部決定） 第3－1－(1) 行政サービスの利便性の向上 ^{*7} ○「新たなオンライン利用に関する計画」（平成23年8月3日IT戦略本部決定） Ⅳ 業務プロセス改革 ^{*8} ○「世界最先端IT国家創造宣言」（平成25年6月14日閣議決定） Ⅲ－3－(1) 利便性の高い電子行政サービスの提供 ^{*9}				

測定指標	平成25年度目標値					達成
1 登記所備付地図作成作業における作業実施面積（平方キロメートル）	17平方キロメートル					達成
	基準値	実績値				
	－	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	－	12	15	15	17	17

測定指標	平成25年度目標				達成
2 オンラインによる登記関係手続の利用促進	オンライン利用に関するサービスの品質の向上に重点を置いた業務・システムの改善を行い、国民の利便性の向上を図る。				達成
施策の進捗状況（実績）					
申請に必要な書類の削減・簡素化，申請システムの使い勝手の向上，オンラインにより証明書交付請求を行った場合における登記手数料の軽減措置などの経済的インセンティブの向上等に関する各種取組の実施により，業務・システムの改善を行い，国民の利便性の向上を図ることができた。					
参考指標	実績値				
1 重点5手続 ^{*10} に係るオンライン利用率（％）	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	54.84	61.66	67.69	72.77	77.35

評価結果	目標達成度合いの測定結果	（各行政機関共通区分） 目標達成 ----- （判断根拠） 測定指標 1， 2 は、各達成すべき目標に照らし、全て主要なものであると考えている。 測定指標については、全て目標を達成することができたことから、本施策は「目標達成」と判断した。
	施策の分析	
	（測定指標の目標達成度の補足） 【測定指標 2】 平成25年度においては、申請システムの使い勝手の向上に関する取組として、①登記・供託オンライン申請システム及び登記情報提供システムのシステムダウンに備えた業務代行システムの構築、②登記・供託オンライン申請システムの申請用総合ソフトについての機能改善、③主たるユーザーたる資格者団体との間における定期的な協議等を実施した。 また、経済的インセンティブの向上等に関する取組として、平成25年4月から、不動産登記及び商業・法人登記についてオンライン証明書交付請求を行った場合における登記手数料の更なる軽減措置を講じたほか、オンラインにより証明書交付請求を行った地図・図面証明書について、登記所窓口で交付を受ける場合の登記手数料の軽減措置も新たに講じた。 これらの取組により、業務・システムの改善を実現することができ、平成25年度のオンライン利用率は前年度から約4.6パーセント上昇した。 以上のことから、本施策によりオンラインによる登記関係手続の利用を促進させ、国民の利便性の向上に寄与することができたと評価することができる。 （達成手段の有効性、効率性等） 【測定指標 1 関係】 達成手段①「登記所備付地図整備の推進」において実施している登記所備付地図の整備については、全国における配備状況が約55パーセント（残りは公図等）であり、そのうち都市部における整備が特	

に遅延している（東京：約19パーセント、大阪：約12パーセント、名古屋：約21パーセント）。これは、都市部においては、土地が細分化していること、地価が高く、所有者の権利意識も強いこと、地域社会における人的つながりが希薄化し、人証が少なく筆界の確認が困難であることが原因である。

登記所備付地図が整備されないことにより、①不動産取引の流動化の阻害、②道路拡幅工事、下水道工事等の公共事業の円滑な実施の阻害、③適正な課税の困難化、④境界紛争の惹起及び⑤転売や担保権設定の困難化という問題が生じている。登記所備付地図が整備されることにより、これらの問題が解消される効果をもたらすことができるため、登記所備付地図作成作業に対する国民や社会のニーズは高い。

前述のとおり、都市部における地図作成は困難なものであるが、取り分け、その都市部の中でも、地図混乱地域は、特に筆界の認定や表示に関する登記の専門的な知識・経験がなければ、土地の所有者の筆界に関する了解を得ることができないため、筆界についての専門的な知見を有する国の機関である登記官が主体となって、実施する必要がある。

緊急性については、平成15年6月の「民活と各省連携による地籍整備の推進」、平成16年6月の「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2004」から平成20年6月の「経済財政改革の基本方針2008」、平成21年6月の「経済財政改革の基本方針2009」、平成22年5月の「国土調査事業十箇年計画」、平成24年3月の「地理空間情報活用推進基本計画」、平成24年8月の「都市再生基本方針」、平成25年6月の「経済財政運営と改革の基本方針」など毎年のように政府方針が示され、一部の閣議決定の文言にも示されているように登記所備付地図の整備の緊急性は高い。

登記所備付地図作成作業の実施に当たっては、1年目作業^{*11}及び2年目作業^{*12}を一括して行う2年間の国庫債務負担行為^{*13}により、対象地区の登記所備付地図作成作業を実施し、その実施計画を効果的に推進させた。あわせて、その調達に当たっては、随意契約から一般競争入札への移行等の調達方法の見直しを実施しており、契約の競争性及び透明性の向上によりコストの削減を実現していることから、目標の達成に効率的に寄与したといえる。

【測定指標2関係】

達成手段④「オンライン登記申請システムの維持管理」において実施しているオンラインによる登記関係手続については、従前、利用率が低調であったところ、IT戦略本部において決定された「IT新改革戦略」（平成18年1月19日IT戦略本部決定）により、平成22年度までにオンラインによる利用率を50パーセント以上とする目標が掲げられた。そのほか、「オンライン利用拡大行動計画」（平成20年9月12日IT戦略本部決定）において「登記」が重点手続として指定された経緯から、政府の方針に基づき、利用率の向上のための取組を推進してきたところである。

また、平成22年にIT戦略本部において決定された「新たな情報通信技術戦略」においても、引き続きオンラインの利用促進に係る取組を行うことが求められている。そのほか、平成23年に同本部において決定された「新たなオンライン利用に関する計画」においては、利用率の向上だけでなく、国民の視点に立って、オンライン利用に関するサービスの品質の向上に重点を置いた取組を行うこととされている。

平成25年度におけるオンライン利用促進に係る取組の実施の効果は、オンライン利用率に顕著に表れており、平成24年度において72.77パーセントであった利用率が平成25年度においては77.35パーセントに上昇していることから、施策として有効なものであったと評価することができる。

このように、登記事務の適正円滑な処理の推進に当たっては、オンライン利用に関するサービスの品質の向上に重点を置いた業務・システムの改善を行い、国民の利便性の向上を図る必要があるところ、本施策により、オンライン利用率も向上しており、国民の利便性の向上に寄与することができたと評価することができる。

次期目標等への反映の方向性

【施策】

不動産取引の安全と円滑、会社・法人等に係る信用の維持を図るとともに、登記に関する国民の利便性を向上させるよう、現在の目標を維持し、引き続き登記事務を適正・円滑に処理する。

	【測定指標 1】 登記所備付地図を整備することは、不動産取引の安全と円滑化や都市再生のための各種施策の円滑な遂行へと直結し、ひいては国民の財産の保全となる。したがって、平成26年度以降においても、引き続き、「登記所備付地図作成作業改・新8か年計画」^{*14}に基づき、都市部の地図混乱地域における登記所備付地図の整備を重点的かつ緊急的に推進していく。 【測定指標 2】 新たなIT戦略として平成25年6月14日に閣議決定された「世界最先端IT国家創造宣言」においては、利用者の視点に立った電子行政サービスの実現が、引き続き取り組むべき課題とされている。 また、平成26年4月1日に各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議において決定された「オンライン手続の利便性向上に向けた改善方針」において、登記関係手続が「改善促進手続」の一つとして位置付けられ、利便性の向上とオンライン利用の拡充・定着に重点的に取り組むものとされている。 したがって、オンラインによる登記関係手続の利用促進に当たっては、今後も引き続き、オンライン利用に関するサービスの品質の向上に重点を置いた取組を推進し、国民の利便性の向上に努めていく。

学識経験を有する者の知見の活用	1 実施時期 平成26年7月11日 2 実施方法 会議 3 意見及び反映内容の概要 〔意見〕 オンライン利用率の的確な向上につながっている。 〔反映内容〕 なし
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	なし
---------------------------	----

備考	【行政事業レビュー点検結果の平成27年度予算概算要求への反映内容】 委員等旅費について、執行実績を踏まえた見直しを行い、経費の縮減を図った。 また、システム機器借料について、再リース等を用いた機器の効率的な利用により経費の縮減を図った。
----	---

担当部局名	民事局総務課，民事第一課，民事第二課，商事課	政策評価実施時期	平成26年8月
-------	------------------------	----------	---------

*1 「地図混乱地域」

地図と現況とが著しく相違し、登記記録上の土地を現地で特定することができない地域

*2 「民活と各省連携による地籍整備の推進（平成15年6月26日都市再生本部方針）」

国において、全国の都市部における登記所備付地図の整備事業を強力に推進する。

*3 「地理空間情報活用推進基本計画（平成24年3月27日閣議決定）」

登記所備付地図の整備を推進するとともに、都市部の地図混乱地域を中心に登記所備付地図作製作業を一層促進する。

*4 「都市再生基本方針（平成24年8月10日閣議決定）」

都市における地籍整備の緊急かつ計画的な促進を図る。

*5 「経済財政運営と改革の基本方針（平成25年6月14日閣議決定）」

都市部における地籍整備を推進する。

*6 「新たな情報通信技術戦略（平成22年5月11日IT戦略本部決定）」

Ⅲ－１－(1) ii 行政サービスのオンライン利用に関する計画の策定

行政サービスのオンライン利用については、費用対効果等を検討し、対象サービスの範囲等に係る基準を整理した上で、業務プロセスを徹底的に見直すという考え方の下、オンライン利用に関する計画を2010年度中にとりまとめる。

*7 「電子行政推進に関する基本方針（平成23年8月3日IT戦略本部決定）」

第3－１－(1) 行政サービスの利便性の向上

情報通信技術を活用した電子行政サービスの提供によって、国民・企業等に対する行政サービスの質や利便性の飛躍的な向上を実現する。

*8 「新たなオンライン利用に関する計画（平成23年8月3日IT戦略本部決定）」

Ⅳ 業務プロセス改革

国民の視点に立って、オンライン利用率のみならず、オンライン利用に関するサービスの品質の向上に重点を置いた業務・システムの改善及び行政運営の効率化を実現するため（中略）、業務プロセス改革を行う。

*9 「世界最先端IT国家創造宣言（平成25年6月14日閣議決定）」

Ⅲ－３－(1) 利便性の高い電子行政サービスの提供

利便性の高いオンラインサービスを提供するとともに、効率的な行政運営を実現する。

*10 「重点5手続」

「新たなオンライン利用に関する計画」において国民・企業等が広く利用するオンライン化された手続のうち、利用頻度が高い手続とされた登記関係手続の5つ。①不動産登記の申請、②不動産登記に係る登記事項証明書等の交付請求等、③商業登記（株式会社）の申請、④商業・法人登記に係る登記事項証明書等の交付請求等、⑤成年後見登記に係る登記事項証明書の交付請求が重点手続として掲げられている。

*11 「1年目作業」

1年目作業の概要は、以下のとおりである。

- ・都市部（DID（Densely Inhabited District：人口集中地区））の地図混乱地域において、実態を把握するため、その発生原因及び実態を分析・調査する。
- ・測量の基礎となる基準点を設置する。
- ・都市再生本部の方針を踏まえ、緊急性及び必要性の高い地域を計画的に実施する。

*12 「2年目作業」

2年目作業は、1年目作業の成果を踏まえ、現地に筆界を正確に復元することができる地図を作成し、登記所に備え付ける作業である。

*13 「国庫債務負担行為」

法律に基づくもの又は歳出予算の金額若しくは継続費の総額の範囲内におけるもののほか、国が債務を負担する行為をなすには、あらかじめその事項について国会の議決を経るか、または、災害復旧その他緊急の必要がある場合には、国会の議決を経た金額の範囲内において、債務を負担する行為をなすことができ、これを国庫債務負担行為という。

国庫債務負担行為は、後年度の歳出となるべき債務負担契約を認めるものであるため、継続的な事業の執行について継続費と同様な効果をもっており、また、継続費と異なり年割額の定めがないために、より弾力的な運営が可能となる。

*14 「登記所備付地図作成作業改・新8か年計画」

登記所備付地図の整備については、平成16年度から10か年で、都市部の地図混乱地域のうち、100平方キロメートルの登記所備付地図を作成することとし、順次作業を実施していたところ、国土交通省が実施した「都市再生街区基本調査」の結果を踏まえて、新たに「登記所備付地図作成作業10か年計画」を策定し、平成21年度から10か年で130平方キロメートルの登記所備付地図を作成することとした。さらに、各界からの強い要望等を受けて、平成22年度から同計画を8か年とする「登記所備付地図作成作業改・新8か年計画」を策定して前倒しで実施している。

政策評価調書（個別票１）

【政策ごとの予算額等】

政策名		国籍・戸籍・供託事務の適正円滑な処理				
評価方式		実績	政策目標の達成度合い	目標達成	番号	15
		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度概算要求額
予算 の 状 況	当 初 予 算 （ 千 円 ）	957,414	2,047,049	1,791,165	1,834,091	1,960,968
	補 正 予 算 （ 千 円 ）	11,923	△ 292,958	△ 70,772		
	繰 越 し 等 （ 千 円 ）	58	0	0		
	計（千円）	969,395	1,754,091	1,720,393		
執行額（千円）		936,269	1,571,868	1,696,280		
政策評価結果の概算要求 への反映状況		国籍事務は、我が国の構成員としての資格や我が国において基本的人権の保障等を受ける上で意味を持つ重要な法的地位の変動という重大な影響を及ぼす事務であることから、できる限り早期に当該資格・法的地位の安定を図る必要がある。また、虚偽の認知届出による不正な日本国籍の取得を防止するため、関係機関との相互協力を緊密にして、適正かつ厳格に処理する必要がある。これらのことから、今後も引き続き、帰化許可申請に対する帰化許可・不許可の処理及び国籍取得届に対する受理・不受理の処理を適正・厳格に行っていく必要がある。 また、戸籍制度は、国民の親族的身分関係を公証する基本的な制度であり、適正な事務処理により、国民の親族的身分関係を正確に公証する必要がある。昨今の社会的課題としての縁組意思を欠いた養子縁組届による虚偽記載の未然防止対策の実施等、戸籍制度を取り巻く環境は大きく変化している中、このような現状を十分に認識し、引き続き、法定受託事務である戸籍事務の法令適合性及び全国統一性が確保されるよう、市区町村長に対して適切な指導・助言をしていく必要がある。 これらの国籍・戸籍事務を引き続き適正・迅速に行うことが、我が国における身分関係の安定及び法秩序の維持・安定につながるものであることから、そのための所要経費を予算要求している。 供託手続は、オンライン申請の推進を図ることによって、より多くの供託申請者等に利便性を享受させることができるとともに、事務処理においても、より一層の適正・迅速化を図ることができることから、引き続き、オンラインによる供託手続を推進していく必要があり、そのための所要経費を予算要求している。				

政策評価調書（個別票2）

【政策に含まれる事項の整理】

政策名	国籍・戸籍・供託事務の適正円滑な処理						番号	15	(千円)		
	予 算 科 目						予算額		政策評価結果の反映による見直し額（削減額）合計		
	整理番号	会計	組織／勘定	項	事項		26年度 当初予算額	27年度 概算要求額			
対応表において●となっているもの	●	1	一般	法務局	国籍等事務処理費	国籍等事務処理に必要な経費	1,834,091	1,960,968			
	●	2									
	●	3									
	●	4									
	小計						1,834,091 の内数	1,960,968 の内数			
対応表において◆となっているもの	◆	1									
	◆	2									
	◆	3									
	◆	4									
	小計						の内数	の内数			
対応表において○となっているもの	○	1					< >	< >			
	○	2					< >	< >			
	○	3					< >	< >			
	○	4					< >	< >			
	小計						の内数	の内数			
対応表において◇となっているもの	◇	1					< >	< >			
	◇	2					< >	< >			
	◇	3					< >	< >			
	◇	4					< >	< >			
							の内数	の内数			
合計							1,834,091 の内数	1,960,968 の内数			

平成25年度事後評価実施結果報告書

(法務省25－(14))

施策名	国籍・戸籍・供託事務の適正円滑な処理 (政策体系上の位置付け：Ⅲ－９－(2))				
施策の概要	我が国における身分関係の安定及び国民の権利の保全を図るため、国籍・戸籍・供託に関する法制度を整備し、これを適正・円滑に運営する。				
達成すべき目標	・国籍事務^{*1}を適正かつ厳格に処理する。 ・法定受託事務^{*2}である戸籍事務の法令適合性及び全国統一性が確保されるように市区町村長に対して適切な指導・助言をする。 ・供託申請者等の利便性を向上させるとともに、供託所職員の業務処理の適正化を図るため、オンラインによる供託手続を推進する。				
施策の予算額・執行額等	区分	23年度	24年度	25年度	26年度
	予 算 の 状 況 (千円)	当初予算(a)	957,414	2,047,049	1,791,165
		補正予算(b)	11,923	△292,958	△70,772
		繰越し等(c)	58	0	－
		合計(a+b+c)	969,395	1,754,091	－
	執行額(千円)		936,269	1,571,868	－
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	○「新たな情報通信技術戦略」(平成22年5月11日高度情報通信ネットワーク社会推進本部(以下、「IT戦略本部」という。)決定) Ⅲ－１－(1) ii 行政サービスのオンライン利用に関する計画の策定^{*3} ○「電子行政推進に関する基本方針」(平成23年8月3日IT戦略本部決定) 第3－１－(1) 行政サービスの利便性の向上^{*4} ○「新たなオンライン利用に関する計画」(平成23年8月3日IT戦略本部決定) Ⅳ 業務プロセス改革^{*5} ○「世界最先端IT国家創造宣言」(平成25年6月14日閣議決定) Ⅲ－３－(1) 利便性の高い電子行政サービスの提供^{*6}				

測定指標	平成25年目標	達成
1 帰化許可申請及び国籍取得届の適正・厳格な処理	帰化許可申請に対する帰化許可・不許可の処理及び改正国籍法施行後の国籍取得届の審査を適正・厳格に行う。	達成
施策の進捗状況(実績)		
帰化許可申請に対し、国籍法で規定する帰化条件を具備していない疑いがある場合には、調査を尽くしたほか、国籍取得届については、改正された国籍法^{*7}及び国籍法施行規則^{*8}の趣旨にのっとり適正な審査を継続して行った。 なお、帰化許可者数及び帰化不許可者数の総数が帰化許可申請者数と一致しないのは、取り下げられた申請があるほか、申請された年において、許可・不許可の決定がされとは限らないためである。		

参考指標	実績値				
	21年	22年	23年	24年	25年
1 帰化許可申請者数（人）	14,878	13,391	11,008	9,940	10,119
2 帰化許可者数（人）	14,785	13,072	10,359	10,622	8,646
3 帰化不許可者数（人）	202	234	279	457	332
4 改正国籍法施行（平成21年1月1日）後の国籍取得者数（人）	1,572	1,396	1,207	1,137	1,030

測定指標	平成25年度目標	達成
2 市区町村からの受理又は不受理の照会等 ^{*9} への適正な対応	市区町村からの受理又は不受理の照会等に対し適正かつ迅速に対応し、戸籍に不実の記載がされることを防止するとともに、国民の親族的身分関係を早期かつ正確に公証する。	達成

施策の進捗状況（実績）

市区町村からの受理又は不受理の照会は〇〇件【P】であり、適切に対応した。
また、戸籍事務従事職員にその職務の遂行に必要な知識及び技能を習得させる目的で、市区町村に対する研修及び現地指導を行った。

参考指標	実績値				
	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
1 市区町村からの受理又は不受理の照会件数（件）	3,387	3,205	3,011	2,677	（集計中）
2 市区町村戸籍事務従事職員研修 ^{*10} の延べ実施日数（日）	584	602	604	524	（集計中）
3 市区町村戸籍事務従事職員研修の延べ受講者数（人）	10,119	10,416	9,856	10,119	（集計中）
4 現地指導実施回数 ^{*11} （回）	1,887	1,846	1,828	1,819	（集計中）
5 現地指導実施率 ^{*12} （％）	98	97	97	96	（集計中）

測定指標	平成25年度目標値	達成
3 供託手続のオンライン利用率 ^{*13} （％）の向上	平成23年度利用率以上	達成

(大量供託事件 ^{*14} を除外)	基準値	実績値				
	23年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	8.9	5.6	7.4	8.9	12.3	17.9
参考指標		実績値				
1 供託手続におけるオンライン件数 (大量供託事件を除外)	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
	39,152	50,757	61,387	70,560	96,068	

評価結果	目標達成度合い の測定結果	(各行政機関共通区分) 目標達成
		(判断根拠)
		測定指標 1, 2, 3 は、各達成すべき目標に照らし、全て主要なものであると 考えている。
		測定指標については、全て目標を達成することができたことから、本施策は「目 標達成」と判断した。
施策の分析		
(測定指標の目標達成度の補足)		
【測定指標 1】		
帰化申請者に仮装婚姻や不法就労といった国籍法で規定する帰化条件を具備していない疑いがある 場合には、調査を尽くした上で、許可・不許可の判断を行い、適正かつ厳格な処理を行った。		
なお、平成25年において、帰化許可者数及び帰化不許可者数が減少しているのは、主として平成24 年の帰化許可申請者数が減少していることに起因するものと考えられる。		
国籍取得届の審査についても、虚偽の認知届出による不正な日本国籍の取得を防止するために厳格 化を図った改正国籍法及び改正国籍法施行規則の趣旨にのっとり、慎重に行ったほか、適正かつ厳格 な事務処理に資するため国籍事務担当者打合せ会を開催し、国籍事務に係る問題点等を協議した。ま た、警察等関係機関との相互協力を緊密に行いながら、適正かつ円滑に審査した。		
以上から、目標を達成することができたといえる。		
【測定指標 2】		
市町村からの受理又は不受理の照会に対する受否指示の件数（以下「受理照会件数」という。）は、 平成25年度は、〇〇件であり、前年度と比較すると〇〇件増加（減少）した。このうち、渉外事件 ^{*15} に係るものは、〇〇件（前年度は〇〇件）である。		
本年度の法務局・地方法務局における受理照会事件数は、前年度から増加（減少）しているものの、 複雑・困難な渉外事件が占める割合は依然として大きなものとなっている。その原因としては、国際 的な人的交流が活発化したことに伴い、複雑な渉外的身分関係等の要素を含んだ戸籍事件が増加して いることが挙げられる。		
市区町村の戸籍事務従事職員に対する研修については、平成25年度における延べ実施日数が〇〇日 であり、前年度と比較すると、〇〇日増加（減少）したものの、延べ受講者数は〇〇人と前年度より 〇〇人増加（減少）しており、より多くの市区町村の戸籍事務従事職員に対し職務の遂行に必要な知 識及び技能の習得を図ったといえる。		
また、市区町村に対する現地指導は、市区町村の戸籍事務処理に対する法務局・地方法務局の指示 及び助言をより実効性のあるものにするため、法務局・地方法務局の戸籍事務担当者が市区町村役場		

へ赴き、適正な処理について直接指導を行うものであり、現地指導実施率は高い数値となっている。
以上のような取組を行った結果、目標は達成することができたといえる。

(達成手段の有効性、効率性等)

【測定指標 1・2 関係】

達成手段①「国籍・戸籍事務等の運営」において実施している国籍法に基づく事務のうち、帰化許可申請事件は、近年、在日韓国・朝鮮人の世代交代に伴う帰化に対する意識の変化、中国・東南アジア諸国、中南米からの近時渡来者の増加、その他我が国の国際化に伴う外国人の増加等を背景として、複雑化、多様化している。その対策として、帰化許可申請が集中する大都市及び周辺部の法務局（若しくは地方法務局又はそれらの支局）に国籍相談員を配備するなど、帰化許可申請の処理が円滑に進むよう体制を整えた。また、偽装婚姻や不法就労といった国籍法で規定する帰化条件を具備していない疑いがある帰化申請者について、より慎重な調査をし、帰化許可申請の適正・厳格な処理に寄与したといえる。

同達成手段において実施している戸籍法に基づく事務については、近年、国際的な人的交流が活発化したことに伴い、複雑な渉外的身分関係等の要素を含んだ戸籍事件が増加している。そうした中で、市区町村からの受理又は不受理の照会等に対し適正かつ迅速に対応し、戸籍に不実の記載がされることを防止するとともに、国民の親族的身分関係を早期かつ正確に公証するためには、実際に戸籍事件の事務処理に当たる市区町村の戸籍事務従事職員にその職務の遂行に必要な知識及び技能を習得させることが欠かせない。以上のことから、受理照会、研修、現地指導等の取組は、戸籍事務の円滑な処理並びに法令適合性及び全国統一性の確保を図るために必要性かつ有効性が高いものと考ええる。

【測定指標 3 関係】

達成手段②「供託事務の運営」において実施している①供託申請における電子署名付与の不要化、②法人のする供託申請における資格証明書の提示等の省略、③供託書正本取得の選択化、④供託書正本に係る電磁的記録の保存規定を内容とする供託規則の改正（平成23年12月7日公布、平成24年1月10日施行）及びオンラインによる供託手続の申請等を行うシステムの法務省オンライン申請システムから登記・供託オンライン申請システムへの切替えは、システム処理の性能を向上させるとともに、供託申請者等にとっての使い勝手の向上につながっている。また、供託書正本作成時のスキャナ読み取りが不要であるオンラインによる供託の推進により、スキャナ読み取り誤りを防ぐことができるなど、供託職員の業務処理の適正化に資することにもつながっており、当該達成手段は、非常に有効な手段であったと評価することができる。

次期目標等への反映の方向性

【施策】

我が国における身分関係の安定及び国民の権利の保全を図るため、現在の目標を維持しながら、引き続き国籍・戸籍・供託に関する法制度を整備し、これを適正・円滑に運営する。

【測定指標 1】

日本国籍は、我が国の構成員としての資格であるとともに、我が国において基本的人権の保障、公的資格の付与、公的給付等を受ける上で意味を持つ重要な法的地位である。国籍事務は、当該資格・法的地位という包括的な身分関係が変動するという重大な影響を及ぼす事務であることから、できる限り早期に当該資格・法的地位の安定を図る必要がある。また、平成21年1月1日の改正国籍法施行に伴う虚偽の認知届出による不正な日本国籍の取得を防止するため、関係機関との相互協力を緊密にして、適正かつ厳格に処理する必要がある。よって、今後も引き続き、帰化許可申請に対する帰化許可・不許可の処理及び改正国籍法施行後の国籍取得届に対する受理・不受理の処理を適正・厳格に行っていく。

【測定指標 2】

戸籍は、国民の親族的身分関係を公証する基本的な制度であり、その事務を適正に処理することにより、国民の親族的身分関係を正確に公証する必要がある。特に、平成20年5月1日に施行された改

	正戸籍法は、戸籍公開制度の厳格化、戸籍の記載の真実性の担保を趣旨とするものであり、また、昨今の社会的課題への対応として、縁組意思を欠いた養子縁組届による虚偽の戸籍記載を未然に防止するための対策も採られるなどしている。このように、戸籍制度を取り巻く環境が大きく変化している現状を十分に認識し、引き続き法定受託事務である戸籍事務の法令適合性及び全国統一性が確保されるよう市区町村長に対して適切な指導・助言をしていく。 【測定指標３】 供託手続については、オンライン申請の推進を図ることによって、より多くの供託申請者等に利便性を享受させることができるとともに、オンライン申請の場合は、書面申請とは異なり、供託書のスキャナ読み取り作業はなく、供託書正本を作成する上での供託金額の読み取り誤りがなくなり、業務処理の適正化を図ることができることから、引き続き、オンラインによる供託手続を推進していく。
--	---

学識経験を有する者の知見の活用	１ 実施時期 ２ 実施方法 ３ 意見及び反映内容の概要 ア〔意見〕 〔反映内容〕
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	
---------------------------	--

備考	【行政事業レビュー点検結果の平成27年度予算概算要求への反映内容】
----	-----------------------------------

担当部局名	民事局民事第一課、商事課	政策評価実施時期	平成26年 8 月
-------	--------------	----------	-----------

*1 「国籍事務」

外国人が日本国籍を取得しようとする場合の帰化に関する事務、届出による日本国籍取得に関する事務、日本国籍と外国国籍とを有する者の日本国籍離脱に関する事務、重国籍者の国籍選択に関する事務、国籍認定に関する事務及び国籍に関する相談等の事務

*2 「法定受託事務」

法律又はこれに基づく政令により都道府県、市町村又は特別区が処理することとされる事務のうち、国が本来果たすべき役割に係るものであって、国においてその適正な処理を特に確保する必要があるものとして法律又はこれに基づく政令に特に定めるもの（地方自治法第2条第9項第1号。「第1号法定受託事務」という。）をいう。戸籍に関する事務については、戸籍法第1条第2項において第1号法定受託事務とする旨を定めている。

*3 「新たな情報通信技術戦略（平成22年5月11日IT戦略本部決定）」

Ⅲ－１－(1) ii 行政サービスのオンライン利用に関する計画の策定

行政サービスのオンライン利用については、費用対効果等を検討し、対象サービスの範囲等に係る基準を整理した上で、業務プロセスを徹底的に見直すという考え方の下、オンライン利用に関する計画を2010年度中にとりまとめる。

*4 「電子行政推進に関する基本方針（平成23年8月3日IT戦略本部決定）」

第３－１－(1) 行政サービスの利便性の向上

情報通信技術を活用した電子行政サービスの提供によって、国民・企業等に対する行政サービスの質や利便性の飛躍的な向上を実現する。

*5 「新たなオンライン利用に関する計画（平成23年8月3日IT戦略本部決定）」

Ⅳ 業務プロセス改革

国民の視点に立って、オンライン利用率のみならず、オンライン利用に関するサービスの品質の向上に重点を置いた業務・システムの改善及び行政運営の効率化を実現するため（中略）、業務プロセス改革を行う。

なお、供託手続は、同計画の「重点手続」とはされていないが、同計画においては、重点手続以外の手続についても、重点手続における取組に準じて、オンライン利用に関するサービスの品質の向上等を図るものとするとしている。

*6 「世界最先端IT国家創造宣言（平成25年6月14日閣議決定）」

Ⅲ－３－(1) 利便性の高い電子行政サービスの提供

利便性の高いオンラインサービスを提供するとともに、効率的な行政運営を実現する。

*7 「改正国籍法」

出生後に日本人の親に認知された子の届出による国籍取得（国籍法第3条の国籍取得届）について、改正前の国籍法では、日本人の父から認知されていることに加え、父母の婚姻が要件とされていたが、平成21年1月1日施行の改正国籍法では、父母の婚姻の要件が削除され、認知がされていることのみで国籍を取得することが可能となった。

*8 「国籍法施行規則の一部を改正する省令」の主な内容

国籍法第3条第1項の定める国籍取得の届出を審査するに当たっては、虚偽の認知によって国籍が不正に取得されることを防止するために、実親子関係を認めるに足る書類（認知に至った経緯等を記載した父母の申述書、子を懐胎した時期に係る父母の渡航履歴を証する書面等）を提出させる（国籍法施行規則第1条第5項）など、審査が厳格化された。

*9 「市区町村からの受理又は不受理の照会等」

市区町村において、戸籍事務の取扱いに関して疑義が生じたときに、管轄法務局、地方法務局又はその支局の長に対して行う照会等をいう。

*10 「市区町村戸籍事務従事職員研修」

法務局・地方法務局が主体となって実施している市町村の戸籍従事職員を対象とし戸籍に関する研修

*11 「現地指導実施回数」

法務局・地方法務局の戸籍事務担当者が市区町村役場へ赴き、直接事務指導を行った回数をいう。

*12 「現地指導実施率」

現地指導を行った市区町村数を総市区町村数で除した値をいう。

*13 「供託手続におけるオンライン利用率」

オンライン件数（オンライン申請と書面申請電子納付の合計）を供託事件総数で割った率（大量供託事件を除外）

*14 「大量供託事件」

ある特定人が特定の供託事務に基づき大量にオンライン申請をする供託事件及びその事件に関してするオンラインによる払渡請求事件をいう。

平成22年度において、著作権法に基づく大量供託が66,302件、平成23年度において、著作権法に基づく大量供託が59,277件及び株式併合に伴う全国的な大量供託が80,073件、平成24年度において、株式併合に伴う全国的な大量供託が23,975件、平成25年度においては、株式併合に伴う全国的な大量供託が15,854件あ

た。

*15 「渉外事件」

事件本人の全部若しくは一部が外国人であるもの又は親族的身分行為の行為地等が外国である事件をいう。

政策評価調書（個別票１）

【政策ごとの予算額等】

政策名		債権管理回収業の審査監督				
評価方式		実績	政策目標の達成度合い	相当程度進展あり	番号	16
		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度概算要求額
予算 の 状 況	当 初 予 算 （ 千 円 ）	10,014	10,017	9,348	9,665	9,510
	補 正 予 算 （ 千 円 ）	0	0	0		
	繰 越 し 等 （ 千 円 ）	0	0	0		
	計（千円）	10,014	10,017	9,348		
執行額（千円）		9,452	7,724	8,628		
政策評価結果の概算要求 への反映状況		債権回収会社に対する立入検査を行うことは、債権回収会社の業務運営の状況を的確に把握することができる最も有効な手段であることから、今後も、より効率的な検査態勢をとることに留意し、さらに、債権回収会社の指摘事項に対する改善状況についても、適切な指導監督を行うことで、成果目標の達成度をより一層向上させるよう、引き続き本施策を実施していく。				

政策評価調書（個別票2）

【政策に含まれる事項の整理】

政策名	債権管理回収業の審査監督						番号	16	(千円)	
	予 算 科 目						予算額		政策評価結果の反映による見直し額（削減額）合計	
	整理番号	会計	組織／勘定	項	事項		26年度 当初予算額	27年度 概算要求額		
対応表において●となっているもの	●	1	一般	法務本省	債権管理回収業審査監督費	債権管理回収業の審査監督に必要な経費		9,665	9,510	
	●	2								
	●	3								
	●	4								
	小計						9,665 の内数	9,510 の内数		
対応表において◆となっているもの	◆	1								
	◆	2								
	◆	3								
	◆	4								
							の内数	の内数		
対応表において○となっているもの	○	1						< >	< >	
	○	2						< >	< >	
	○	3						< >	< >	
	○	4						< >	< >	
							の内数	の内数		
対応表において◇となっているもの	◇	1						< >	< >	
	◇	2						< >	< >	
	◇	3						< >	< >	
	◇	4						< >	< >	
							の内数	の内数		
合計						9,665 の内数	9,510 の内数			

平成25年度政策評価書要旨

(法務省25－(15))

施策名	債権管理回収業の審査監督 (政策体系上の位置付け：Ⅲ－9－(3)) (評価書173頁)					
施策の概要	暴力団等反社会的勢力が参入することなどを防止し、適正な債権管理回収業務を実施させるため、債権管理回収業の許可について厳格な審査を行うとともに、債権回収会社の業務の適正な運営を確保するため、債権回収会社に対して立入検査を中心とした監督を行う。					
達成すべき目標	債権回収会社が違法又は不当な債権管理回収行為によって、債務者等に被害を与えることがないように、法令遵守態勢、業務運営態勢及び内部統制態勢の整備について、適時適切な監督を行い、上記態勢の不備等が認められる場合は、その是正を図る。					
施策の予算額・執行額等	区分		23年度	24年度	25年度	26年度
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	10,014	10,017	9,348	9,665
		補正予算(b)	0	0	0	—
		繰越し等(c)	0	0	0	
		合計(a+b+c)	10,014	10,017	9,348	
	執行額(千円)		9,452	7,724	8,628	
施策に係る内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	○債権管理回収業に関する特別措置法（平成10年法律第126号） ^{*1}					

測定指標	平成25年度目標値						達成
1 債権回収会社に対する立入検査事業所(か所)	対前年度増						達成
	基準値	実績値					
	24年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
	52	47	50	51	52	63	
参考指標		実績値					
1 債権回収会社に対する立入検査実施率(%)	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度		
	41.6	43.3	41.3	41.7	40.9		

測定指標	平成25年度目標値						達成	
2 債権回収会社に対する立入検査における 対象指摘事項 ^{*2} の改善状況（％）	対前年度増						おおむね 達成	
	基準値	実績値						
	24年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度		
	87.0	73.9	78.1	90.5	87.0	73.3		
参考指標	実績値							
	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度			
1 債権回収会社に対する立入検査における 全指摘事項の改善状況（％）	54.8	67.0	83.2	78.3	71.9			
2 債権回収会社に対する立入検査における 指摘事項数（件）	136	79	46	58	38			
3 債権回収会社に対する行政処分件数（件）	6	2	0	1	0			

評価結果	目標達成度合い の測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり
		(判断根拠) 測定指標 1, 2 は, 達成すべき目標に照らし主要なものであると考えている。 測定指標 1 については, 目標を達成することができたほか, 測定指標 2 については, 目標をおおむね達成することができた。 したがって, 本施策は「相当程度進展あり」と判断した。
	施策の分析	
	(測定指標の目標達成度の補足) 【測定指標 2】 測定指標 2 については, 平成25年度における「債権回収会社に対する立入検査における対象指摘事項の改善状況」は, 前年度の87.0パーセントから73.3パーセントと減少しており, 数値としては目標値である対前年度増は達成されなかった。 これまで, 法務省では, 参考指標 3 の「債権回収会社に対する行政処分件数」のとおり, 平成21年度に行政処分が頻発して以降, 債権回収会社に対し, 立入検査において指摘した事項について, 徹底的な原因究明及び実効性のある改善措置を策定させるなど, 立入検査後の指導をより強化することで, 適正な業務運営を確保させることに努めてきた。また, 債権回収業界においても, 一般社団法人全国サービサー協会において, 自主規制規則等の制定や各種研修を開催するなど, 業界全体として自主的な取組を促進している。これらの取組が功を奏し, 改善状況については平成21年度から年々上昇していったところである。 平成25年度の立入検査では, 対象指摘事項として改善が認められなかった件数である再指摘件数は	

4件であり、前年度から1件の増加であった。また、参考指標2の「債権回収会社に対する立入検査における指摘事項数」にあるとおり、同指摘事項数は平成21年度の136件をピークに年々と減少傾向にあり、対象指摘事項数についても同様に減少していることから、母数が減少し、率に換算すると、改善状況の数値としては若干低下したものである。

改善が認められなかった原因としては、いずれも従業員等の理解不足、認識不足を補う体制が不十分であったことなどが主な要因であることから、債権回収会社に対しては、従業員等に対する教育研修を実施することなど、内部統制態勢のより一層の強化を立入検査等の際に要請している。

上記分析のとおり、測定指標2については、数値としては前年度を若干下回ったものの、実質的には、目標はおおむね達成されているものといえる。

(達成手段の有効性、効率性等)

【測定指標1、2関係】

達成手段①「債権回収業の審査監督」において実施している債権回収会社に対する立入検査は、その業務運営の状況を網羅的かつ的確に把握するため最も有用な方法であり、これまで当該会社の不備等を立入検査において発見し、その是正を図るために徹底的な原因究明及び実効性のある改善措置を策定させることに努めている。

その結果、債権回収会社の不備は確実に減少し、行政処分件数も減少していることから、達成すべき目標に対し、有効に寄与していると考ええる。

次期目標等への反映の方向性

【施策】

債権回収会社に対する立入検査は、問題の早期発見と適正な業務運営の確保を図る上で根幹になるものと考えている。

今後、更に効率的効果的な立入検査の実施に努めていくとともに、債権回収会社が自主的かつ実効性のある改善を図ることができるよう指導することにより、債権回収会社の業務の適正な運営を確保する必要がある。

なお、債権回収会社各社においては、改善に向けた真摯な取組を行っていることは立入検査等においても認められるものの、不備の再発には過失的要素もあり、100パーセント改善が達成されることは、現実的に困難な面もあると考えているところではあるが、監督官庁としては、不備の再発を1件でも多く減少させるというスタンスで引き続き取り組んでいく。

そのため、引き続き、適正な債権管理回収業務を実施させるため、債権管理回収業の許可について厳格な審査を行うとともに、債権回収会社の業務の適正な運営を確保するため、債権回収会社に対して立入検査を中心とした監督を行っていく。

【測定指標1、2】

債権回収会社の業務運営の状況を的確に把握するためには、債権回収会社に対する立入検査を実施する必要がある。また、当該会社の本店の立入検査において問題があった場合には、当該会社の支店等においても同様の問題点があることが予想され、当該会社の支店等を含めた業務運営状況全般を把握するため、複数の支店等に対して立入検査を実施する必要がある。

そこで、測定指標としては、立入検査を実施した債権回収会社数よりも、実際に立入検査を実施した事業所数の方が、効果的な立入検査を実施していることを示す指標として適当であると考えられる。

また、監督官庁である法務省が、債権回収会社に対し、必要に応じて債権管理回収業に関する特別措置法に規定する業務改善命令等の行政処分を発出し、その業務の適正化を強力に推進することが必要である一方、債権回収会社が自主的に適正な業務の確保に向けた取組を行うことを促進することも、監督行政として重要であることから、自主改善率の更なる向上は、債権管理回収業における業務の適正な運営の確保を図ることにつながるための指標となる。

学識経験を有する者の知見の活用	1 実施時期 平成26年7月11日 2 実施方法 会議 3 意見及び反映内容の概要 〔意見〕 立入検査における全指摘事項の改善状況が若干低下傾向にあることへの対策が必要と思われる。なぜ改善が難しいのか。さらに、立入検査における全指摘事項の改善状況の低下傾向について、対策を測る指標があるとよいのではないか。 〔反映内容〕 債権回収各社が、改善に向けた真摯な取組みを行っていることは、立入検査等において認められるものの、不備の再発には過失的要素もあり、100パーセント改善が達成されるというのが、現実的に困難な面もあるところではあるが、監督官庁としては、不備の再発を1件でも多く減少させるというスタンスで引き続き取り組んでまいりたい。
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	「債権回収会社に対する立入検査実施状況」等
---------------------------	-----------------------

備考	【行政事業レビュー点検結果の平成27年度予算概算要求への反映内容】 本事業の当初の目的の一つである不良債権処理の促進により、不良債権は減少しているものの、不良債権は潜在的には依然として存在しているほか、債権回収会社には、事業再生及び資産流動化、証券化に力を発揮することが期待されていることなどから、債権回収会社は既に金融業界の一翼を担っているといえる。 また、当省は、債権回収会社に対し適時適切に指導及び監督を行うため、立入検査を実施し、立入検査後の指導をより強化することに努めており、債権回収会社に対する監督や不利益処分の基準等に関するガイドラインについても所要の改正を行うなどして、債権回収会社による適正な業務運営の確保に向けた自主的な取組の促進を図っているところである。 さらに、本事業が、当省の所管法令である弁護士法の特例であり、債権回収会社には取締役に弁護士を置くことが要件とされていること等の制度的背景に鑑みても、当省が監督官庁として本事業を推進していくべきと考える。 今後とも、本事業の推進に当たっては、コストの削減に留意し、効率的な検査計画の策定及び効率的な検査の遂行に努めてまいりたい。
----	---

担当部局名	司法法制部審査監督課債権回収企画係	政策評価実施時期	平成26年8月
-------	-------------------	----------	---------

*1 「債権管理回収業に関する特別措置法（平成10年法律第126号）」

（目的）

第一条 この法律は、特定金銭債権の処理が喫緊の課題となっている状況にかんがみ、許可制度を実施することにより弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）の特例として債権回収会社が業として特定金銭

債権の管理及び回収を行うことができるようにするとともに、債権回収会社について必要な規制を行うことによりその業務の適正な運営の確保を図り、もって国民経済の健全な発展に資することを目的とする。

*2 「対象指摘事項」

債権回収会社に対する立入検査における指摘事項は、①業務規制に関する指摘事項（債権管理回収業に関する特別措置法第17条から19条関係）、②特定金銭債権の審査に関する指摘事項（同法第2条関係）、③債権回収会社の業務範囲に関する指摘事項（同法第12条関係）、④法定帳簿に関する指摘事項（同法第20条関係）、⑤受取証書に関する指摘事項（同法第15条関係）、⑥他法令の遵守に関する指摘事項の6種類に類型化することができる。

上記6類型のうち、①から③までは、当該指摘事項が改善されないことにより、債務者等に対して被害を与えるおそれや、およそ債権回収会社として適正な業務運営を確保し得ないおそれが高い事項であることから、これらを対象指摘事項とした。

政策評価調書（個別票 1）

【政策ごとの予算額等】

政策名		人権の擁護				
評価方式		実績	政策目標の達成度合い	目標達成	番号	17
		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度概算要求額
予算 の 状 況	当 初 予 算 （ 千 円 ）	3, 204, 581	3, 243, 604	3, 195, 780	3, 295, 909	3, 677, 127
	補 正 予 算 （ 千 円 ）	5, 549	△ 132	0		
	繰 越 し 等 （ 千 円 ）	0	0	0		
	計（千円）	3, 210, 130	3, 243, 472	3, 195, 780		
執行額（千円）		3, 192, 765	3, 227, 595	3, 178, 706		
政策評価結果の概算要求 への反映状況		今日においても、子ども、高齢者、障害のある人への虐待、配偶者・パートナーからの暴力、自殺に至るような深刻な「いじめ」など、人権が侵害される事案は後を絶たない。また、最近では、インターネットを悪用した人権侵害や、「ヘイトスピーチ」事案など外国人の人権問題が大きな社会問題となっている。このような現状において、全ての人が互いの人権を尊重しながら共に生きる社会の実現がより一層求められている。 こうした社会の実現のために、国民の一人一人が人権尊重の理念を正しく理解することが重要であり、こうした理解を深めるため、国民一人一人の人権に関する理解・関心の度合いに応じた不断の人権啓発活動の実施が必要である。 また、このような社会の実現のためには、人権侵害事案が発生した場合に被害の救済及び予防を図ることが重要であり、人権相談体制の整備を通じて、気軽に相談できる機会を広く提供し、人権侵害に関わる問題を幅広く把握し、これに適切に対応するほか、人権侵害事案について、調査救済体制の整備を通じて、迅速的確な調査を行うとともに、適切な救済措置を講ずる必要がある。 以上のことから、引き続き上記各取組を推進していくこととし、これに必要な経費を概算要求に計上する一方、執行実績や活動実績を踏まえた見直しなどを行い、予算の削減を行った。				

政策評価調書（個別票2）

【政策に含まれる事項の整理】

政策名	人権の擁護						番号	17	(千円)	
	予 算 科 目						予算額		政策評価結果の反映による見直し額（削減額）合計	
	整理番号	会計	組織／勘定	項	事項		26年度 当初予算額	27年度 概算要求額		
対応表において●となっているもの	●	1	一般	法務本省	人権擁護推進費	人権擁護の推進に必要な経費	1,588,758	1,690,127	△ 228,283	
	●	2	一般	法務局	人権擁護活動費	人権擁護活動に必要な経費	1,707,151	1,987,000	△ 84,588	
	●	3								
	●	4								
	小計						3,295,909 の内数	3,677,127 の内数	△ 312,871	
対応表において◆となっているもの	◆	1								
	◆	2								
	◆	3								
	◆	4								
	小計						の内数	の内数		
対応表において○となっているもの	○	1					< >	< >		
	○	2					< >	< >		
	○	3					< >	< >		
	○	4					< >	< >		
	小計						の内数	の内数		
対応表において◇となっているもの	◇	1					< >	< >		
	◇	2					< >	< >		
	◇	3					< >	< >		
	◇	4					< >	< >		
							の内数	の内数		
合計							3,295,909 の内数	3,677,127 の内数	△ 312,871	

政策評価調書（個別票3）

【見直しの内訳・具体的な反映内容】

政策名	人権の擁護					番号	17	(千円)
事務事業名	整理番号		予算額			政策評価結果の反映による見直し額(削減額)	政策評価結果の概算要求への反映内容	
			26年度 当初 予算額	27年度 概算要求額	増減			
人権侵害による被害者救済活動の実施	●	2	126,297	242,287	115,990	△ 2,549	政策評価結果を踏まえ、人権擁護事務支援システム経費などについて、執行実績を踏まえた見直しを行い、経費を削減した。	
人権擁護委員活動の実施	●	2	1,186,771	1,394,028	207,257	△ 67,916	政策評価結果を踏まえ、人権擁護委員活動について、活動実績を踏まえた見直し及び実施方法の見直しを行うことなどにより、経費を縮減した。	
全国的視点に立った人権啓発活動の実施	●	2	394,083	350,685	△ 43,398	△ 14,123	政策評価結果を踏まえ、人権啓発活動の実施については、効果検証結果に基づき、事業の見直しを行った。また、通信回線の見直しを図ったことなどにより、経費を縮減した。 さらに、地方委託事業調査旅費等について、執行実績等を踏まえた見直しを行い、経費を削減した。	
人権関係情報提供活動等の委託等	●	1	234,315	422,713	188,398	△ 28,945	政策評価結果を踏まえ、イベントタイアップについて、その在り方を見直し、より経費のかからない事業に変更することにより、経費を縮減した。 また、啓発映画委託事業について、執行実績を踏まえた見直しを行い、経費を削減した。	
地域人権問題に対する人権擁護活動の委託	●	1	1,354,443	1,267,414	△ 87,029	△ 199,338	政策評価結果を踏まえ、執行実績を踏まえた見直しを行い、イベントの開催回数を見直すとともに、新聞広報委託事業の見直しを行い、経費を削減した。	
合計						△ 312,871		

平成25年度政策評価書要旨

(法務省25－(16))

施策名	人権の擁護 (政策体系上の位置付け：(Ⅲ－10－(1)) (評価書180頁)				
施策の概要	人権が尊重される社会の実現に寄与するため、人権尊重思想の普及高揚や人権侵害による被害の救済及び予防を図るなど、人権の擁護に関する施策を総合的に推進する。				
達成すべき目標	・ 国民一人一人の人権に関する理解・関心の度合いに応じた人権啓発活動を行うことにより、国民一人一人の人権意識を高め、人権尊重思想の普及高揚を図る。 ・ 人権相談体制の整備を通じて、気軽に相談できる機会を広く提供し、人権侵害に関わる問題に幅広く対応するほか、調査救済体制の整備を通じて、人権侵害事案について迅速的確な調査及び適切な救済措置を行うことにより、被害の救済及び予防を図る。				
施策の予算額・執行額等	区分	23年度	24年度	25年度	26年度
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	3,204,581	3,243,604	3,195,780
		補正予算(b)	5,549	△132	0
		繰越し等(c)	0	0	0
		合計(a+b+c)	3,210,130	3,243,472	3,195,780
	執行額(千円)		3,192,765	3,227,595	3,178,706
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	○人権教育・啓発に関する基本計画(平成14年3月閣議決定、平成23年4月一部変更) ^{*1}				

測定指標	平成25年度目標	達成
1 国民一人一人の人権に関する理解・関心の度合いに応じた人権啓発活動の実施状況	国民の幅広い層に対して、人権に関心をもってもら参加型及び発信型の多様な人権啓発活動を実施する。	達成
施策の進捗状況(実績)		
国が中心となって、国民一人一人の人権意識を高め、人権への理解を深めてもらうため、その時々に応じた人権課題を取り上げて啓発活動を実施した。また、国民一人一人の人権に関する理解・関心の度合いに応じ、幅広い層に対して啓発を行うことを目的として、ポスター、新聞広告、地域総合情報誌、テレビ・ラジオスポットCM、インターネットバナー広告等の多様な媒体や、人権教室 ^{*2} 、人権の花運動 ^{*3} 、全国中学生人権作文コンテスト ^{*4} 、シンポジウム等の様々な手法を用いて、参加型及び発信型の啓発活動を実施した。		
参考指標		実績値

		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
1 人権教室の実施状況	実施回数 (回)	12,493	12,595	13,123	15,863	16,163
	参加者数 (人)	472,552	453,435	506,802	630,879	650,493
2 人権の花運動の実施状況	参加学校 (団体)数	3,397	3,574	3,661	3,844	3,845
	参加者数 (人)	529,427	498,983	513,878	518,530	526,129
3 全国中学生人権作文コンテストの実施状況	応募校数 (校)	6,624	6,311	6,682	6,819	6,930
	応募者数 (人)	883,746	887,012	893,258	937,287	941,146
4 スポーツ組織と連携協力した人権啓発活動の実施状況	実施都道府県数	30	21	29	35	41
5 ハンセン病に関するシンポジウムの実施状況	参加者数 (人)	840	600	1,100	920	480 (※1)
6 人権シンポジウム ^{※5} の実施状況（平成22年度までは人権啓発フェスティバル ^{※6} の一部であったため、人権啓発フェスティバルの参加者数）	参加者数 (人)	63,600	82,430	544	964	636
7 新聞掲載回数		5,656	5,539	5,478	5,698	6,032
8 テレビ・ラジオ放送回数		96,185	53,442	101,813	23,823 (※2)	30,221
9 ポスター配布枚数		194,802	213,272	221,875	189,152	340,412

(※1) 前年度比で大幅に数字が減少しているのは、平成25年度は台風の影響により本シンポジウムが1回中止されたことによる（例年2回実施）。

(※2) 前年度比で大幅に数字が減少しているのは、ケーブルテレビ会社が実施していたテロップ放送の無料サービスが終了したことによる。

測定指標	平成25年度目標	達成
2 人権相談・調査救済体制の整備	法務局等における常設人権相談所のほか、デパートや公共施設等における特設人権相談所やインターネットによる相談窓口など、面談、電話、インターネット等様々な手段を利用し、人	達成

	権侵害に関わる問題に幅広く対応するために、人権相談体制の整備を図る。 また、人権相談等により人権侵害の疑いがある事案を把握した場合は、速やかに調査救済手続に移行し、個々の事案に応じた迅速かつ的確な救済措置を講じ、被害の救済及び予防を図るために、調査救済体制の整備を図る。	
--	---	--

施策の進捗状況（実績）

法務局，デパート，公民館等における面談・電話による人権相談，専用相談電話（子どもの人権110番⁷，女性の人権ホットライン⁸）による人権相談，インターネットを利用した人権相談（インターネット人権相談受付窓口）を行うとともに，全国の小・中学校の児童・生徒全てに「子どもの人権SOSミニレター⁹」を配布し，相談に応じたほか，社会的弱者である子ども，女性，高齢者，障害者に対しては，別途，人権相談強化週間を設け，手厚く対応を行った。

また，学校におけるいじめや体罰等の人権侵害の疑いのある事案について，人権侵犯事件として調査を行い，適切な措置を講じた。

参考指標	実績値				
	21年	22年	23年	24年	25年
1 人権相談件数（全体）（件）	257,275	280,977	266,665	266,489	256,447
2 「子どもの人権110番」における相談件数（件）	22,847	27,710	25,914	28,384	28,847
3 「女性の人権ホットライン」における相談件数（件）	23,426	23,289	22,008	21,720	21,119
4 児童・生徒から送付された子どもの人権SOSミニレターの通数（通）	14,552	22,593	22,329	20,144	18,272
5 社会福祉施設等における特設人権相談所の開設件数（件）	695	650	513	606	671
6 インターネットによる相談件数（件）	4,039	5,044	5,500	7,384	8,776
7 人権侵犯事件の対応件数（件）	21,309	21,500	22,072	22,694	22,172

評	目標達成度合いの測定結果	（各行政機関共通区分） 目標達成
		（判断根拠） 測定指標1，2は，各達成すべき目標に照らし，全て主要なものであると考えている。 測定指標1，2ともは，いずれも目標を達成することができたことから，本施策は「目標達成」と判断した。

評価結果	施策の分析
	(測定指標の目標達成度の補足) 【測定指標 1】 平成25年度においては、参加型の啓発活動として、参考指標 1、2 及び 3 のとおり、人権教室に 65 万 493 名、人権の花運動に 52 万 6,129 名、全国中学生人権作文コンテストに 94 万 1,146 名の参加を得るなど、児童・生徒を中心とする啓発活動を積極的に実施した。このほか人権シンポジウムを、「インターネットと人権」や「子どもと人権」、「震災と人権」をテーマに合計 4 回実施し、その内容を法務省ホームページに掲載¹⁰するなど、幅広い課題について啓発活動を行った。 また、発信型の啓発活動として、日常生活における人権問題及び人権尊重の重要性について分かりやすく説明した漫画啓発冊子の作成、中学生人権作文コンテストの入賞作品をもとにした人権啓発ビデオの作成、「インターネットと人権」をテーマにした啓発教材の作成、腹話術師のいっこく堂氏を起用したデジタルコンテンツのテレビスポット映像の放送等を行った。 さらに、デモ等において、特定の国籍の外国人を排斥する趣旨の言動が「ヘイトスピーチ」であるとして社会的関心を集めたことを受け、ヘイトスピーチに関する法務大臣記者会見での発言を法務省ホームページに掲載して周知を図ったほか、法務省ホームページ上における「外国人の人権」に関するページの新設、インターネットバナー広告の実施、ポスター及びリーフレットの作成を行った。 以上のとおり、多種多様な媒体や手法を通じ、国民の幅広い層に対して参加型及び発信型の各種啓発活動を実施したことから、目標を達成できたと評価できる。 【測定指標 2】 平成25年度においては、参考指標 1 及び 7 のとおり、25 万 6,447 件（対前年比で 1 万 42 件（3.7 パーセント）減少）の人権相談を受け、人権相談等で認知した人権侵害の疑いのある事案 2 万 2,172 件（対前年比で 552 件（2.3 パーセント）減少）については、人権侵犯事件として立件して調査を行い、適切な措置を講じた。人権相談件数及び人権侵犯事件数自体は前年度比減となったものの、人権侵犯事件に対する措置の内訳を見ると、人権侵犯性があるとして説示や要請を行った事件数は前年度に比べ、約 2 倍程度増加しており、より積極的な対応を取ることを必要とする人権侵害事案が増加し、これに適切に対応したことがうかがえる。 以上のことから、人権相談及び調査救済体制の整備を図るという目標は、達成できたと評価できる。 (達成手段の有効性、効率性等) 【測定指標 1 関係】 達成手段③「全国的視点に立った人権啓発活動の実施」、達成手段④「人権関係情報提供活動等の委託等」、達成手段⑤「地域人権問題に対する人権擁護活動の委託」においては、参加型の啓発活動（人権教室、人権の花運動、全国中学生人権作文コンテスト等）及び発信型の啓発活動（新聞、テレビ・ラジオ、ポスター）を実施し、実施回数、参加者数ともに、平成24年度を上回った。 また、啓発活動を行う手法や媒体を限定すると、啓発対象も限定されるところ、多種多様な媒体や手法を用いたことから、国民の人権に関する理解や関心に応じて、幅広い層に対して啓発活動を実施することができた。 さらに、近年の社会的情勢を踏まえ、シンポジウムにおいては、インターネットによる人権侵害や、東日本大震災に伴う人権侵害を中心に取り上げたことに加え、「ヘイトスピーチ」が社会的関心を集めたことを受けて、「外国人の人権」について、時機を捉えた啓発活動を行い、国民の関心に応じた啓発活動を実施した。 これらの取組により、国民一人一人の人権意識を高め、人権尊重思想の普及高揚を図るという目標達成に有効に寄与したものと考えられる。 【測定指標 2 関係】 達成手段①「人権侵害による被害者救済活動の実施」において実施した人権相談及び調査救済体制の整備により、子ども、女性、高齢者・障害者を始め、人権に関する悩みを抱えている多くの方々に相談と問題解決の機会を提供し、多種多様な人権侵犯事件について事案に応じた適切な対応を行うこ

とができた。

また、新規に救済手続を開始した人権侵犯事件の内訳を見ると、インターネットを利用した人権侵犯事件が957件（対前年比で42.6パーセント増加）、教職員による体罰に関する人権侵犯事件が887件（対前年比で139.7パーセント増加）、学校におけるいじめに関する人権侵犯事件が4,034件（対前年比で1.2パーセント増加）、児童に対する暴行・虐待に関する人権侵犯事件が911件（泰前年度比で4.4パーセント増加）と、それぞれ前年から増加している。

平成25年度の特徴的な動向としては、インターネットを利用した人権侵犯事件、教育職員による体罰に関する人権侵犯事件及び学校におけるいじめに関する人権侵犯事件の各件数が過去最高となっている。

なお、昨年9月には「いじめ防止対策推進法」が施行されるなど、近時、いじめ問題に社会の関心が高まっている中、同法において、法務局の役割や活動実績を踏まえた理解される規定が盛り込まれるなど、いじめ問題の解決に対し、当機関の果たす役割が社会的にも評価されている。

これらのことから、気軽に人権相談ができる環境を整え、人権侵害事案の発生を広く把握し、調査・救済手続につなげ、人権侵害事案の迅速的確な調査及び適切な救済措置を行うという目標達成に有効に寄与したものとする。

次期目標等への反映の方向性

【施策】

今日においても、子ども、高齢者、障害のある人への虐待、配偶者・パートナーからの暴力、自殺に至るような深刻な「いじめ」など、人権が侵害される事案は後を絶たない。また、最近では、インターネットを悪用した人権侵害や、「ヘイトスピーチ」事案など外国人の人権問題が大きな社会問題となっている。このような現状において、全ての人が互いの人権を尊重しながら共に生きる社会の実現がより一層求められている。

こうした社会の実現のために、国民の一人一人が人権尊重の理念を正しく理解することが重要であり、こうした理解を深めるため、国民一人一人の人権に関する理解・関心の度合いに応じた不断の人権啓発活動の実施が必要である。

また、このような社会の実現のためには、人権侵害事案が発生した場合に被害の救済及び予防を図ることが重要であり、人権相談体制の整備を通じて、気軽に相談できる機会を広く提供し、人権侵害に関わる問題を幅広く把握し、これに適切に対応するほか、人権侵害事案について、調査救済体制の整備を通じて、迅速的確な調査を行うとともに、適切な救済措置を講ずる必要がある。

以上のことから、本施策については、現在の目標を維持し、引き続き各取組を推進していくこととする。

【測定指標 1, 2】

今後も、その時々々の社会情勢に応じた人権課題を取り上げ、国が中心となって、国民一人一人の人権意識を高め、人権への理解を深めてもらうための啓発活動を実施していく。

また、より幅広い層に対し、多種多様な手法や媒体を通じて、人権啓発活動等を実施していく。

さらに、人権相談・調査救済体制の整備については、引き続き、気軽に人権相談ができる環境を整え、人権侵害事案の発生を広く把握し、迅速的確な調査及び適切な救済措置を講じるとともに、社会的要請にも適切に応じた相談・調査救済処理の実施に係る施策を推進していく。

学識経験を有する者の知見の活用

- 1 実施時期
平成26年7月11日
- 2 実施方法
会議
- 3 意見及び反映内容の概要
なし

政策評価を行
う過程におい
て使用した資
料その他の情
報

○評価の過程で使用したデータや文献等

- ・「平成25年度人権啓発活動実施報告書」

（人権擁護局人権啓発課，平成26年4月作成，対象期間：平成25年4月1日～平成26年3月31日）

- ・「ハンセン病に関するシンポジウム結果報告」

（人権擁護局人権啓発課，平成20年度～平成25年度の各年度で作成，対象期間：平成20年4月1日～平成26年3月31日）

- ・「第28～33回全国中学生人権作文コンテスト中央大会の表彰等について」

（人権擁護局人権啓発課，平成20年度～平成25年度の各年度で作成，対象期間：平成20年4月1日～平成26年3月31日）

- ・「子どもの人権110番における相談件数に関する調査」

（人権擁護局調査救済課，平成26年3月作成，対象期間：平成20年1月1日～平成25年12月31日）

- ・「女性の人権ホットラインにおける相談件数に関する調査」

（人権擁護局調査救済課，平成26年3月作成，対象期間：平成20年1月1日～平成25年12月31日）

- ・「児童・生徒から送付された子どもの人権SOSミニレターの通数に関する調査」

（人権擁護局調査救済課，平成26年3月作成，対象期間：平成20年1月1日～平成25年12月31日）

- ・「社会福祉施設等における特設人権相談所の開設件数に関する調査」

（人権擁護局調査救済課，平成26年3月作成，対象期間：平成20年1月1日～平成25年12月31日）

- ・「インターネットによる人権相談に関する調査」

（人権擁護局調査救済課，平成26年3月作成，対象期間：平成20年2月22日～平成25年12月31日）

- ・「女性に対する人権侵犯事件の対応件数に関する調査」

（人権擁護局調査救済課，平成26年3月作成，対象期間：平成20年1月1日～平成25年12月31日）

- ・「子どもに対する人権侵犯事件の対応件数に関する調査」

（人権擁護局調査救済課，平成26年3月作成，対象期間：平成20年1月1日～平成25年12月31日）

- ・「高齢者に対する人権侵犯事件の対応件数に関する調査」

（人権擁護局調査救済課，平成26年3月作成，対象期間：平成20年1月1日～平成25年12月31日）

- ・「障害のある人に対する人権侵犯事件の対応件数に関する調査」

（人権擁護局調査救済課，平成26年3月作成，対象期間：平成20年1月1日～平成25年12月31日）

- ・「インターネット上における人権侵犯事件の対応件数に関する調査」

（人権擁護局調査救済課，平成26年3月作成，対象期間：平成20年1月1日～平成25年12月31日）

○評価の過程で使用した公的統計

- ・平成23年度 高齢者虐待の防止，高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査結果（厚生労働省）

- ・平成23年度 福祉行政報告例（厚生労働省）

- ・男女共同参画社会に関する世論調査（平成21年10月調査）（内閣府）

- ・人権擁護に関する世論調査（平成24年8月調査）（内閣府）

	○評価の過程で使用したアンケート調査等 ・アンケート調査結果は、人権擁護局人権啓発課において保管している。
--	--

備考	【行政事業レビュー点検結果の平成27年度予算概算要求への反映内容】 人権擁護事務支援システム経費などについて、執行実績を踏まえた見直しを行い、経費を削減した。外部有識者の所見については、今後検討を行っていくこととする。 人権擁護委員活動について、活動実績を踏まえた見直し及び実施方法の見直しを行うことなどにより、経費を縮減した。 人権啓発活動の実施について、効果検証結果に基づき、事業の見直しを行った。 また、通信回線の見直しを図ったことなどにより、経費を縮減した。 さらに、地方委託事業調査旅費等について、執行実績等を踏まえた見直しを行い、経費を削減した。 イベントタイアップについて、その在り方を見直し、より経費のかからない事業に変更することにより、経費を縮減した。 また、啓発映画委託事業について、執行実績を踏まえた見直しを行い、経費を削減した。 執行実績を踏まえた見直しを行い、イベントの開催回数を見直すとともに、新聞広報委託事業の見直しを行い、経費を削減した。
----	--

担当部局名	人権擁護局	政策評価実施時期	平成26年 8 月
-------	-------	----------	-----------

*1 「人権教育・啓発に関する基本計画（平成14年3月閣議決定、平成23年4月一部変更）」

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律第7条に基づき策定された人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画

*2 「人権教室」

子どもたちが「いじめ」等について考える機会を作ることによって、相手への思いやりの心や生命の尊さを体得してもらうことなどを目的として、主に小学生を対象に行う啓発活動

*3 「人権の花運動」

児童が協力して花の種子、球根等を育てることによって、生命の尊さを実感する中で、豊かな心を育み、優しさと思いやりの心を体得することを目的として、主に小学生を対象に行う啓発活動

*4 「全国中学生人権作文コンテスト」

次代を担う中学生が、人権問題についての作文を書くことによって、人権について理解を深め、豊かな人権感覚を身に付けることを目的とした啓発活動

*5 「人権シンポジウム」

様々な人権課題をテーマとしてシンポジウムを実施することにより、広く人権尊重思想の普及高揚を図ることを目的とした啓発活動

*6 「人権啓発フェスティバル」

開催地の法務局・地方法務局等が法務省等の協力を得て、市民参加型の方式を取り入れつつ、幅広い各種の人権啓発活動を一体的・総合的に実施することにより、地域住民の参加を促し、広く人権尊重思想の普及高揚を図ることを目的とした啓発活動

*7 「子どもの人権110番」

全国の法務局・地方法務局に設置されている子どもの人権問題に関するフリーダイヤルの専用相談電話

*8 「女性の人権ホットライン」

全国の法務局・地方法務局に設置されている女性の人権問題に関する専用相談電話

*9 「子どもの人権ＳＯＳミニレター」

子どもをめぐる様々な人権問題の解決を図るため、全国の小中学校に「子どもの人権ＳＯＳミニレター」（返信用封筒と便箋を一体化し、料金受取人払手続を施したもの）を配布し、子どもから返信されたミニレターを通じて、法務局・地方法務局職員又は人権擁護委員が悩みごとの相談に応じる。

*10 「人権シンポジウム」の内容

法務省ホームページ〔http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00096.html〕を参照

政策評価調書（個別票１）

【政策ごとの予算額等】

政策名		国の利害に関係のある争訟の統一かつ適正な処理				
評価方式		実績	政策目標の達成度合い	相当程度進展あり	番号	18
		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度概算要求額
予算 の 状 況	当 初 予 算 （ 千 円 ）	1,730,659	1,805,864	1,796,216	1,825,936	1,839,163
	補 正 予 算 （ 千 円 ）	0	0	△ 840		
	繰 越 し 等 （ 千 円 ）	365,899	429,594	0		
	計（千円）	2,096,558	2,235,458	1,795,376		
執行額（千円）		1,682,244	2,104,416	1,453,743		
政策評価結果の概算要求 への反映状況		適正・迅速な訴訟対応のため，引き続き，訟務事務担当者の育成と人的・物的資源の充実・強化等の体制整備を図るために必要な要求をすることとした。				

政策評価調書（個別票2）

【政策に含まれる事項の整理】

政策名	国の利害に関係のある争訟の統一かつ適正な処理						番号	18	(千円)		
	予 算 科 目						予算額		政策評価結果の反映による見直し額（削減額）合計		
	整理番号	会計	組織／勘定	項	事項		26年度 当初予算額	27年度 概算要求額			
対応表において●となっているもの	●	1	一般	法務本省	訟務費	訟務遂行に必要な経費	1,825,936	1,839,163	△ 22,399		
	●	2									
	●	3									
	●	4									
	小計						1,825,936 の内数	1,839,163 の内数	△22,399		
対応表において◆となっているもの	◆	1									
	◆	2									
	◆	3									
	◆	4									
	小計						の内数	の内数			
対応表において○となっているもの	○	1					< >	< >			
	○	2					< >	< >			
	○	3					< >	< >			
	○	4					< >	< >			
	小計						の内数	の内数			
対応表において◇となっているもの	◇	1					< >	< >			
	◇	2					< >	< >			
	◇	3					< >	< >			
	◇	4					< >	< >			
							の内数	の内数			
合計							1,825,936 の内数	1,839,163 の内数	△ 22,399		

政策評価調書（個別票3）

【見直しの内訳・具体的な反映内容】

政策名	国の利害に関係のある争訟の統一的かつ適正な処理					番号	18	(千円)
事務事業名	整理番号		予算額			政策評価結果の反映による見直し額(削減額)	政策評価結果の概算要求への反映内容	
			26年度 当初 予算額	27年度 概算要求額	増減			
訟務事件の適正処理	●	1	1,825,936	1,839,163	13,227	△ 22,399	政策評価結果を踏まえ、図書整備の見直しによる庁費の削減を図ったほか、テレビ会議システムを拡充要求したことにより、旅費の削減を図った。	
合計						△ 22,399		

平成25年度政策評価書要旨

(法務省25－(17))

施策名	国の利害に関係のある争訟の統一的かつ適正な処理 (政策体系上の位置付け：Ⅳ－11－(1)) (評価書221頁)					
施策の概要	国民の期待に応える司法制度の実現に寄与するため、国の利害に関係のある訴訟を適正・迅速に処理する。					
達成すべき目標	国の利害に関係のある訴訟を適正・迅速に処理するため、訟務組織における人的・物的体制の充実強化を図るとともに、法律問題を抱えている行政機関に訟務部門が実施している法律意見照会制度を積極的に利用させる。					
施策の予算額・執行額等	区分		23年度	24年度	25年度	26年度
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	1,730,659	1,805,864	1,796,216	1,825,936
		補正予算(b)	0	0	△840	—
		繰越し等(c)	365,899	429,594	—	
		合計(a+b+c)	2,096,558	2,235,458	1,795,376	
	執行額(千円)		1,682,244	2,104,416	1,453,743	
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	○法務省設置法(平成11年法律第93号)第4条第31号 ^{*1} ○裁判の迅速化に関する法律(平成15年法律第107号)第2条第1項、第7条 ^{*2} ○第162回国会における内閣総理大臣施政方針演説(平成17年1月21日) ^{*3}					

測定指標		平成25年度目標				達成
1 訟務組織における人的・物的体制の充実強化		各種研修・打合せ会等を通じて、訟務担当者の能力向上を図る。また、事務合理化機器の積極的利用により、事務処理の効率化を図る。				おおむね達成
施策の進捗状況（実績）						
平成25年度に開催した研修の実施回数、開催日数及び参加人数のいずれも前年度を上回っている。打合せ会等は、実施回数、延べ日数については前年度を上回っているが、参加人数については前年度をわずかに下回っている。 事務合理化機器であるテレビ会議装置の利用実績は、平成24年度の利用回数・延べ利用時間数を大幅に上回っている。						
参考指標		実績値				
		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度

1 研修	実施回数（回）	87	101	102	112	132
	延べ日数（日）	164	188	184	217	255
	参加人数（人）	1,746	1,796	2,508	2,624	2,834
2 打合せ会等	実施回数（回）	111	112	112	99	123
	延べ日数（日）	159	145	138	122	153
	参加人数（人）	3,677	3,901	3,115	3,879	3,796
3 テレビ会議装置	利用回数（回）	78	206	456	459	637
	延べ利用時間（時間）	92	333	889	825	1,177
	導入庁数（庁）※	9	15	15	15	25

※年度末までに導入されている庁を示しており、初年度である平成21年度は11月から利用を開始（9庁）、平成22年度増設分は9月から利用を開始（6庁）、平成25年度増設分（10庁）は10月から利用を開始している。

測定指標		平成25年度目標				達成
2 法律意見照会制度 ⁷⁴ の積極的利用の促進		法律意見照会制度について、関係行政機関に対して周知活動を行い、その積極的な利用促進を図る。				おおむね達成
施策の進捗状況（実績）						
周知活動として、行政機関等に出向くなどして法律意見照会制度の説明を457回行い、積極的な利用促進を図った。なお、法律意見照会の事件数は前年度よりわずかに減少し、2,150件であった。						
参考指標		実績値				
		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
1 法律意見照会事件数（件）		1,565	2,008	2,095	2,178	2,150
2 行政機関等に対する法律意見照会制度の周知状況	打合せ会等での説明（回）	68	76	82	77	79
	出向いての説明（回）	206	245	223	291	378
	合 計	274	321	305	368	457

目標達成度合いの測定結果	（各行政機関共通区分） 相当程度進展あり
	（判断根拠）

評価結果		測定指標 1, 2 は、各達成すべき目標に照らし、全て主要なものであると考えている。 測定指標 1, 2 は、いずれも目標をおおむね達成することができたことから、本施策は「相当程度進展あり」と判断した。
	施策の分析	
	(測定指標の目標達成度の補足) 【測定指標 1】 訟務担当者の能力向上を目的とする研修及び訴訟対応方針の検討や訴訟担当者間での協議・情報交換を行い、その結果を訴訟の処理に反映させることを目的とする打合せ会等を継続的に実施した。その結果、各参考指標に係る実績値は、打合せ会等の参加人数を除き、昨年度よりも増加しており、特に研修については実施回数、延べ日数、参加人数のいずれも増加しており、研修の充実化を図ったといえる。 なお、新たに訟務担当となった者向けの研修においてアンケートを実施した結果、回答者158名のうち155名（約98.1パーセント）から、当該研修は有意義であったとの回答を得ていることから、訟務担当者の能力向上が図られたといえる。 また、事務処理の効率化を目的とする事務合理化機器の積極的利用を推進し、平成25年度には、10 地方法務局へテレビ会議装置の導入を拡大したことから、平成25年度と同装置の利用回数は大幅に増加している。同装置の利用により、訟務担当者間において、打合せのための出張をすることなく、遠隔地における複数の部署をつないだ会議や必要に応じた迅速な意見交換を行うことにより、事務処理の効率化を図った。 以上のような取組を行った結果、各種研修・打合せ会等を通じて、訟務担当者の能力向上を図ること及び事務合理化機器の積極的利用により、事務処理の効率化を図るという目標はおおむね達成できたといえる。 【測定指標 2】 法律意見照会制度について、関係行政機関に対して継続的に周知活動を行った結果、平成25年度の行政機関等に対する説明回数は、前年度よりも89回増加した。 また、平成25年度の法律意見照会の事件数は、2,150件であり、前年度に比べ28件の減少となっているが、継続的な法律意見照会制度の周知によって、積極的な利用促進を図ったといえる。加えて、法律意見照会に対する行政機関の認知度が向上し、今まで以上に他の行政機関との連携が緊密となったものと考えられる。 以上のような取組を行った結果、法律意見照会制度について、関係行政機関に対して周知活動を行い、その積極的な利用促進を図るという目標はおおむね達成できたといえる。 (達成手段の有効性、効率性等) 【測定指標 1, 2 関係】 達成手段①「訟務事件の適正処理」においては、前記のような各取組に加え、法務省、法務局及び地方法務局において、国の主張例、重要判例及びその解説、現在及び過去の事件の経過情報など、準備書面の作成に当たり参考となる情報を登載したデータベースや法律文献を整備するなど執務環境を整え、さらに、法律意見照会制度における回答事例集などの訟務資料を作成するなどして、大型化・複雑困難化している国の利害に関係のある訴訟について、国の立場から適正かつ効率的な主張立証活動を行っている。また、国の主張が国民に正しく理解されるよう、主な訴訟における国の主張の概要、最近の主な判決の結果を法務省ホームページに掲載し、広く一般に情報を発信しているところである^{*5}。加えて、法律意見照会制度の活用が以前より増加したことにより、国を当事者とする紛争が訴訟提起前に解決される可能性が高まったほか、訴訟が提起された場合における訴訟の処理の適正・迅速化に資するものとなっている。 その結果、国を当事者とする訴訟は、事件自体が近時一層複雑・困難化しているものの、地方裁判	

	所において言渡しがされた第1審判決のうち審理期間が2年以内であったものの割合は、ここ数年継続して80パーセントを超えており、平成25年度は約87パーセントとなっている。 以上のことから、同達成手段によって、国の訴訟対応がより迅速に行われたことが一定の効果を上げ、有効に寄与したものとする。
	次期目標等への反映の方向性
	【施策】 本施策について達成すべき最終目標は、訴訟当事者として国の利害に関係のある訴訟を適正・迅速に処理することである。この点、具体的な訟務事件の処理において、法と証拠に基づく適正な主張立証に努めることが訟務組織に期待されている。また、裁判の迅速化に関する法律により、国を当事者とする訴訟についても、その第1審手続をなるべく2年以内の期間に終結させるという努力義務が裁判所と当事者に課されており、国も当事者としてこの責務を全うする必要がある。 以上のことから、本施策については、現在の目標を維持し、引き続き各取組を推進していくこととする。 【測定指標1, 2】 引き続き、訟務担当者の育成と人的・物的資源の充実強化等の体制整備及び各行政機関等との協力関係の一層の充実強化を図ることとする。また、法律意見照会制度の積極的運用及び同制度の利用促進のための周知活動を引き続き実施することとする。

学識経験を有する者の知見の活用	1 実施時期 平成26年7月11日 2 実施方法 会議 3 意見及び反映内容の概要 なし
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	○評価の過程で使用したデータや文献等 ・「研修、打合せ会の開催に関する調査」（大臣官房訟務企画課、平成26年4月作成、対象期間：平成21年4月1日～平成26年3月31日） ・「テレビ会議システム使用実績調査」（大臣官房訟務企画課、平成26年4月作成、対象期間：平成21年4月1日～平成26年3月31日） ・「行政機関に対する法律意見照会制度の周知状況に関する調査」（大臣官房訟務企画課、平成26年4月作成、対象期間：平成21年4月1日～平成26年3月31日） ・「法律意見照会事件数に関する調査」（大臣官房訟務企画課、平成26年4月作成、対象期間：平成25年4月1日～平成26年3月31日） ・「審理期間が2年以内であったものの率及び判決数に関する調査」（大臣官房訟務企画課、平成26年4月作成、対象期間：平成25年4月1日～平成26年3月31日）
---------------------------	---

備考	【行政事業レビュー点検結果の平成27年度予算概算要求への反映内容】 訟務事務を遂行するために必要な判例集、法律図書等について、インターネット検索サービスの利用を促進し、図書購入に係る経費の削減を図った。 また、旅費業務に関する運用マニュアルの適切な運用、テレビ会議システムの拡充により、旅費の削減を図った。
----	--

--	--	--	--

担当部局名	法務省大臣官房訟務企画課	政策評価実施時期	平成26年 8 月
-------	--------------	----------	-----------

*1 「法務省設置法（平成11年法律第93号）」

（所掌事務）

第4条 法務省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

三十一 国の利害に関係のある争訟に関すること。

*2 「裁判の迅速化に関する法律（平成15年法律第107号）」

（裁判の迅速化）

第2条 裁判の迅速化は、第一審の訴訟手続については二年以内のできるだけ短い期間内にこれを終局させ、その他の裁判所における手続についてもそれぞれの手続に応じてできるだけ短い期間内にこれを終局させることを目標として、充実した手続を実施すること並びにこれを支える制度及び体制の整備を図ることにより行われるものとする。

（当事者等の責務）

第7条 当事者、代理人、弁護士その他の裁判所における手続において手続上の行為を行う者（次項において「当事者等」という。）は、可能な限り裁判の迅速化に係る第二条第一項の目標が実現できるよう、手続上の権利は、誠実にこれを行使しなければならない。

2 前項の規定は、当事者等の正当な権利の行使を妨げるものと解してはならない。

*3 「第162回国会における内閣総理大臣施政方針演説（平成17年1月21日）」

国民に身近で頼りがいのある司法を実現するため、裁判の迅速化や刑事裁判に国民が参加する裁判員制度の導入など、我が国の司法制度の在り方を半世紀ぶりに改めました。今後は、制度の着実な実施を図ってまいります。

*4 「法律意見照会制度」

大臣官房訟務部門、法務局訟務部及び地方法務局訟務部門において、各行政機関が現に有している又は将来予想される紛争に関する法律問題について、当該行政機関からの照会に応じて法律的見解を述べたり、助言などを行う制度。紛争を未然に防ぐ予防司法的役割をも果たすほか、訴訟のより適正・迅速な処理に寄与することができるものである。

*5 係属している主な訴訟の概要及び国の主張並びに主な判決については、法務省ホームページ「国に関する訴訟情報」中の「係属中の主な訴訟の概要」（http://www.moj.go.jp/shoumu/shoumukouhou/shoumu01_00024.html）及び「最近の主な判決一覧」（http://www.moj.go.jp/shoumu/shoumukouhou/shoumu01_00023.html）において掲載している。

政策評価調書（個別票１）

【政策ごとの予算額等】

政策名		出入国の公正な管理				
評価方式		実績	政策目標の達成度合い	目標達成	番号	19
		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度概算要求額
予算 の 状 況	当 初 予 算 （ 千 円 ）	23,470,867	20,774,194	18,729,600	19,659,780	22,248,175
	補 正 予 算 （ 千 円 ）	1,248,151	263,625	1,355,553		
	繰 越 し 等 （ 千 円 ）	△ 308,972	346,264	42,683		
	計（千円）	24,410,046	21,384,083	20,127,836		
執行額（千円）		23,083,198	20,489,689	19,308,942		
政策評価結果の概算要求 への反映状況		システム関係経費等について、執行実績の反映などの見直しにより縮減可能な経費は減額要求を行うこととし、円滑な出入国審査の実施、不法滞在者対策等の出入国の公正な管理に必要な経費を引き続き要求した。				

政策評価調書（個別票2）

【政策に含まれる事項の整理】

政策名	出入国の公正な管理						番号	19	(千円)		
	予 算 科 目						予算額		政策評価結果の反映による見直し額（削減額）合計		
	整理番号		会計	組織／勘定	項	事項	26年度 当初予算額	27年度 概算要求額			
対応表において●となっているもの	●	1	一般	法務本省	出入国管理企画調整推進費	出入国管理の企画調整及び推進に必要な経費	1,085,250	1,378,898			
	●	2	一般	地方入国管理官署	出入国管理業務費	出入国管理業務に必要な経費	18,574,530	20,869,277	△ 348,961		
	●	3									
	●	4									
	小計						19,659,780 の内数	22,248,175 の内数	△ 348,961		
対応表において◆となっているもの	◆	1									
	◆	2									
	◆	3									
	◆	4									
	小計						の内数	の内数			
対応表において○となっているもの	○	1					< >	< >			
	○	2					< >	< >			
	○	3					< >	< >			
	○	4					< >	< >			
	小計						の内数	の内数			
対応表において◇となっているもの	◇	1					< >	< >			
	◇	2					< >	< >			
	◇	3					< >	< >			
	◇	4					< >	< >			
	小計						の内数	の内数			
合計							19,659,780 の内数	22,248,175 の内数	△ 348,961		

政策評価調書（個別票3）

【見直しの内訳・具体的な反映内容】

政策名	出入国の公正な管理					番号	19	(千円)
事務事業名	整理番号		予算額			政策評価結果の反映による見直し額(削減額)	政策評価結果の概算要求への反映内容	
			26年度 当初 予算額	27年度 概算要求額	増減			
円滑な出入国管理の実施	●	2	18,574,530	20,869,277	2,294,747	△ 348,961	システムの運用支援業務委託費、借料、通信専用料等について、執行実績を反映させるなどの見直しを行うこととし、それに伴い縮減可能な経費の減額要求を行った。	
合計						△ 348,961		

平成25年度政策評価書要旨

(法務省25－(18))

施策名	出入国の公正な管理 (政策体系上の位置付け：Ⅴ－12－(1)) (評価書227頁)					
施策の概要	我が国の国際交流の推進及び観光立国実現のため、円滑な出入国審査の実施を推進するとともに、安全・安心な社会の実現のため、不法滞在者等 ^{*1} 対策を推進する。					
達成すべき目標	・円滑な出入国審査の実施を推進するため、自動化ゲート ^{*2} の利用者登録数の増加及び自動化ゲート利用率の向上を図る。 ・中長期在留者の在留状況について、正確かつ最新の情報を継続的に把握するための事実の調査 ^{*3} を積極的に実施し、これにより偽装滞在が疑われる者については在留資格取消制度を積極的に適用するなど、不法滞在者等への対策を推進する。					
施策の予算額・執行額等	区分		23年度	24年度	25年度	26年度
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	11,665,993	9,051,375	7,332,084	19,659,780
		補正予算(b)	727,245	△130,241	△16,428	－
		繰越し等(c)	△308,972	346,264	89,104	
		合計(a+b+c)	12,084,266	9,267,398	7,404,760	
	執行額(千円)		11,118,463	8,522,290	6,961,311	
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	○出入国管理及び難民認定法(昭和26年10月4日政令第319号) ^{*4} ○観光立国実現に向けたアクション・プログラム(平成25年6月11日観光立国推進閣僚会議) ^{*5} ○「世界一安全な日本」創造戦略(平成25年12月10日閣議決定) ^{*6}					

測定指標	平成25年度目標値						達成
1 自動化ゲート利用者登録数(件)	対前年増						達成
	基準値	実績値					
	24年	21年	22年	23年	24年	25年	
	69,043	36,632	78,195	62,030	69,043	88,671	

測定指標	平成25年度目標値						達成
2 自動化ゲート利用率(%)	前年より0.5パーセント増(3.4%)						達成
	基準値	実績値					

	24年	21年	22年	23年	24年	25年
	2.9	1.4	2.2	2.5	2.9	3.8
参考指標	実績値					
	21年	21年	22年	24年	25年	
1 自動化ゲート通過者数（人）	302,061	675,821	847,348	1,037,352	1,322,434	
2 4大空港（成田、羽田、中部、関西）における出入国者数総数（日本人出帰国者数及び外国人の再入国による出入国者数）（人）	21,814,593	30,926,224	33,452,267	35,784,458	34,416,567	

測定指標	平成25年度目標値						達成
3 事実の調査実施件数（件）	対前年増						達成
	基準値	実績値					
	24年	21年	22年	23年	24年	25年	
	544	—	—	—	544（注）	2,631	
参考指標	実績値						
	21年	22年	23年	24年	25年		
1 中長期在留者数（人） ※21年から23年については、旧制度（外国人登録法）における外国人登録者数のうち、中長期在留者に該当する者の数の推定値である。	1,706,720	1,682,902	1,653,378	1,652,292	1,693,224		

（注）平成24年は新しい在留管理制度が施行された7月以降の数値である。
 なお、平成25年7月1日以降の数値は1,221件である。

測定指標	平成25年度目標値						達成
4 在留資格取消件数（件）	対前年増						達成
	基準値	実績値					
	24年	21年	22年	23年	24年	25年	
	238	157	246	307	238	269	
参考指標	実績値						
	21年	22年	23年	24年	25年		

1 不法残留者数（人）	113,072	91,778	78,448	67,065	62,009
-------------	---------	--------	--------	--------	--------

評価結果	目標達成度合い の測定結果	（各行政機関共通区分） 目標達成
		（判断根拠） 測定指標 1, 2, 3, 4 のうち, 1, 2, 4 は各達成すべき目標に照らし, 主要なものであると考えている。 測定指標はいずれも目標を達成することができたことから, 本施策は「目標達成」と判断した。
	施策の分析	
	（達成手段の有効性, 効率性等） 【測定指標 1, 2 関係】 達成手段③「出入国管理業務の実施」において, 本邦に上陸する外国人への上陸審査や帰国する日本人の確認を適正に行うとともに, 達成手段⑦「出入国審査システム⁷⁾の維持・管理」において, 出入国審査の記録等の情報をコンピュータ化して電磁的に保管・管理しているところ, 達成手段⑥「バイオメトリクスシステム⁸⁾の維持・管理」において運用する自動化ゲートにより, 事前に利用希望者登録した日本人及び一定の要件を満たす在留外国人が, 一般のブースで入国審査官の対面審査を受けることなく出入（帰）国することを可能にし, 円滑な出入国審査を実施している。 また, 達成手段①「出入国管理業務の政策の企画・立案」において, 有識者協議会等で意見を聴取し, 出入国管理政策に反映させることで得られた提言⁹⁾も踏まえ, 利用者登録増加のための広報活動を展開している。さらに, 民間企業等に職員が出張して登録を受け付けるなど, 自動化ゲート利用希望者への行政サービスの向上に努めている。 これらの取組の結果, 自動化ゲート利用登録者数及び自動化ゲート利用率は前年を大きく上回ったことから, 円滑な出入国審査の実施を推進するという目標の達成に有効に寄与したと評価できる。 【測定指標 3, 4 関係】 達成手段①「出入国管理業務の政策の企画・立案」の一環として, 事実の調査の実施方法を定めた要領を作成し, 地方局等に通達し, 担当職員が事実の調査をより円滑かつ適正に行うことができるようにした。さらに, 平成25年度に, 事実の調査を行う体制を整備するために, 東京入国管理局に事実の調査専従の部署である調査第四部門を新設し, 入国警備官 6 人を増員した。また, 達成手段②「中長期在留者住居地届出等事務の委託」の適正な運用により, 在留外国人の在留状況を迅速かつ的確に把握し, 偽装滞在者対策としての在留資格取消業務に活用している。 これらの取組の結果, 事実の調査実施件数は前年同期（7 月～12 月）に比べ約 2.2 倍に増加した。そして, 事実の調査を数多く実施することにより, 前年に比べより多くの偽装滞在者を発見することができ, 在留資格取消件数も前年を 30 件以上上回った。これらのことから, 上記の達成手段は目標の達成に有効に寄与したと評価できる。	
	次期目標等への反映の方向性	
	【施策】 我が国の国際交流の推進及び観光立国実現のため, 現在の目標を維持し, 引き続き, 各取組を推進していく。 【測定指標 1, 2】 引き続き, 民間企業等に職員が出張して登録を受け付けるなど自動化ゲート利用希望者への行政サービスの向上に努め, 利用登録者を増やしていく。また, 有識者会議から広報・周知活動の充実や,	

自動化ゲートの増設等の提言があったことを踏まえ、広報・周知活動により一層取り組むとともに、各空港における自動化ゲートの増設等についても検討していく。 【測定指標 3, 4】 引き続き、事実の調査を数多く実施するとともに、在留管理に必要な情報の迅速かつ正確な把握に努める。さらに、事実の調査の結果、偽装滞在が疑われる者については、在留資格取消制度を積極的に適用していく。			
学識経験を有する者の知見の活用	1 実施時期 平成26年 7 月11日 2 実施方法 会議 3 意見及び反映内容の概要 なし		
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	○評価の過程で使用したデータや文献等 ・「自動化ゲート利用者登録数の推移」 (入国管理局出入国管理情報官, 対象期間: 平成21年 1 月 1 日～平成25年12月31日) ・「自動化ゲート利用率の推移」 (入国管理局出入国管理情報官, 対象期間: 平成21年 1 月 1 日～平成25年12月31日) ・「事実の調査実施件数の推移」 (入国管理局入国在留課在留管理業務室, 対象期間: 平成24年 7 月 1 日～平成25年12月31日) ・「在留資格取消し件数の推移」 (入国管理局入国在留課, 対象期間: 平成21年 1 月 1 日～平成25年12月31日) ・「訪日外国人 2 5 0 0 万人時代の出入国管理行政の在り方に関する検討結果 (報告)」 (第 6 次出入国管理政策懇談会, 平成25年 5 月20日)		
備考	【行政事業レビュー点検結果の平成27年度予算概算要求への反映内容】 通信専用料等に関して、執行実績を反映させ見直しを行うほか、運用支援業務に関して、実際の稼働状況に見合った業務内容への見直しを行う等、経費の節減を図った。		
担当部局名	入国管理局総務課企画室	政策評価実施時期	平成26年 8 月

*1 「不法滞在者等」

不法残留者（正規の手続を経て在留資格を取得後、許可された在留期間を超えて不法に滞在する者）や不法入国者（密航等により入国した者など正規の上陸手続を経ずに我が国に滞在する者）等の不法滞在者に加えて、偽装結婚、偽装留学、偽装就労など、偽変造文書や虚偽文書を行使するなどして身分・活動目的を偽り、あたかも在留資格のいずれかに該当するかのごとく偽装して在留許可を受けた正規在留者を装い、実際には不法に就労等するいわゆる偽装滞在者も含む。

*2 「自動化ゲート」

自動化ゲートとは、あらかじめ入国管理局に指紋等の個人識別情報（バイオメトリクス）を提供して利用者登録を行った日本人及び一定の要件（「短期滞在」）の在留資格で日本に在留する外国人でない等に該当する外国人が、出入（帰）国時に、自分で旅券や指紋を機械に読み取らせることで、機械が旅券と指

紋を照合して本人確認を行い、自動的に出入国手続を行うことができるシステムのことである。平成19年11月に成田空港に設置され、続いて平成21年9月に中部空港及び関西空港、平成22年10月には羽田空港に設置されている。

*3 「事実の調査」

中長期在留者に関する情報を継続的に把握するために法改正で導入された事実の調査は、中長期在留者が届け出ることとされている①住居地（入管法第19条の7～9）、②氏名、生年月日、性別、国籍・地域（同法第19条の10）、③所属機関等に関する事項（同法第19条の16）が調査の対象となる。また、所属機関が届け出るよう努めることとされている中長期在留者の「受入れ状況」（同法第19条の17）も調査の対象となる。なお、入管法第59条の2に規定する事実の調査は、在留期間更新許可申請等の許可に関する処分及び在留資格の取消しに関する処分等を行うために必要がある場合に行う調査であり、また入管法第61条の2の14に規定する事実の調査は、難民の認定に関する処分及び難民の認定の取消しに関する処分等を行うために必要がある場合に行う調査である。

*4 「出入国管理及び難民認定法（昭和26年10月4日政令第319号）」

第9条4 入国審査官は、次の各号のいずれにも該当する外国人が第7条第1項に規定する上陸のための条件に適合していると認定したときは、氏名、上陸年月日、上陸する出入国港その他の法務省令で定める事項を上陸許可の証印に代わる記録のために用いられるファイルであつて法務省令で定める電子計算機に備えられたものに記録することができる。この場合においては、第1項の規定にかかわらず、同項の証印をすることを要しない。

- 一 第7項の規定による登録を受けた者であること。
- 二 上陸の申請に際して、法務省令で定めるところにより、電磁的方式によつて個人識別情報を提供していること。

7 法務大臣は、本邦に在留する外国人で本邦に再び上陸する意図をもつて出国しようとするものが、次の各号（特別永住者にあつては、第3号を除く。）のいずれにも該当し、かつ、その上陸しようとする出入国港において第4項の規定による記録を受けることを希望するときは、法務省令で定めるところにより、その旨の登録をすることができる。

- 一 第26条第1項の規定により再入国の許可を受けている者又は第61条の2の12第1項の規定により交付を受けた難民旅行証明書を所持している者であること。
- 二 法務省令で定めるところにより、電磁的方式によつて個人識別情報を提供していること。
- 三 当該登録の時ににおいて、第5条第1項各号のいずれにも該当しないこと。

第19条の19 法務大臣は、中長期在留者に関する情報の継続的な把握のため必要があるときは、この款の規定により届け出ることとされている事項について、その職員に事実の調査をさせることができる。

2 入国審査官又は入国警備官は、前項の調査のため必要があるときは、関係人に対し、出頭を求め、質問をし、又は文書の提示を求めることができる。

3 法務大臣、入国審査官又は入国警備官は、第1項の調査について、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

第59条の2 法務大臣は、第7条の2第1項の規定による証明書の交付又は第12条第1項、第19条第2項、第20条第3項本文（第22条の2第3項（第22条の3において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第21条第3項、第22条第2項（第22条の2第4項（第22条の3において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第50条第1項若しくは第61条の2の11の規定による許可若しくは第22条の4第1項の規定による在留資格の取消しに関する処分を行うため必要がある場合には、入国審査官に事実の調査をさせることができる。

2 入国審査官は、前項の調査のため必要があるときは、外国人その他の関係人に対し出頭を求め、質問をし、又は文書の提示を求めることができる。

3 法務大臣又は入国審査官は、第1項の調査について、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

*5 「観光立国実現に向けたアクション・プログラム（平成25年6月11日観光立国推進閣僚会議）」

3. 外国人旅行者の受入の改善 <出入国手続の改善> (1) 出入国手続の迅速化・円滑化

○空港での出入国手続の迅速化を図るため、自動化ゲートの利用を促進するとともに、審査場の混雑

状況に応じて、日本人用審査ブースと外国人用審査ブースを機動的に運用する。

○新規来日外国人の出入国審査の迅速化を図るため、国際連携によることも含め、出入国管理上のリスクが低い者を「信頼できる渡航者」として特定し、それらの者を自動化ゲートの対象とする等の新たな枠組みを構築することについて検討する。

*6 「「世界一安全な日本」創造戦略（平成25年12月10日閣議決定）」

・Ⅱ－３－（６）安心して外国人と共生できる社会の実現に向けた不法滞在対策

これまでの水際対策や摘発強化の推進等により、不法残留者は大幅に減少したが、平成25年1月1日現在においても、なお、約6万2千人が存在している。また、近年は、偽変造文書や虚偽文書を行犯すること等により、身分や活動目的を偽って在留許可を得ている偽装滞在者が増加していることが、治安対策上懸念されている。

そこで、平成24年7月から実施している新しい在留管理制度により得られる在留外国人に係る情報等を的確に分析し、不法滞在者・偽装滞在者の実態を解明し、効率的な摘発や在留資格取消手続等の推進を図ることが必要である。

・Ⅲ－５－（３）－①新しい在留管理制度の適正な運用等による外国人との共生社会実現への寄与

偽装滞在者を縮減し、外国人と共生できる安全・安心な地域社会の実現に寄与するため、新しい在留管理制度による情報収集・分析に加え、入管法に規定された「事実の調査」を積極的に実施し、偽装滞在の実態解明等に努め、在留資格取消手続等を的確に実施する。

*7 「出入国審査システム」

出入国審査等における申請内容、審査記録及び処分結果等に関する情報の保管・管理をコンピュータ化することにより正確かつ迅速に処理し、円滑・適正な出入国管理行政の運営を確保するシステムのこと。

*8 「バイオメトリクスシステム」

外国人個人識別情報システム（上陸審査時に外国人本人から提供を受けた指紋及び顔写真からなる個人識別情報を、当局が保有する要注意人物リストと照合するシステム）と自動化ゲートを合わせたシステムのこと。

*9 「有識者からの提言」

平成25年5月に法務大臣の私的懇談会である第6次出入国管理政策懇談会から「訪日外国人2500万人時代の出入国管理行政の在り方に関する検討結果（報告）」が提出された。当該報告書では、広報・周知活動の充実や、自動化ゲートの増設等の自動化ゲートの利用促進のための提言があり、入国管理局としてもこれらの提言を踏まえ、広報・周知活動により一層取り組むとともに、自動化ゲートの増設等についても対応を検討しているところである。

第6次出入国管理政策懇談会及び「訪日外国人2500万人時代の出入国管理行政の在り方に関する検討結果（報告）」の詳細な内容については法務省のホームページ（http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyukan_nyukan41.html）を参照。

平成25年度政策評価書要旨

評価実施時期：平成26年 8 月

担当部局名：入国管理局総務課企画室

事業名	出入国管理業務の業務・システムの最適化 (評価書280頁)			政策体系上の位置付け V－12－(1)		
事業の概要	出入国審査，在留審査及び退去強制等に関する外国人出入国管理システムを始めとした各種システムについて，いわゆるレガシーシステムからオープンシステムに刷新し，平成25年度におけるシステムの運用経費全体の増加額を抑制する。					
予算額	平成25年度予算額：12,723,076千円		評価方式	実績評価方式		
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	【評価結果の概要】 ITを最大限活用した業務・システムの導入により利用者の利便性の向上や負担の軽減を図るとともに，より一層の業務の効率化・合理化を実現することは出入国管理行政上の急務であり，必要性が認められた。 本事業は，「出入国管理業務の業務・システム最適化計画」に基づき，平成18年度より，バイオメトリクスシステム，次世代出入国審査システム，在留カード等発行システム，電子届出システム等の運用を順次開始し，平成25年度まで計画どおり進んだ。 オープンな設計思想の採用やサーバ等の統合による効率化の結果，想定された増加額を下回るシステム運用経費となったことから，本事業には効率性が認められる。また，既存システムを含めたシステム全体の運用経費を抑制することができ，結果的に新たなシステムを導入した後も，システム運用経費全体の増加を抑制するどころか，むしろ削減することに成功したことから，手段としての妥当性は明白といえる。所期の目標は達成されており，事業効果も着実に発揮されていると評価できる。 (評価結果の今後の政策への反映の方向性等) システムの最適化を計画どおり進めることができた。今後も引き続き効率的なシステム運用を推進する。 【達成すべき目標，測定指標，目標期間，測定結果等】					
	達成目標					
	出入国管理に関する業務及びシステムを効率化の観点で見直しを行い，システム運用経費の削減を図る。(平成18年度から平成25年度までの目標)(成果重視事業)					
	指標	いわゆるレガシーシステムからオープンシステムへの刷新に伴うシステム運用経費全体の抑制効果	目標値等	オープンシステム・汎用ソフトウェアの導入等レガシー刷新のためのシステム再構築を通じて，現行システムと同等の機能の次世代システムの運用経費を年間38.2億円削減し，個人識別情報システム等の導入後の平成25年度におけるシステム運用経費全体の増加を年間30.6億円に抑制する。	測定結果	A (平成25年度におけるシステム運用経費を30億円削減)
施策に係る内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）			
	犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008	平成20年12月22日	第3－2－① 新たな在留管理制度の創設			
	新成長戦略	平成22年6月18日	第3章－（4） 観光立国・地域活性化戦略			

政策評価調書（個別票１）

【政策ごとの予算額等】

政策名		法務行政における国際協力の推進				
評価方式		実績	政策目標の達成度合い	目標達成	番号	20
		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度概算要求額
予算 の 状 況	当 初 予 算 （ 千 円 ）	133,259	161,084	157,458	204,614	300,701
	補 正 予 算 （ 千 円 ）	0	0	0		
	繰 越 し 等 （ 千 円 ）	951	0	0		
	計（千円）	134,210	161,084	157,458		
執行額（千円）		124,357	144,136	147,916		
政策評価結果の概算要求 への反映状況		いずれの指標についても目標値を達成し、所期の目標を達成できたという結果を踏まえ、刑事司法運営の改善、国際協力の推進及び法制度整備支援活動のための経費等を平成27年度概算要求に計上することとした。 ・法制度整備支援事業実施 要求額 109,365千円（26年度予算額85,393千円） ・法制度整備支援基盤整備 要求額 92,540千円（26年度予算額35,678千円） ・第13回国連犯罪防止刑事司法会議出席及び同会議のフォローアップ専門家会議開催経費 要求額 21,213千円 ・国際研修等実施 要求額 50,517千円（26年度予算額54,348千円） ・グッドガバナンス地域セミナー充実化 要求額 13,560千円（26年度予算額11,521千円） ・ミャンマー矯正研修実施経費 要求額 4,042千円 ・社会内処遇制度に関する基盤整備経費 要求額 9,464千円				

政策評価調書（個別票2）

【政策に含まれる事項の整理】

政策名	法務行政における国際協力の推進						番号	20	(千円)		
	予 算 科 目						予算額		政策評価結果の反映による見直し額（削減額）合計		
	整理番号	会計	組織／勘定	項	事項		26年度 当初予算額	27年度 概算要求額			
対応表において●となっているもの	●	1	一般	法務総合研究所	国際協力推進費	国際協力に必要な経費	204, 614	300, 701			
	●	2									
	●	3									
	●	4									
	小計						204, 614 の内数	300, 701 の内数			
対応表において◆となっているもの	◆	1									
	◆	2									
		3									
	◆	4									
	小計						の内数	の内数			
対応表において○となっているもの	○	1					< >	< >			
	○	2					< >	< >			
	○	3					< >	< >			
	○	4					< >	< >			
	小計						の内数	の内数			
対応表において◇となっているもの	◇	1					< >	< >			
	◇	2					< >	< >			
	◇	3					< >	< >			
	◇	4					< >	< >			
							の内数	の内数			
合計							204, 614 の内数	300, 701 の内数			

平成25年度政策評価書要旨

(法務省25－(19))

施策名	法務行政における国際協力の推進 (政策体系上の位置付け：Ⅵ－13－(2)) (評価書233頁)					
施策の概要	国際連合と協力して行う研修や法制度整備支援等を通じて、支援対象国であるアジア等の開発途上国に、「法の支配」と良い統治（グッド・ガバナンス）を確立させ、その発展に寄与するとともに、我が国の国際社会における地位の向上等に資するため、法務省が所掌事務に関連して有する知見等を他国に提供するなどの国際協力を推進する。					
達成すべき目標	・ 国連アジア極東犯罪防止研修所を通じて充実した国際研修を実施し、刑事司法実務家の能力向上及び人材育成等を図る。 ・ 法制度整備支援に関する国際研修、諸外国の法制等に関する調査研究及び専門家派遣並びに国際専門家会議開催を通じて、支援対象国における立法技術向上及び法曹人材育成強化を図る。					
施策の予算額・執行額等	区分		23年度	24年度	25年度	26年度
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	133,259	161,084	157,458	204,614
		補正予算(b)	0	0	0	－
		繰越し等(c)	951	0	0	
		合計(a+b+c)	134,210	161,084	157,458	
	執行額(千円)		124,357	144,136	147,916	
施策に係る内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	○G8司法・内務大臣会議総括宣言（平成20年6月11日～13日東京会議） ^{*1} ○キャパシティ・ビルディング支援に関するG8司法・内務閣僚宣言（平成20年6月11日～13日東京会議） ^{*2} ○法制度整備支援に関する基本方針(平成25年5月改訂) ^{*3} ○日本再興戦略（平成25年6月14日閣議決定） ^{*4} ○経済財政運営と改革の基本方針（平成25年6月14日閣議決定） ^{*5}					

測定指標	平成25年度目標	達成
1 国連アジア極東犯罪防止研修所を通じた国際研修の実施状況	国連アジア極東犯罪防止研修所を通じて充実した国際研修を実施し、研修参加者の能力向上及び人材育成等に貢献する。	達成
施策の進捗状況（実績）		
日本を含む35か国から、118名の刑事司法実務家を招へいし、計7回の国際研修・セミナー等を実施した。 特に東南アジア諸国にフォーカスしたものとしては、東南アジア8か国から刑事司法・汚職対策分野の実務家を招へいし、東南アジア諸国のためのグッド・ガバナンスに関する地域セミナーを開催し、議長総括を行った。		

なお、国際会議には、13の会議に15名が参加した。

参考指標	実績値				
	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
1 国際研修の実施件数（回）	9	9	8	7	7
2 国際研修への参加人数（人）	162	155	130	143	118
3 国際研修参加者の研修に対する満足度	添付省略				
4 国際会議への参加回数（回）	4	3	4	10	13
5 国際会議への参加人数（人）	8	9	6	11	15

測定指標	平成25年度目標	達成
2 支援対象国に対する法制度整備支援の実施状況	法制度整備支援に関する国際研修、諸外国の法制等に関する調査研究及び専門家派遣並びに国際専門家会議開催を通じて、支援対象国における立法技術向上及び法曹人材育成強化を図る。	達成

施策の進捗状況（実績）

支援対象国が行う法制度整備と人材育成に資する目的で、ベトナム、ミャンマー、インドネシア、ネパール等から、司法省職員、裁判官、検察官等の立法担当者や法律実務家を招へいし、各国のニーズに応じて法案の起草や法曹育成などをテーマとして研修を実施した。研修では、専門家による講義、研修参加者による発表、質疑応答、実務家との意見交換等を実施し、各国の法制の維持・整備及び運用に従事する者の知識の習得や経験の共有に貢献した。

参考指標	実績値				
	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
1 国際研修の実施件数(回)	12	11	9	13	9
2 国際研修への参加人数(人)	100	104	92	158	121
3 国際研修参加者の研修に対する満足度	添付省略				
4 法制度整備支援に関する諸外国への調査職員の派遣件数(回)	5	4	6	12	7
5 法制度整備支援に関する諸外国からの研究員の招へい人数(人)	13	16	20	18	25

6 法制度整備支援に関する専門家の派遣依頼件数 ※依頼件数、派遣件数には、同一専門家に対し、派遣期間の延長依頼があった件数を含む。	依頼件数(回)	9	13	13	15	27
	派遣件数(回)	9	13	13	15	26
7 法制度整備支援に関する専門家の派遣依頼人数 ※依頼人数、派遣人数は延べ人数である。	依頼人数(人)	11	15	15	18	30
	派遣人数(人)	11	16	15	18	29
8 国際専門家会議の開催回数(回)		1	1	1	1	1
9 国際専門家会議への参加人数(人)		109	111	129	125	155

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 目標達成
		(判断根拠) 測定指標 1, 2 は, 各達成すべき目標に照らし, 全て主要なものであると考えている。 測定指標 1, 2 については, いずれも目標を達成することができたことから, 本施策は「目標達成」と判断した。
	施策の分析	
	(測定指標の目標達成度の補足) 【測定指標 1】 国際研修・セミナー等への参加者の満足度は, アンケート調査結果によれば, 「非常に役立った。」, 「役立った。」又は「非常に有益であった。」, 「有益であった。」と回答した者の割合がいずれの質問項目においても85パーセントを超えており, 非常に有効であった。 東南アジア諸国のためのグッド・ガバナンスに関する地域セミナーでは, 議長総括を発表するとともに, 参加した東南アジア 8 か国の実務家と緊密な関係を構築することができた。 国際研修・セミナー等では日本を含む35か国から計118名の参加を得て活発な議論が行われたことにより, 各国の現状や問題点を効率的に把握できた。また, 国連アジア極東犯罪防止研修所の高い知名度を利用して, トップクラスの海外専門家を招へいして議論を行うなど, 質の高い内容の研修・セミナーを行い, 効率的にその効果を高めるよう図った。 また, 国際研修の講師として適切な専門家を招へいするため, 国際会議への参加を通じて得た最新の国際動向等の情報や, 刑事司法関係機関や専門家とのネットワークを活用しているところ, 国際会議への参加回数及び参加人数ともに前年度を上回り, 過去 5 年間で最多となっている。 以上のことから, 充実した国際研修を実施し, 研修参加者の能力向上及び人材育成等に貢献するという目標を達成したと評価できる。 【測定指標 2】 法制度整備支援の対象国と概要は, 「各国プロジェクト等紹介・成果」として法務省ホームページに掲載 ⁶ したとおりである。	

支援対象国の法制の維持・整備への支援のための研修や調査研究に際しては、相手国の立法・司法関係者と対話や協議を行い、他国や国際機関の支援との調整・協力にも留意して行った。

また、支援対象国の主体性・自主性を尊重し、相手国との信頼関係を構築しながら、相手国のニーズを踏まえた支援を行うため、現地に派遣されている長期派遣専門家による関係機関等からの情報収集やこれに基づく国際研修のテーマの選定、日本における学者等のサポート体制の構築や現地セミナーにおいて研修で得た最新の知見等のフィード・バックを実施するなど、様々な配慮をした。

さらに、ベトナム、ミャンマー、インドネシア、ネパール等の支援対象国のニーズに応える形で実施する国際研修の参加者や国際専門家会議の招へい研究員は、研修又は研究の成果が各国の法制の維持・整備及び人材育成に確実に反映される見込みのある各国の立法担当職員や裁判官、検察官、弁護士等の法曹関係者とした。

平成25年度の法制度整備支援に関する国際研修の実施件数及び参加人数並びに諸外国への調査職員の派遣件数は、参考指標2及び4のとおり前年度を下回っているものの、平成23年度以前の実績と比較した場合は同程度の件数、人数である。これは、専門家の派遣依頼件数及び派遣依頼人数の大幅な増加に示されているとおり、海外での現地セミナー等の開催が相当数に上ったことによるものである。

また、法制度整備支援に関する諸外国からの研究員の招へい人数及び国際専門家会議への参加人数は、参考指標5及び9のとおり過去5年間で最多となっている。

研修参加者の研修に対する満足度は、アンケート調査結果によれば、研修が「大変有意義であった。」及び「有意義であった。」と回答した割合は合わせて100パーセントであり、研修において「多くの知識を習得できた。」及び「習得できた。」と回答した割合は合わせて99.2パーセントであった。

以上のことから、支援対象国における立法技術向上及び法曹人材育成強化を図るという目標を達成したと評価できる。

(達成手段の有効性、効率性等)

【測定指標1関係】

達成手段①「国際連合に協力して行う国際協力の推進」において実施している、国連アジア極東犯罪防止研修所を通じた国際研修については、国連の重要施策や開発途上国のニーズを反映させた参加国及び主要課題の設定に努め、また、事前に同課題に係る情報収集及び研究を行うとともに、国際会議への参加を通じて得た最新の国際動向等の情報や、刑事司法関係機関や専門家とのネットワークを活用することで、適切な講師の人選を行った。

このような取組の下で実施した質の高い、充実した内容の研修は、刑事司法実務家の能力向上及び人材育成に有効に機能しており、アジア地域を中心とした諸国の刑事司法の健全な発展に寄与したといえる。

【測定指標2関係】

達成手段②「開発途上国に対する法制度整備支援の推進」において実施している国際研修、諸外国の法制等に関する調査研究及び専門家派遣並びに国際専門家会議開催については、支援対象国に対し、支援の効果が最大限となるよう、各国の実情及び個々のニーズに応じたテーマを選定するなどして継続的な支援を実施している。こうした取組は、法律や制度を支援対象国に根付かせるための妥当な手段であり、本達成手段は、支援対象国における立法技術向上及び法曹人材育成強化に有効に機能しており、支援対象国の基本法令の整備に役立つことができたとともに、「法の支配」と良い統治(グッド・ガバナンス)の確立にも寄与したといえる。

次期目標等への反映の方向性

【施策】

国際連合と協力して行う研修や法制度整備支援等を通じて、支援対象国であるアジア等の開発途上国に、「法の支配」と良い統治(グッド・ガバナンス)を確立させ、その発展に寄与するとともに、我が国の国際社会における地位の向上に資するため、現在の目標を維持し、引き続き法務省が所掌事務に関連して有する知見等を他国に提供するなどの国際協力を推進していく。

	【測定指標１】 国際連合と協力して行う研修については、国連との協定や「G 8 司法・内務大臣会議」の結果並びに刑事司法に関する我が国及び海外の動向も踏まえ、今後とも、本取組を継続実施していくこととする。 なお、同研修の在り方として、①国連の重要施策、②刑事政策に関する国際的動向・知見、③各国・地域・世界の刑事司法の実情、問題点、ニーズ、④我が国の重要施策、国益、刑事政策の動向、⑤法制度整備支援との連携の強化の視点を取り入れつつ、継続研修のテーマ及び内容を時宜に適した充実したものにするとともに、新規研修等についても積極的に開拓することとする。 また、刑事司法分野における国際協力推進の礎として、本施策を継続実施し、国際会議に積極的に参加し、最新情報の収集・共有及び人的ネットワークの拡充に努めることとする。 【測定指標２】 日本の法制度整備支援については、「法制度整備支援に関する基本方針」の下で戦略的に運用されているところ、近時、政府の経済政策においては日本企業の海外展開の促進が重要な要素として議論され、法制度整備支援は、そのための重要かつ有効なツールとして取り上げられている。 また、支援対象国の基本法令の整備や法曹等の人材育成が促進されることは、我が国の国際社会における地位向上にも貢献するものであり、今後も、支援対象国の主体性・自主性を尊重し、相手国との信頼関係を構築しながら、引き続き、相手国のニーズを踏まえた支援を行うこととする。 さらに、支援の効果が最大限となるよう、各国の実情及び個々のニーズに応じたテーマを選定するなど、効率的な支援を継続実施することとする。
--	---

学識経験を有する者の知見の活用	1 実施時期 平成26年 7 月11日 2 実施方法 会議 3 意見及び反映内容の概要 なし
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	○評価の過程で使用したアンケート調査等 研修参加者アンケート調査結果は、法務総合研究所国際連合研修協力部及び同所国際協力部において保管している。
---------------------------	--

備考	【行政事業レビュー点検結果の平成27年度予算概算要求への反映内容】 諸謝金について事業計画の見直しを図ることにより、経費を削減した。
----	--

担当部局名	法務総合研究所総務企画部	政策評価実施時期	平成26年 8 月
-------	--------------	----------	-----------

*1 「G 8 司法・内務大臣会議総括宣言（平成20年 6 月11日～13日東京会議）」

我々は、国際組織犯罪対策及び国際テロ対策について、各分野における G 8 各国の取組に焦点を当てるとともに、国際的な連携と協調を推し進めるための取組について議論した。また、より効果的な法制度及

び法執行能力を整備する上で、助力を必要とする国に対するキャパシティ・ビルディング支援の重要性についても議論した。〈中略〉我々は、適切な二国間、地域間又は多国間のチャネルを通じて、我々の権限の範囲内の支援を提供する努力を継続し、また、その質的向上を図る努力を継続することを改めて確認する。

*2 「キャパシティ・ビルディング支援に関するG8司法・内務閣僚宣言（平成20年6月11日～13日東京会議）」

司法制度、刑事及び関連法制並びにテロ行為を防止するための政策、手続及び体制を整備し、並びに法執行、検察、裁判、弁護及び矯正の能力を拡充するためのキャパシティ・ビルディング支援の死活的重要性に鑑み、我々はここに、適切な二国間、地域間又は多国間のチャネルを通じて、我々の権限の範囲内の支援を提供する努力を継続し、また、その質的向上を図る努力を継続することを約束する。

*3 「法制度整備支援に関する基本方針（平成25年5月改訂）」

世界各地の開発途上国に対し、立法支援や制度整備支援を行う法制度整備支援は、良い統治（グッド・ガバナンス）に基づく開発途上国の自助努力を支援するものであるとともに、我が国が将来にわたり、国際社会での名誉ある地位を保持していくための有効なツールであり、戦略的な支援を展開していく必要がある。したがって、政府開発援助（ODA）大綱、ODA 中期政策等に基づき、（1）自由・民主主義等普遍的価値観の共有による開発途上国への法の支配の定着、（2）持続的成長のための環境整備及びグローバルなルール遵守の確保、（3）我が国の経験・制度の共有、我が国との経済連携強化といった観点から、基本法及び経済法の分野において積極的な法制度整備支援を行うこととする。

なお、同基本方針は、平成21年4月の海外経済協力会議で策定されたものであるが、今回の改訂は、「我が国企業によるインフラ・システムの海外展開や、エネルギー・鉱物資源の海外権益確保を支援するとともに、我が国の海外経済協力（経協）に関する重要事項を議論し、戦略的かつ効率的な実施を図るため」に設置された経協インフラ戦略会議（平成25年3月12日内閣総理大臣決裁）を経て公表されたもの。

*4 「日本再興戦略（平成25年6月14日閣議決定）」

成長戦略の実行・実現のため打ち出されている3つのアクションプランのうち「国際展開戦略」において「法制度整備の支援」が「海外市場獲得のための戦略的取組」の具体策の一つとして挙げられている。

*5 「経済財政運営と改革の基本方針（平成25年6月14日閣議決定）」

グローバル化を活用した持続的な成長の実現（国際展開戦略）のための重要な取組の一つとして、「我が国が強みを持つ分野での法制度を含む制度整備支援」が挙げられている。

*6 「各国プロジェクト等紹介・成果」

法務省ホームページ〔http://www.moj.go.jp/housouken/housou_icd.html〕を参照。

政策評価調書（個別票 1）

【政策ごとの予算額等】

政策名		施設の整備				
評価方式		事業	政策目標の達成度合い		番号	21
		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度概算要求額
予算 の 状 況	当 初 予 算 （ 千 円 ）	24, 801, 185	24, 121, 261	24, 269, 039	20, 002, 623	34, 792, 306
	補 正 予 算 （ 千 円 ）	3, 141, 249	18, 029, 498	3, 954, 034		
	繰 越 し 等 （ 千 円 ）	46, 943, 506	△ 11, 205, 662	17, 219, 820		
	計（千円）	74, 885, 940	30, 945, 097	45, 442, 893		
執行額（千円）		68, 011, 662	28, 540, 926	41, 269, 176		
政策評価結果の概算要求 への反映状況		行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令第3条第3号に該当する政策について，「事業計画の必要性」，「事業計画の合理性」，「事業計画の効果」の3つの評価資料から評価を実施し，新規採択事業としての要件を満たしたものについて，施設の整備に要する経費を要求した。				

政策評価調書（個別票2）

【政策に含まれる事項の整理】

政策名	施設の整備						番号	21	(千円)	
	予 算 科 目						予算額		政策評価結果の反映による見直し額（削減額）合計	
	整理番号	会計	組織／勘定	項	事項		26年度 当初予算額	27年度 概算要求額		
対応表において●となっているもの	●	1	一般会計	法務本省	法務省施設費	法務省施設整備に必要な経費	16,996,745	32,345,997		
	●	2	一般会計	法務本省	法務省施設費	民間資金等を活用した法務省施設整備に必要な経費	2,249,765	2,249,765		
	●	3	東日本大震災復興特別会計	法務本省	法務行政復興事業費	法務省施設整備に必要な経費	756,113	196,544		
	●	4								
	小計						20,002,623 の内数	34,792,306 の内数		
対応表において◆となっているもの	◆	1								
	◆	2								
	◆	3								
	◆	4								
	小計						の内数	の内数		
対応表において○となっているもの	○	1					< >	< >		
	○	2					< >	< >		
	○	3					< >	< >		
	○	4					< >	< >		
	小計						の内数	の内数		
対応表において◇となっているもの	◇	1					< >	< >		
	◇	2					< >	< >		
	◇	3					< >	< >		
	◇	4					< >	< >		
							の内数	の内数		
合計							20,002,623 の内数	34,792,306 の内数		

平成25年度政策評価書要旨

評価実施時期：平成26年 8 月

担当部局名：大臣官房施設課

施 策 名	施設の整備（伊丹法務総合庁舎整備等事業） （評価書261頁）		政策体系上の位置付け
			VII－14－(2)
施 策 の 概 要 （事業の概要）	司法制度改革の推進や治安情勢の変化に伴って生じる新たな行政需要等を踏まえ，十分な行政機能を果たすことができるよう，執務室等の面積が不足している施設や，長期間の使用により老朽化した施設等について所要の整備を行う。		
予 算 額	平成18～19年度予算額：1,009,568千円	評 価 方 式	事業評価方式
施 策 評 価 の 結 果 の 概 要	1 事業の情報となる項目の変化 新規事業採択時の計画（老朽化及び面積不足の解消，新たな統合受入れ，業務効率の改善並びに利用者へのサービス向上を図る）に沿った整備がなされた。 2 事業の効果の発現状況 ・業務を行うために必要な基本機能の評点が100点以上（146点）であり，基本機能を満たしていることが確認できる。 ・人権，防災性及び保安性について特に充実した取組（各評価A），地域性，環境保全性及びユニバーサルデザインについて充実した取組（各評価B）がなされており，政策に基づく付加機能を満たしていることが確認できる。 ・面積不足の解消を達成できた。 3 事業実施による環境の変化 環境保全性（充実した取組）の結果から，敷地外環境への負荷も抑えられており，特に問題はない。 4 総合的評価 以上1，2，3より，事業の目的をおおむね果たしていると判断できる。		
施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
	-----	-----	-----
	-----	-----	-----
	-----	-----	-----

平成25年度政策評価書要旨

評価実施時期：平成26年 8 月

担当部局名：大臣官房施設課

施 策 名	施設の整備（宮崎法務総合庁舎整備等事業） （評価書267頁）		政策体系上の位置付け Ⅶ－14－（2）
施 策 の 概 要 （事業の概要）	司法制度改革の推進や治安情勢の変化に伴って生じる新たな行政需要等を踏まえ，十分な行政機能を果たすことができるよう，執務室等の面積が不足している施設や，長期間の使用により老朽化した施設等について所要の整備を行う。		
予 算 額	平成18～20年度予算額：3,131,922千円	評 価 方 式	事業評価方式
施 策 評 価 の 結 果 の 概 要	- 事業の情報となる項目の変化 新規事業採択時の計画（老朽及び面積不足の解消，業務効率の改善並びに利用者へのサービスの向上を図る）に沿った整備がなされた。 - 事業の効果の発現状況 - 業務を行うために必要な基本機能の評点が100点以上（133点）であり，基本機能を満たしていることが確認できる。 - 人権，環境保全性，ユニバーサルデザイン，防災性及び保安性について特に充実した取組（各評価A），地域性について充実した取組（各評価B）がなされており，政策に基づく付加機能を満たしていることが確認できる。 - 面積不足の解消を達成できた。 - 事業実施による環境の変化 環境保全性（特に充実した取組）の結果から，敷地外環境への負荷も抑えられており，環境に配慮されている。 - 総合的評価 以上1，2，3より，事業の目的をおおむね果たしていると判断できる。		
施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
	-----	-----	-----
	-----	-----	-----
	-----	-----	-----

平成25年度政策評価書要旨

評価実施時期：平成26年 8 月

担当部局名：大臣官房施設課

評価実施時期	平成20年度～平成37年度			担当部署	国土交通省建設局
施策名	施設の整備（島根あさひ社会復帰促進センター整備事業） （評価書273頁）			政策体系上の位置付け Ⅶ－14－（2）	
施策の概要 （事業の概要）	司法制度改革の推進や治安情勢の変化に伴って生じる新たな行政需要等を踏まえ，十分な行政機能を果たすことができるよう，執務室等の面積が不足している施設や，長期間の使用により老朽化した施設等について所要の整備を行う。				
予算額	平成20～37年度予算額：92,122,030千円		評価方式	事業評価方式	
施策評価の結果の概要	1 事業の情報となる項目の変化 P F I 方式（B O T 方式）による事業で新規事業採択時の計画（全国的な過剰収容状態とそれに伴う処遇環境の悪化等を速やかに緩和，解消し，適正な収容状態を確保することを目的に，新たな刑務所を整備する）どおりに施設が完成した。また，維持管理・運営事業は平成37年度まで継続中である。 2 事業の効果の発現状況 ・業務を行うために必要な基本機能の評点が100点以上（121点）であり，基本機能を満たしていることが確認できる。 ・地域性，人権及び保安性について特に充実した取組（評価A），環境保全性，ユニバーサルデザイン，防災性及び耐用・保全性について充実した取組（各評価B）がなされており，政策に基づく付加機能を満たしていることが確認できる。 ・著しい過剰収容状態とそれに伴う処遇環境の悪化等の緩和を図ることができた。 3 事業実施による環境の変化 環境保全性（充実した取組）の結果から，敷地外環境への負荷も抑えられており，特に問題はない。 4 総合的評価 以上1，2，3より，事業の目的をおおむね果たしていると判断できる。				
施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）		

政策評価調書（個別票１）

【政策ごとの予算額等】

政策名		法務行政情報化の推進				
評価方式			政策目標の達成度合い		番号	22
		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度概算要求額
予算 の 状 況	当 初 予 算 （ 千 円 ）	977,972	1,039,794	1,092,508	1,128,600	1,492,255
	補 正 予 算 （ 千 円 ）	0	0	△ 71,433		
	繰 越 し 等 （ 千 円 ）	650	0	0		
	計（千円）	978,622	1,039,794	1,021,075		
執行額（千円）		930,418	944,734	941,895		
政策評価結果の概算要求 への反映状況						

政策評価調書（個別票2）

【政策に含まれる事項の整理】

政策名	法務行政情報化の推進						番号	22	(千円)		
	予 算 科 目						予算額		政策評価結果の反映による見直し額（削減額）合計		
	整理番号	会計	組織／勘定	項	事項		26年度 当初予算額	27年度 概算要求額			
対応表において●となっているもの	●	1									
	●	2									
	●	3									
	●	4									
	小計						の内数	の内数			
対応表において◆となっているもの	◆	1	一般	法務本省	法務行政情報化推進費	法務行政情報化推進に必要な経費	1,128,600	1,492,255			
	◆	2									
	◆	3									
	◆	4									
	小計						1,128,600 の内数	1,492,255 の内数			
対応表において○となっているもの	○	1					< >	< >			
	○	2					< >	< >			
	○	3					< >	< >			
	○	4					< >	< >			
	小計						の内数	の内数			
対応表において◇となっているもの	◇	1					< >	< >			
	◇	2					< >	< >			
	◇	3					< >	< >			
	◇	4					< >	< >			
							の内数	の内数			
合計							1,128,600 の内数	1,492,255 の内数			